

箱根町第 4 次都市計画マスタープラン

令和 9 年度～令和18年度

目次

はじめに.....	1
第1章 箱根町が目指す都市づくり.....	2
1 都市計画マスタープランとは	2
2 都市計画マスタープラン策定のスタンス.....	5
3 町民と協働したプランづくり.....	9
4 箱根町が抱える都市づくりの課題.....	11
5 箱根町が目指す都市づくりの目標.....	13
第2章 町全体に共通する都市づくり(全体構想).....	18
1 全体構想について	18
2 自然環境の保全の考え方	19
3 土地利用の考え方	21
4 交通施設の整備の考え方	25
5 都市基盤施設の整備の考え方	29
6 景観の保全・形成の考え方.....	34
7 防災対策の考え方	35
第3章 地域ごとの都市づくり(地域別構想).....	38
地域別構想について.....	38
湯本地域(湯本・湯本茶屋・須雲川・畑宿・塔之澤地区).....	39
温泉地域(大平台・宮ノ下・小涌谷地区)	42
宮城野地区(宮城野・強羅・二ノ平地区)	45
仙石原地域	48
箱根地域(元箱根・箱根・芦之湯地区).....	51
第4章 町民を主体とした都市づくりの実現へ向けて	54
1 町民主体の都市づくり.....	54
2 都市計画マスタープランの着実な推進	61
第5章 箱根町はどんなまち	62
1 まちのあゆみ.....	62
2 まちの特性	63
第6章 都市づくりの町民のおもい	77
1 町民アンケート.....	77
2 地域別まちづくりワークショップ	81
資料.....	92
1 箱根町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会・ 地域別まちづくりワークショップ名簿	92
2 箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会等設置要綱	94

はじめに

本町は、箱根火山がもたらした美しい自然景観と豊富な温泉資源に恵まれた、首都圏に最も近い国立公園であり、豊かな自然にあふれる国際観光地として発展してまいりました。

私たちの暮らしは、常に豊かな自然環境によって支えられており、本町が誇るこのかけがえのない自然こそが、私たちにとって最大の財産です。そのため、優れた自然環境をできる限り保全し、適切なルールのもとでバランスの良いまちづくりを行いながら、自然と共生した持続可能なまちを次の世代へ引き継いでいくことが、私たちの大きな役割だと考えております。

近年は、人口減少や少子高齢化の進展をはじめ、相次ぐ自然災害、多様化する町民の皆さまのニーズや観光需要など、まちを取り巻く環境が大きく変化しています。

こうした課題にしっかりと対応するため、災害から命と暮らしを守る防災・減災対策の強化をはじめ、渋滞の緩和や公共交通の使いやすさ向上といった快適な交通環境の整備を進めるとともに、誰もが安心して住み続けられる暮らしの場としての魅力を高め、本町の強みである観光地としての賑わいや魅力にも一層磨きをかけていく必要があります。こうした取り組みを総合的に進め、これからの都市づくりの「みちしるべ」となる新たなマスタープランを策定しました。

本プランの策定にあたっては、策定検討委員会や地域別ワークショップなどを通じて、多くの町民の皆さまから熱意あふれる貴重なご意見やご提案をいただきました。皆さまとともにまちの課題を考え、対話を重ねてきた経験は、これから協働でまちづくりを進めていくための大切な糧となるものです。

今後におきましても、まちづくりの主役である町民の皆さまが中心となるまちづくりを推進し、本プランの目標である「自然の恵みを基礎に 安心な暮らしと魅力あふれる賑わいが 幸せをめぐらせるまち」の実現に向けて、力を尽くしてまいります。

結びに、今回の計画策定にあたりご協力とご尽力をいただきました多くの町民の皆さま、関係各位に心より感謝申し上げます。

箱根町長 勝俣浩行

第1章 箱根町が目指す都市づくり

1 都市計画マスタープランとは

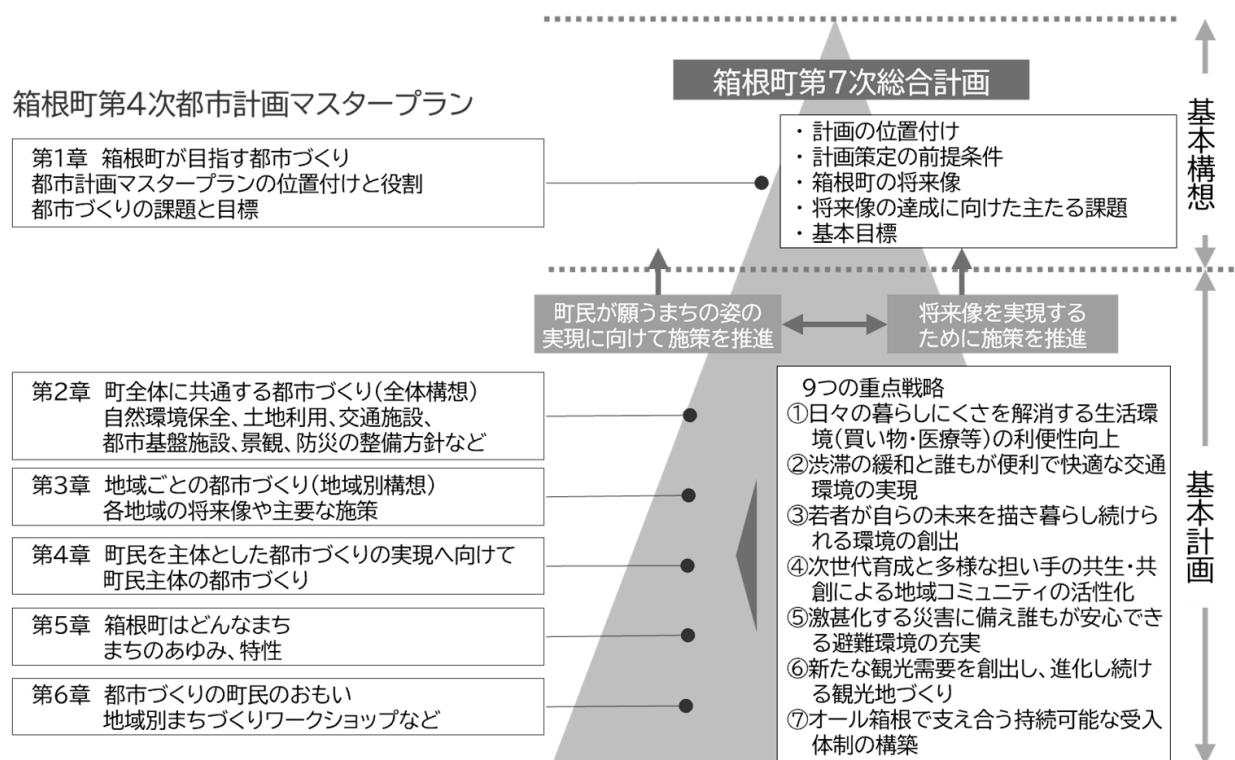
1「まちづくり」と都市計画マスタープラン

「まちづくり」というコトバは、さまざまな場面で使われています。

この「まちづくり」を別のコトバで言い換えると、「人が生きていく上で必要な環境(条件)を整え・より良く改善していくこと」であるといえます。

そこで「まちづくり」を適切・効果的に進めるため、そのまちの将来像を定め、実現していくための取組や期間を計画という形で「見える化」し、町民と行政が協働してまちづくりを進めるための「みちしるべ」として示していく必要があります。

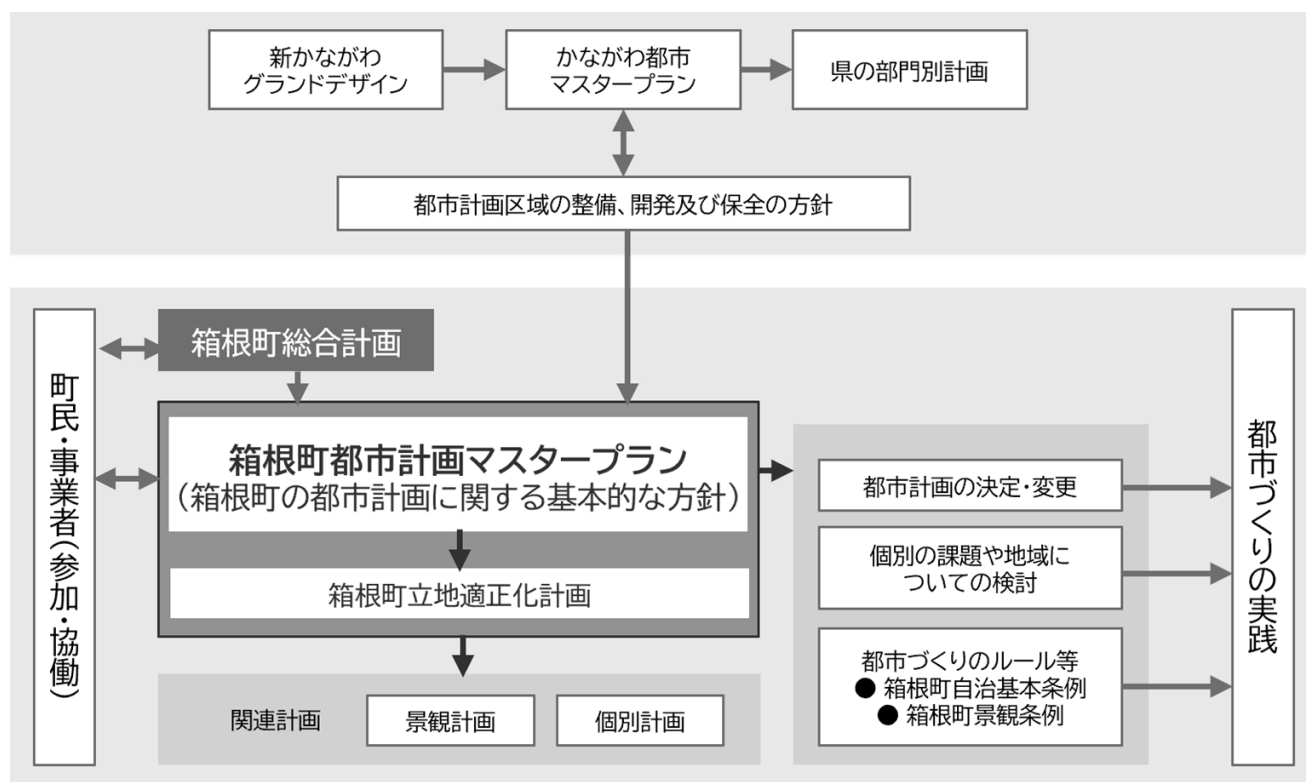
「まちづくり」全般にわたる計画は、まちの最上位計画にあたる総合計画です。都市計画マスタープランは、「まちづくり」のうち住みやすい環境や施設の整備(自然環境の保全、土地利用の誘導、道路・公園の整備など)等の「都市づくり」についてそのあり方や取組の詳細を「みちしるべ」として示すものです。



2 都市計画マスタープランの相関

都市計画マスタープランとは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことを指し、「箱根町総合計画」が示すまちづくりの方針に沿って、都市づくりの目標と基本的な方向を表すものです。策定にあたっては、「かながわ都市マスタープラン」や県が都市計画区域ごとに定める広域的な方針「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（＝都市計画区域マスタープラン）」に即して策定するものです。

箱根町都市計画マスタープランの相関



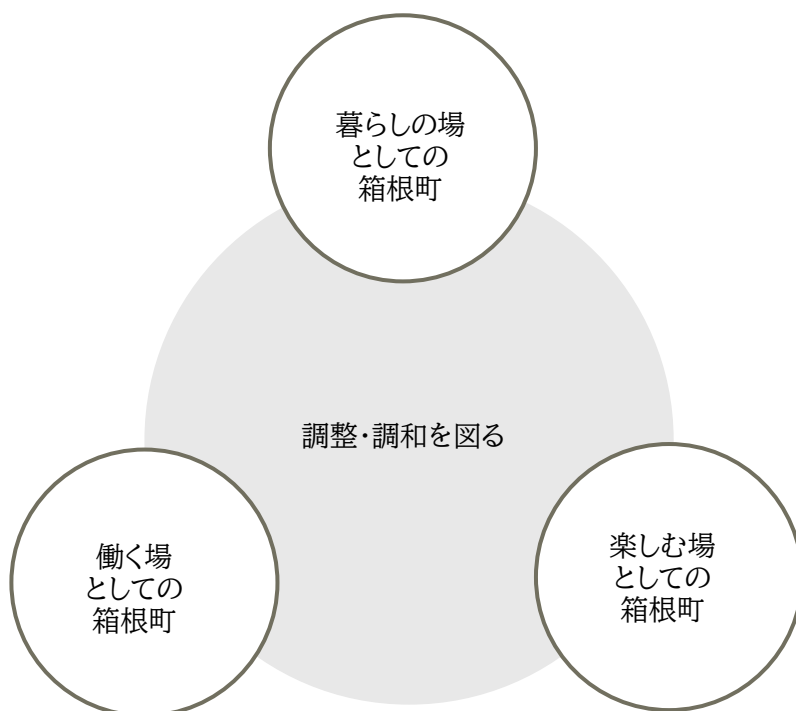
3 都市計画マスタープランの役割

箱根町には多くの人が暮らし、働き、そして訪れており、日常生活を行う「暮らしの場」、さまざまな仕事を行う「働く場」、観光など観たり体験する「楽しむ場」等さまざまな顔があります。

しかし、それぞれが自由に土地を利用したり、建物や工作物を建てたりすると、自然が壊されてしまったり、公共施設の整備を阻害したり、働く場所や買い物の場所と住む場所が分離されてしまったりして、住みにくいまちとなってしまうことがあります。

そこで、土地の使い方や建物の建て方のルールを定めることで「暮らしの場」・「働く場」・「楽しむ場」の調和を図りながら、計画的に道路や下水道などの都市施設を整備していく「都市づくり」が必要となります。

この「都市づくり」を進める基本となる計画が「都市計画マスタープラン」です。



2 都市計画マスタープラン策定のスタンス

1 都市計画マスタープラン策定の背景

箱根町では、平成 29(2017)年に「箱根町第 3 次都市計画マスタープラン」を策定し都市づくりを総合的に進め、現在まで一定の成果をあげてきましたが、令和 8(2026)年度をもって計画期間が終了するため、次期計画を策定するものです。

▶次期都市計画マスタープラン策定の留意点

①社会環境の変化への対応

現在、わが国においては少子高齢化が一段と進行しているほか、火山噴火や大地震、頻発化・激甚化する大雨や土砂災害などの大規模な自然災害に対する防災対策や危機管理意識の高まり、環境問題の深刻化など、多様な課題に直面しています。さらに、地域社会におけるコミュニティの希薄化や衰退といった社会構造の変化も、本町にも大きな影響を与えています。

本町においては、外国人居住者数が増加傾向にある一方で、若年層の流出の進行が深刻化しており、交通渋滞の常態化や公共交通機関の減便による生活利便性の低下などが大きな課題となっています。

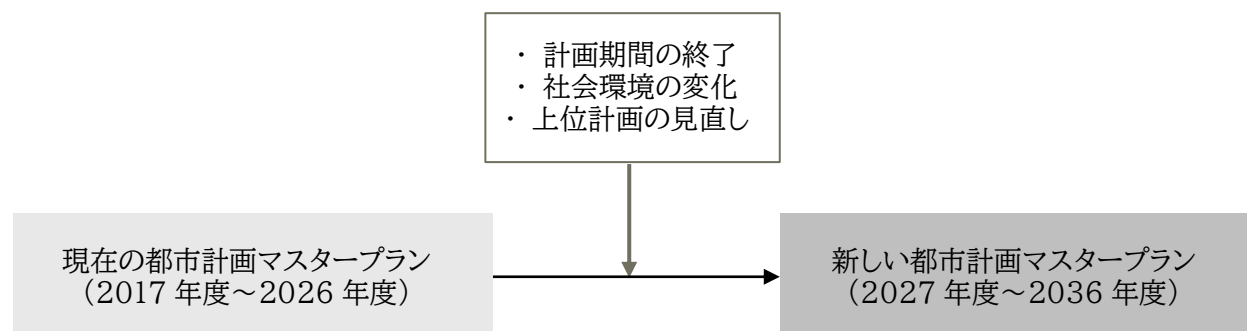
今回策定する都市計画マスタープランでは、こうした社会動向や全国的な都市づくりの潮流、また、関連法制度の改正などを的確に捉え、時代に即した持続可能なまちづくりを推進するための対応を図る必要があります。

② 上位計画との連携

令和9(2027)年度からスタートする「箱根町第7次総合計画」などの上位計画との連携を図り、それぞれの将来像やまちづくりの基本的方向等と整合性のとれた内容にしていく必要があります。

2 新しい都市計画マスタープランの計画期間

新しい都市計画マスタープランは 10 年後を見据えた計画とし、令和9(2027)年度から令和 18(2036)年度を計画期間とします。



3 都市計画マスタープランの変遷

本町では、平成 8(1996)年の計画策定以来、次のとおり中長期的視野による都市づくりを進めています。

第 1 次都市計画マスタープラン		
将来都市像		快適環境都市・はこね
計画期間		平成 8 年度 から 平成 18 年度 まで
将来人口		18,500 人(計画人口)
都市づくりの基本理念 (目標・方向性)		・良好な生活環境の整備 ・自然環境の一層の保護、保全 ・リゾート環境の充実
地域整備の 目標	湯本地域	伝統工芸と湯のまち、箱根のゲートゾーン
	温泉(宮ノ下)地域	歴史の香りたどよう自然散策ゾーン
	宮城野地域	住環境と観光・文化の融合するゾーン
	仙石原地域	自然と遊べる高原リゾートゾーン
	箱根地域	湖畔の歴史と伝統文化ゾーン

第2次都市計画マスタープラン		
将来都市像		人・心・自然、やさしさと出会いを創造する町ー箱根
計画期間		平成 19 年度 から 平成 28 年度 まで
将来人口		12,000 人(推計人口)
都市づくりの基本理念 (目標・方向性)		・快適で活気のある生活環境づくり ・共生するまちづくり ・魅力ある観光のまちづくり ・美しい街なみづくり ・安全で安心なまちづくり ・広域的連携の強化 ・町民参加のまちづくり
地域の 将来目標	湯本地域	清流と湯のまち 箱根の玄関口
	温泉(宮ノ下)地域	歴史がかおる 癒しの温泉ゾーン
	宮城野地域	四季の花が感じられる里山と温泉保養地ゾーン
	仙石原地域	自然と遊べる高原スパリゾート
	箱根地域	湖畔の歴史と伝統文化ゾーン

第 3 次都市計画マスタープラン		
将来都市像		人と自然のやさしさに抱かれ 住んで満たされ、訪れて満たされる 活力のあるまち
計画期間		平成 29(2017)年度 から 平成 38(2026)年度
将来人口		10,000 人(推計人口)
都市づくりの基本理念 (目標・方向性)		・安全でより良い生活環境の都市づくり ・人と自然にやさしい観光の都市づくり ・美しい景観の都市づくり ・協働の都市づくり ・広域的連携の強化による都市づくり
地域の 将来目標	湯本地域	清流と湯のまち 心あふれる箱根の玄関口
	温泉地域	近代日本の歴史が薫る 水と緑の温泉保養地
	宮城野地域	多彩な自然と豊かな泉質 心を満たす緑風の里
	仙石原地域	四季の自然を楽しむ いこいの高原リゾート
	箱根地域	歴史と伝統文化が息づく 湖畔の交流空間

4 新しい都市計画マスタープランの策定スタンス

新しい都市計画マスタープランでは、「実現性の高さ」、「町民との協働」、「地道な対応」を目指した計画の策定を行っています。

実現性①実現性の高い計画づくり

現行計画の実施状況を考察し、現在における都市づくりの課題を抽出した上で、施策の選択を充分精査し、この先 10 年間に於いて実現性の高い計画づくりを目指します。

協働②町民と協働する都市づくり

町民などの意見を十分反映させた計画づくりに取り組むとともに、計画策定後の施策の実施や計画の進行管理等、町民との協働による都市づくりを目指します。

地道な対応③一つひとつの課題への地道な対応

これまでに残された課題と新しく生まれた課題に対して、町民との役割分担のもと、一つひとつ地道に対応したものにします。

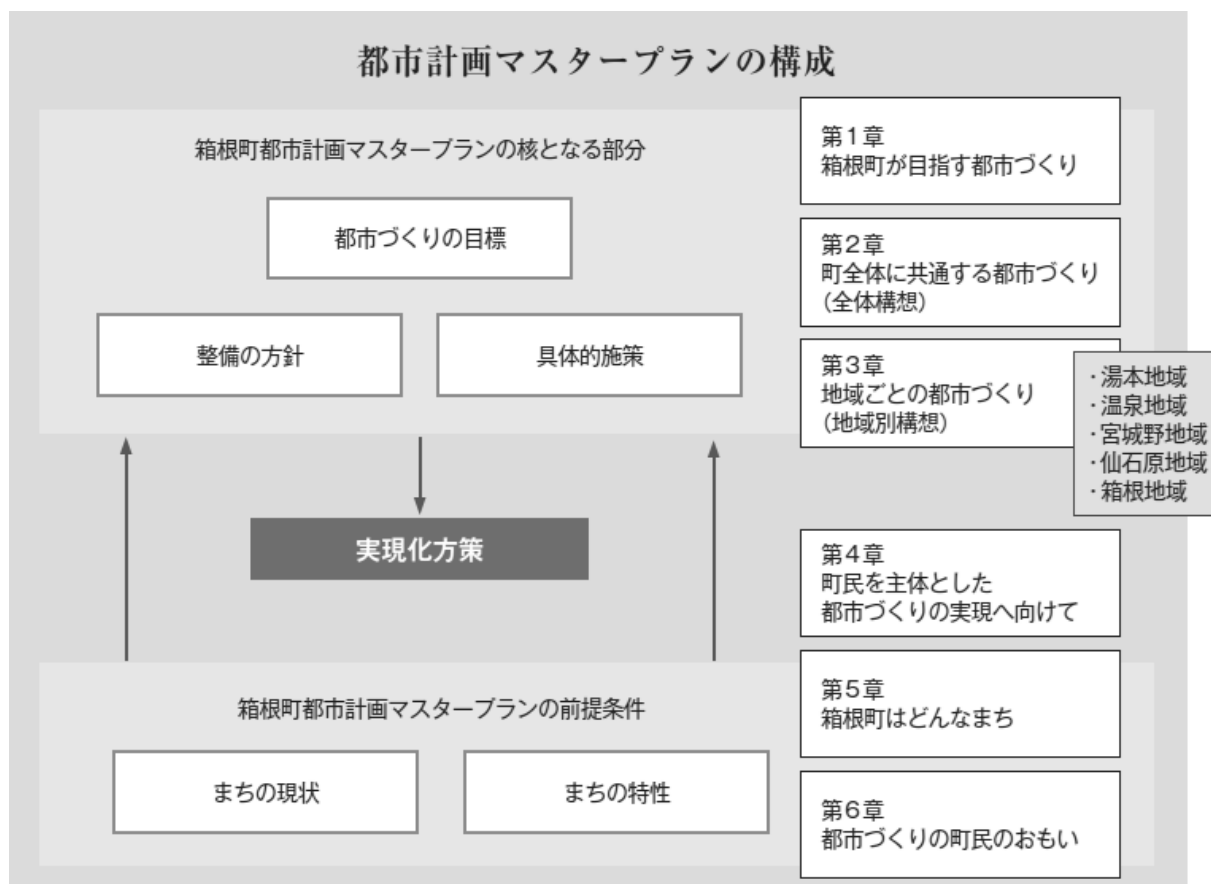
地域コミュニティの再構築

地域コミュニティとは、一定の地域を基盤とした住民組織であり、人と人とのつながりです。そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域に関わるさまざまな活動を個人・団体・事業所・行政と協働しながら自主的・主体的に展開している団体・組織(集団)を指します。人口減少や少子高齢化の進行によるコミュニティの構成員の変化や、近隣関係の希薄化などにより既存のコミュニティの存続が困難になってきています。

今後のまちづくりを考えた場合、防災面における「共助」や高齢者の生活や介護に、子どもの見守りなど防犯・交通安全等、地域の果たす役割は今後も増大し、コミュニティへの期待は大きくなるばかりであり、町民の地域活動への参加の増進や自治会等のあり方を時代に適したものとする等、地域コミュニティの再構築が求められています。

5 計画の構成

計画の構成にあたっては、箱根町の「都市づくりの目標」やその「整備の方針」、「具体的施策」などを前段に配置しマスタープランの核となる事項を示しています。マスタープラン策定の前提条件となる「まちの現状」や「特性」などについては、敢えて後段に配置しました。



3 町民と協働したプランづくり

1 プランの策定体制(フロー)

「箱根町第4次都市計画マスタープラン」の策定は、町の特性や課題とその解決策などについて広く町民から意見を求め、町民と協働して取り組むため、以下のフロー図の体制としました。

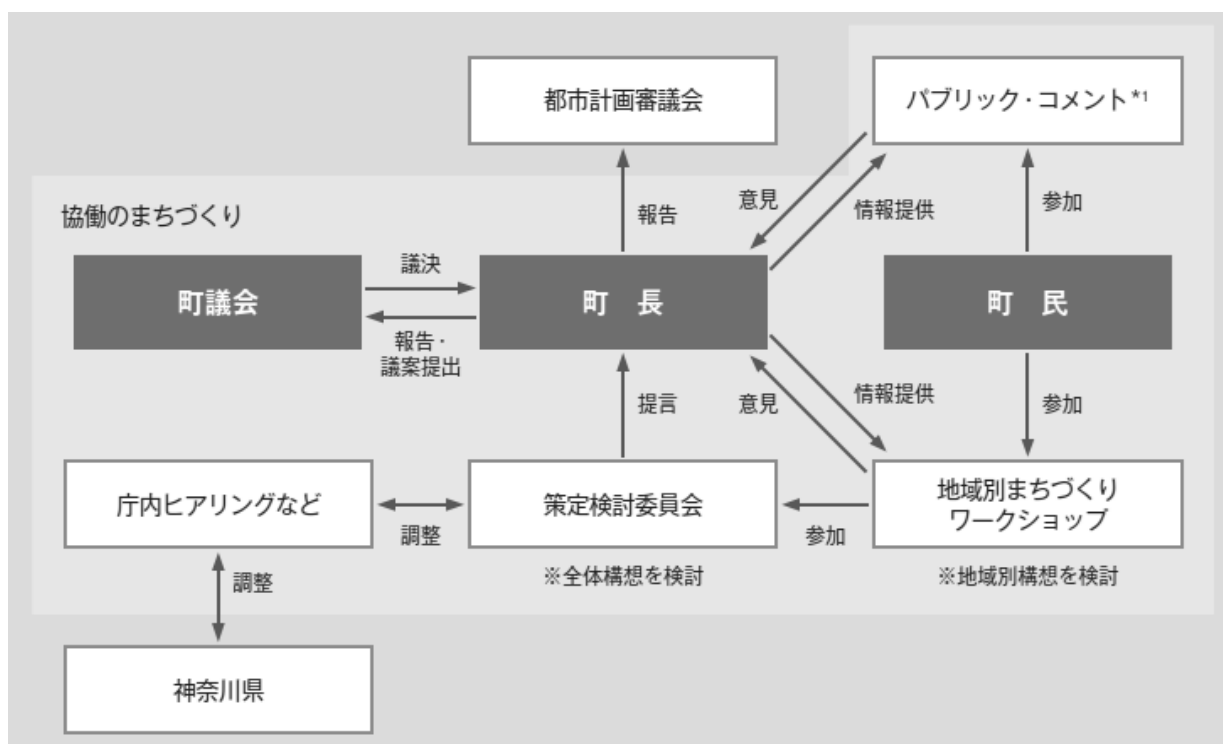
①策定検討委員会

14名の委員と1名のオブザーバーをもって組織し、町の目指すべき将来像、目標、将来都市構造の検討および町全体に関する土地利用の基本方針などの検討を行いました。

②地域別まちづくりワークショップ

湯本地域、温泉地域、宮城野地域、仙石原地域、箱根地域の各地域で組織し、地域の課題や変化、目指すべき将来像などについての話し合いを行い、地域別構想案の策定を行いました。

箱根町第4次都市計画マスタープラン策定体制フロー図



2 策定検討委員会・地域別まちづくりワークショップの開催状況

箱根町第4次都市計画マスタープラン策定検討委員会および地域別まちづくりワークショップは、令和8(2026)年4月から8月までの間、次のとおり開催されました。

会議		開催日	主な内容
第1回地域別まちづくりワークショップ			・ワークショップの趣旨説明 ・10年間での地域の変化について話し合い ・これから10年先の地域づくりについて話し合い
	湯本地域	R8.5.8	
	温泉地域	R8.4.15	
	宮城野地域	R8.4.21	
	仙石原地域	R8.4.14	
	箱根地域	R8.4.23	
第1回策定検討委員会		R8.5.20	・計画の策定について ・第1回ワークショップの結果報告
第2回地域別まちづくりワークショップ			・第1回ワークショップの結果の共有 ・今後のまちづくりについて深堀 ・立地適正化計画の概要説明 ・誘導区域・誘導施設について話し合い
	湯本地域	R8.6.22	
	温泉地域	R8.7.17	
	宮城野地域	R8.7.14	
	仙石原地域	R8.6.29	
	箱根地域	R8.7.8	
第2回策定検討委員会		R8.8.6	・策定にあたり重視する視点について ・全体構想の修正案について ・立地適正化計画の骨子案および各誘導区域の設定案について

4 箱根町が抱える都市づくりの課題

都市づくりの課題をまとめました。

箱根町の特性からみる本町の現状(P64以降参照)や町民アンケート(P78以降参照)、地域別まちづくりワークショップにおける町の課題(P82参照)などの重視する視点を踏まえ、都市づくりの課題をまとめると次の8つが考えられます。

①防災力の強化

国内気象観測史上最多となる日降水量を記録した令和元年東日本台風など、近年頻発する豪雨に伴う土砂災害や河川の増水といった自然災害に対応した護岸環境整備や河川改修の促進等が求められています。

また、本町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」、「首都直下地震緊急対策区域」に指定されているため大規模地震へ備え、町民が安全・安心して住まえ、観光客が滞在できる環境を整える必要があります。

そのほか、大涌谷の火山活動は、町民の生活や観光面において大きな影響をおよぼすため、今後も継続した対策が求められています。

②住居環境の維持向上と多様化する社会への対応

本町は人口減少が進行しており、空き家を活用した民泊も増加しているなど、住環境の質的な変化がみられます。

定住機能の強化や、子育てしやすい環境の整備により人口減少に歯止めをかけるとともに、外国人居住者・就業者と共生した地域コミュニティの再構築も求められています。

③生活利便性の維持・確保

高齢化率は38.3%と本町は超高齢社会の状況にあります。その中で、生活利便施設の減少が進み、また、バスの運転手不足に伴うバスの減便などがみられます。さらなる高齢化を見据え、また、定住促進の基礎として、身近な生活利便性の維持・確保が必要です。

④観光地としての魅力の向上

一つひとつの観光資源や既存の地域資源を再度掘り起し磨き上げるなど、更なる有効活用を図るとともに、安全で快適な歩行環境の整備や、ユニバーサルデザインに配慮した観光施設の整備等、国際観光地としての魅力向上に努める必要があります。

また、現在観光施設が集積している地域において既存資源の有効活用も求められています。さらに、観光需要に応じた交通環境の改善も必要です。

⑤自然環境の保全

芦ノ湖を取り巻くように険しい山々が連なる起伏に富んだ自然環境と生息する多くの動植物は、本町の重要な観光資源であり、これらの保全は町の第一の使命であるといえます。これまで自然公園法や都市計画法などにより、この良好な自然環境は守られていますが、今後も法規制等に基づく保全を最優先とし、秩序ある土地利用を行い、自然と共生を図る必要があります。

⑥景観の保全と形成

仙石原湿原やすすき草原、芦ノ湖や早川・須雲川水系、箱根の山なみなどの優れた自然景観の適切な保全対策に努めるとともに、眺望を阻害している樹木等の適切な管理による景観の維持・回復を図り、更なる観光地としての魅力を維持向上させるため、街なみや歴史資源と調和した景観の形成を図っていくことも求められています。

また、公共施設の整備などにおいては景観との調和に十分配慮するとともに、景観行政団体として、より積極的に町民の自主的な景観まちづくりの支援に努めていく必要があります。

⑦町民参加の都市づくり

町民参加による開かれた町政を推進するため、町民への情報提供と説明責任を果たしていくとともに、町民同士がお互いに支えあい、助けあう地域活動の活性化が必要です。

また、現在、町民活動団体や NPO、ボランティア団体などがさまざまな分野で活動を展開していますが、このような活動を通じて蓄積された成果を踏まえ、町民と行政とが一体となって都市づくりを進めていくことが求められています。

⑧近隣の県、市町との連携

国内外から多くの人々が訪れ、交流する地域としての魅力の向上や防災力の強化など、観光面と防災面において近隣の県や市町との連携をさらに強めていく必要があります。

5 箱根町が目指す都市づくりの目標

まちの将来の姿はどういったものでしょう。

(1) 上位・関連計画における将来像

「箱根町第7次総合計画」では、今後目指すべき姿(将来像)を次のとおりに定めています。

『にぎわいと 自然の恵みを礎に 幸せめぐる未来へ』

本町は、自然や文化のもと営まれる暮らしや、世界中から訪れる人々の交流が生み出す「にぎわい」によって発展してきました。今後は、これまで以上に暮らしと観光の好循環を生み出すことで、すべての人々が「幸せ」を実感し、その「幸せ」が将来にわたってめぐり続ける未来を目指します。

新かながわグランドデザイン(基本構想)

『いのち輝くマグネット神奈川』

・基本理念

新かながわグランドデザイン(基本構想)は、2040(令和 22)年を展望し、「『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を基本理念に掲げ、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめたものであり、県民一人一人のいのちを輝かせるとともに、人やものを引きつける魅力を持った神奈川の実現を目指していくものです。

・将来像

- ①行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
- ②いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
- ③県民総力戦で創る神奈川

かながわ都市マスタープラン

『地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市かながわ』

「環境共生」と「自立と連携」の 2 つを県土・都市づくりの方向性として定め、県民・市町村との協働のもとに、災害に強く誰もが生き生きと暮らせるような総合的かつ計画的な都市づくりを展開するとしています。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和 7 年 11 月)

『歴史と自然につつまれ観光と交流によるにぎわいのある都市づくり』

県西都市圏域は、2 市 8 町(小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町)で構成され、県土の西部に位置しています。

富士・箱根・伊豆に連なる豊かな自然を背景に、山・川・海・湖・温泉、歴史や文化などの観光資源に恵まれた「県西都市圏域」では、これらの資源の保全・活用を図りながら、隣接する山梨・静岡両県と連携しつつ国内外から多くの人々が訪れ、交流する地域としての魅力の向上や、地域活力の向上に資する都市機能の集積を図り、職・住・遊が一体となって豊かな暮らしを実現できる都市づくりを目指すとしています。

(2)まちの将来人口

「箱根町第 7 次総合計画」の策定にあたり行った将来人口の推計では、日本人の人口は令和 7 (2025)年に 9,309 人であったものが、令和 12(2030)年には 8,624 人、令和 17(2035)年には 7,892 人になるとされています。

この推計による 0～14 歳の年少人口比率は 5.6%(令和 7 年)から 5.0%(令和12年)、4.5%(令和17年)と減少し、15～64 歳の生産年齢人口比率は 52.3%(令和 7 年)から 52.3%(令和12年)、52.0%(令和17年)まで減少します。一方で、65 歳以上の老年人口比率は 42.1%(令和 7 年度)から、42.7%(令和 12 年度)、43.5%(令和 17 年度)まで高まります。

また、外国人の人口は、令和 2 年(2020)年の 608 人から令和 7(2025)年の 1,219 人と約 2 倍に増加しています。将来推計によると、令和 12(2030)年には 1,783 人、令和 17(2035)年には2,130人となり、総人口に占める外国人の割合が約 2 割となることが予想されます。

外国人人口の増加により、総人口は令和 12(2030)年には 10,407 人、令和 17(2035)年には 10,022 人になることが見込まれています。

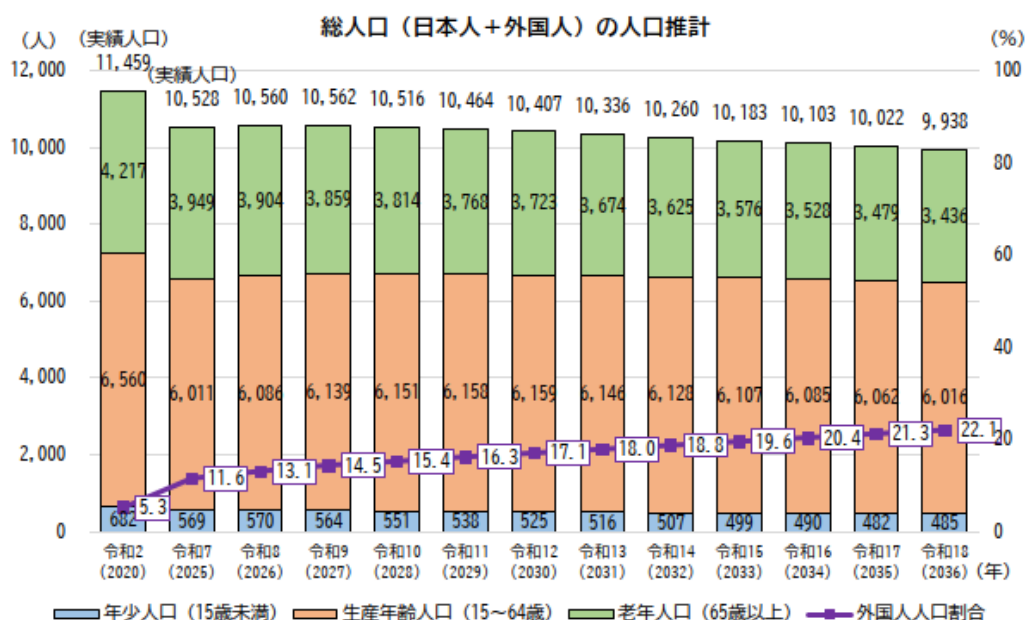
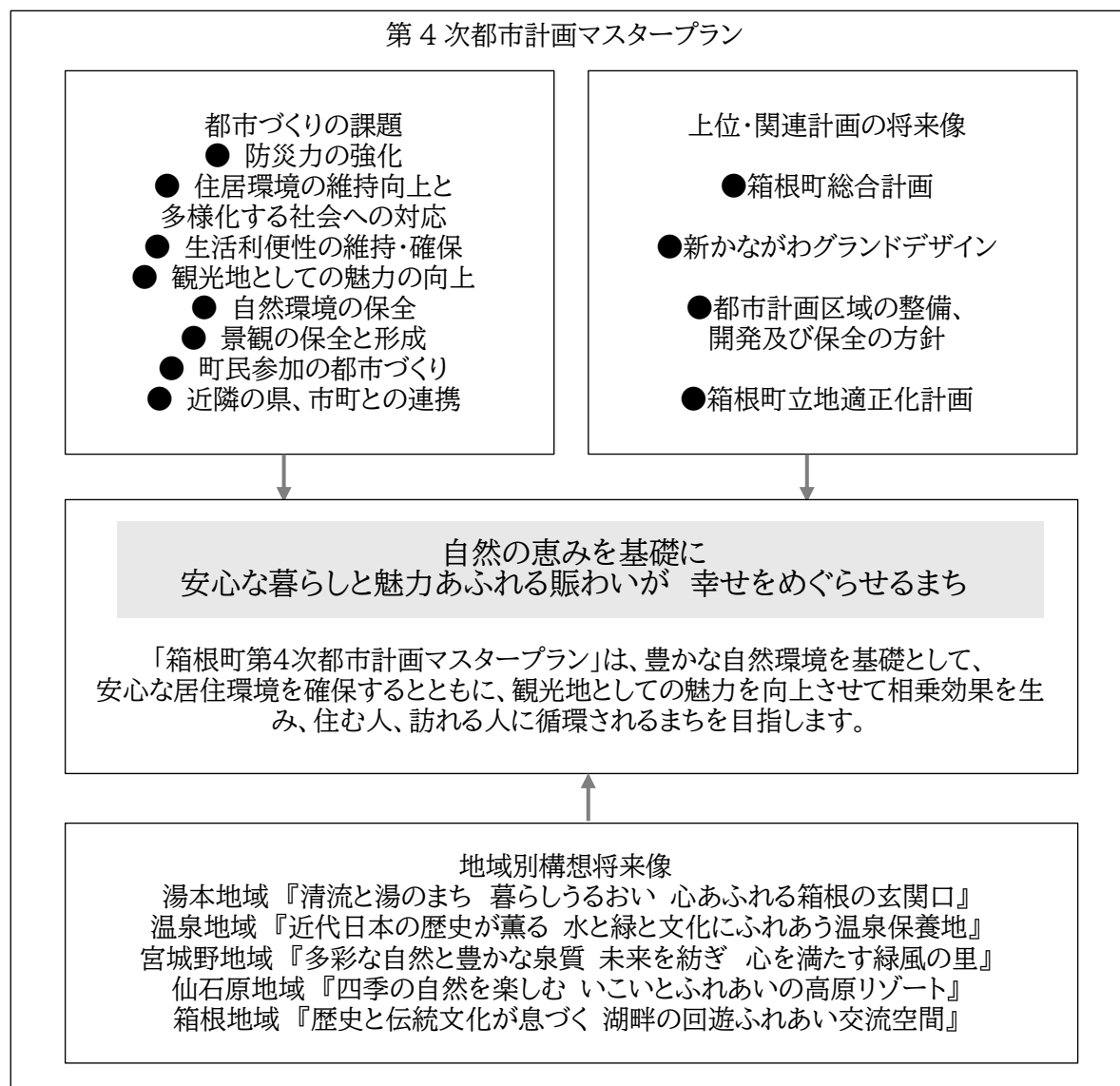


図 箱根町の人口見通し(第7次箱根町総合計画)

「箱根町第 4 次都市計画マスタープラン」では、まちづくりの枠組みとしての人口規模を「箱根町第 7 次総合計画」において目指す人口水準である 10,000 人とし、本町における適正な都市基盤や住環境の整備を図っていきます。

(3)都市づくりの目標

上位・関連計画の将来像と町全体の都市づくりの課題や地域別構想の将来像を踏まえ、本町の目指す都市づくりの目標を、次のように定めます。



(4)都市づくりの基本的な方向

目標の実現化に向け、次のとおり基本的な方向を定めて進めていきます。

都市づくりの基本的な方向

①安全でより良い生活環境の都市づくり

本町特有の火山活動や大規模地震など自然災害から、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在を確保するために、防災力と減災力を高める取組を図っていきます。また、少子高齢化に対応した子育てや高齢者の生活が快適に送れるような住居環境の整備を目指します。

定住促進と超高齢社会への対応として、子育てや高齢者の生活が快適に送れるよう、買い物利便性や公共交通の利便性の維持・確保など、より暮らしやすい環境づくりを目指します。

②人と自然にやさしい観光の都市づくり

富士箱根伊豆国立公園を形成している豊かな自然環境と貴重な動植物の保全を最優先とし、自然環境などに配慮した生活空間の確保を図っていきます。また、高齢者や子ども、外国人観光客などすべての人にやさしいユニバーサルデザインを取り入れた施設整備を進め、生活の場や国際観光地としての魅力の向上を目指します。

③美しい景観の都市づくり

仙石原湿原やすすき草原、箱根の山なみや芦ノ湖、河川などがつくる優れた自然景観の適切な保全に努め次代に継承します。また、景観計画に掲げる景観形成の目的である「町民が愛着と誇りをもって住み続けられる環境」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境」の創出に努めます。

景観計画の効果的な運用を通じて、今後も町を取り巻く景観環境の変化に適切に対応しながら、本町の良好な景観づくりを推進します。

④協働の都市づくり

都市づくりは、町が主体となって取り組む施策と、町民などが主体となって取り組む施策の両面により相乗効果を発揮し、将来像の実現をより進めるものと考えます。特に本プランの地域別構想の実現に向けては、計画策定の段階からの町民参画や町民と町との役割の明確化など協働で取り組む体制を整え、町民主体による都市づくりに努めていきます。

⑤広域的連携の強化による都市づくり

県西都市圏域内における小田原市や南足柄市、隣接県の三島市や御殿場市などと生活面、観光面において密接な関係がありますが、今後は、防災面も含めた相互における人、モノ、情報の円滑な連携の強化を図り、より魅力的で活力のある都市づくりを目指します。

第2章 町全体に共通する都市づくり(全体構想)

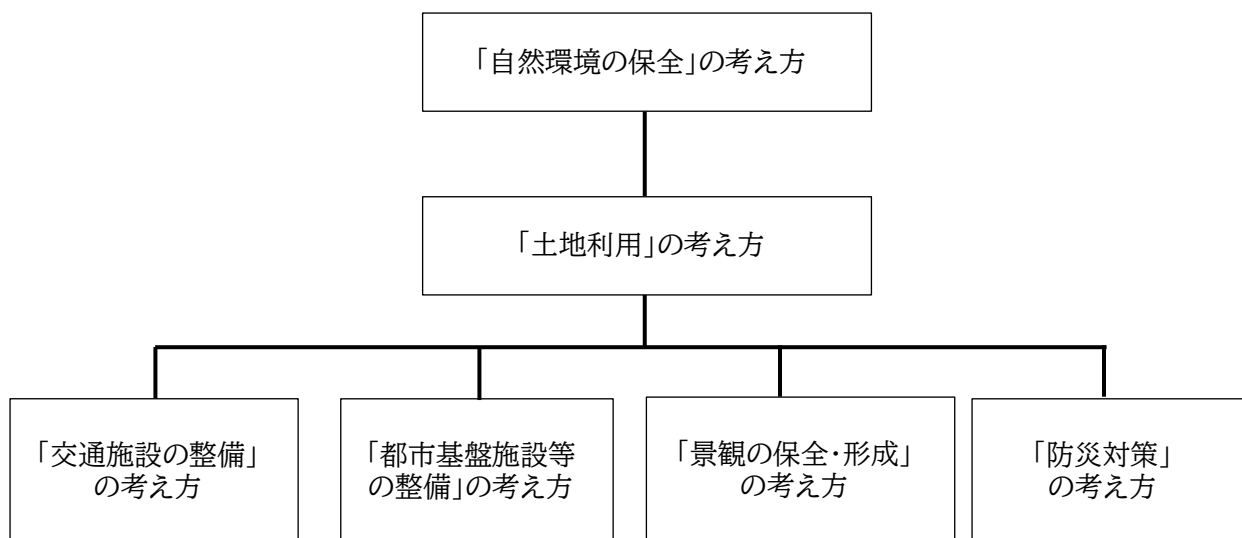
1 全体構想について

1 全体構想の表すもの

本都市計画マスタープランの目指すべき将来像の実現に向け、土地利用や都市基盤施設などの整備、景観形成や防災といった分野における、町全体に共通する都市づくりの大きな考え方を明らかにしています。

2 全体構想の構成

本町の宝というべき豊かな自然環境は、他に類をみないほどの魅力あふれる自然景観を生み出し、町民や国内外から訪れる多くの観光客に癒しと活力を提供し続けており、その保全は町の第一の使命といえます。そこで、全体構想においてはまず、第一に本町の都市づくりの前提と考える「自然環境の保全の考え方」を表した上で、それを踏まえ引き続き「土地利用」、「交通施設の整備」、「都市基盤施設等の整備」、「景観の保全・形成」、「防災対策」それぞれの考え方を示しています。



2 自然環境の保全の考え方

基本方針

箱根火山がもたらす優れた自然景観と豊かな天然資源に恵まれた本町は、昭和 11(1936)年に国立公園に指定され、これら天与の自然環境を保全しつつ、適正な制限のもとに合理的な土地利用を図るという基本理念のもと、自然美豊かな国際観光地として着実な発展を遂げてきました。

本町のもつ豊かな自然環境は、国内外から訪れる多くの観光客を魅了し続けており、この自然環境こそが本町を支える最も大切な資産であるといえます。

そのため、今後も豊かな自然環境を可能な限り保全することを第一の使命とし、その上で秩序ある土地利用を行い、自然と共生する豊かで住み良い、多くの人々に愛される持続可能な都市づくりの実現を図ります。

1 自然環境の保全

①自然公園法による自然環境の保全

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に指定され、自然公園法に基づいた保全策がとられており、このうち特別保護地区、第 1 種特別地域、第 2 種特別地域A区域および第 3 種特別地域A区域(P76参照)に指定されている区域は、本町の豊かな自然環境を形成するとともに、多様な生態系を確保する重要な役割を有しています。

そのため、これらの地域については、都市の骨格を形成する緑地として、さらには町の宝として、今後も厳正に保全を図っていきます。

②森林資源の保全と災害防止など

新緑や紅葉などの四季を彩る木々を携えた森林は、優れた自然景観を生み出すとともに、空気の浄化等の機能を有していることから、風致の良好な地域等は、保健保安林として保全を図ります。

また、山岳地形である本町は、急傾斜地が多いことから、土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林などの樹林地の保全に努め、土砂の流出や崩壊等の災害防止を図っていきます。

③水資源の保全

温泉は、箱根火山の大いなる恵みであり、本町の観光を支える重要な天然資源であるため、掘削や増掘などは県の指導のもとに慎重に行う等、県との連携を図りながら保護に努めていきます。

また、地下水はその採取により水資源や温泉資源の枯渇化が危惧されていることから、温泉を含めた状況を継続的に調査し、永続的に守り続けるための対策の検討を図ります。

④湖・河川的环境保全

芦ノ湖をはじめ早川や須雲川水系については、早川水系河川整備計画に基づく多自然川づくりを推進するとともに、下水道整備などによる水質環境保全と自然環境に配慮した護岸整備を推進します。

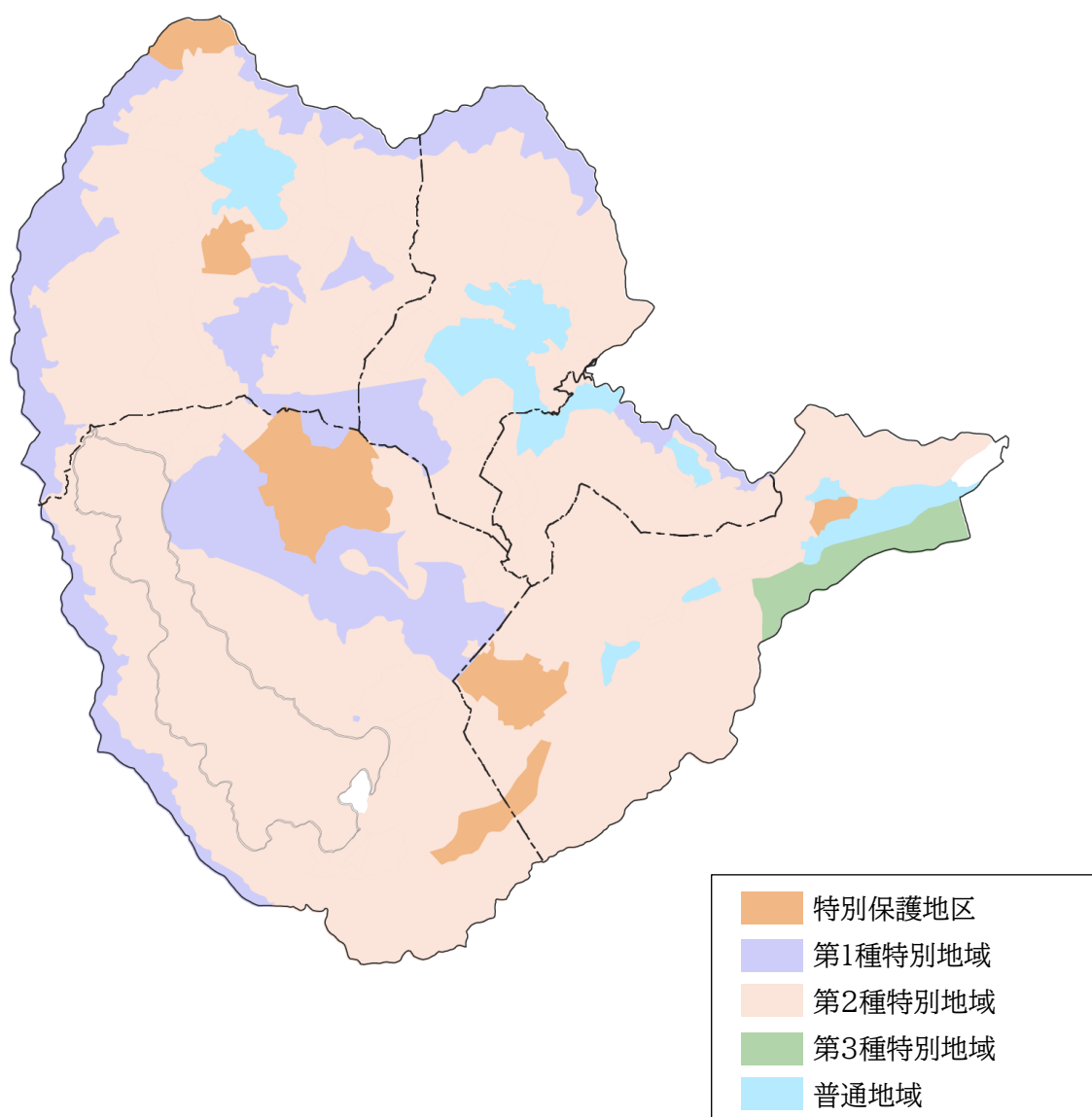
⑤多様な生態系の確保と保全施設の整備

山や湖、川などに生息する貴重な動植物の保護と生息環境の維持保全に努めます。また、生物多様性国家戦略とも呼応して、ネイチャーポジティブに向けた取組を推進し、持続可能な自然環境を次世代へ継承します。また、自然環境の破壊を防止するとともに、人々が自然にふれあう際の安全性と利便性を保つため、ハイキングコースなどの自然環境に配慮した適正な施設整備を図ります。

2 自然環境に配慮した都市づくり

都市計画マスタープランの都市づくりの目標である『自然の恵みを基礎に 安心な暮らしと魅力あふれる賑わいが 幸せをめぐらせるまち』の実現を目指し、都市的土地利用や都市基盤整備を進めるにあたっては、自然との共生を基本的なスタンスとし、県内唯一の国立公園である本町固有の優れた自然資源への影響を極力小さくするよう努めていきます。

特別地域の地種区分図



3 土地利用の考え方

基本方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置しており、自然公園法、都市計画法さらには町の景観条例や景観計画などにに基づき、先の考え方で示したように豊かな自然環境と優れた風致景観の保全を最優先とするとともに、快適で豊かな町民生活と国際観光地としての活力にあふれる社会経済活動が行われるよう、適正な制限のもとに秩序ある合理的な土地利用を図ります。

1 主要用途の方針

①商業地

ア 中心商業・業務地

箱根湯本駅周辺は、本町の玄関口として商業機能の集積が図られているとともに、町役場が立地するなど行政サービスの中心的な役割を担う重要拠点となっていることから、多様化、高度化する町民や観光客の消費・サービス需要に対応できるよう、さまざまな機能が集約された利便性の高い中心商業・業務地としての維持増進を図ります。

イ 近隣商業地

町民の日常的な購買需要を賄う拠点的な役割を有していることから、地域に密着した利便性の高い商業機能の維持増進を図ります。

ウ 観光商業地

観光客が集まる観光商業の拠点となっていることから、観光客の利便性を考慮しつつ、各地域の特性を生かした活力のある商業地としての維持増進を図ります。

エ 準観光商業地

湖尻地区は、既に観光商業や交通施設が集積していることから、今後も観光周遊機能の維持していくため、新たに準観光商業地として位置付けます。

②住宅地

人口減少に伴って増加する空き家については、「箱根町空き家等対策計画」に基づき、定住の受け皿となる住まいの提供を促進するとともに、住環境の悪化に繋がる管理不全空き家等について、より実効性のある対策を総合的に進めます。

ア 一般住宅地

既成市街地の住宅地は、町民の生活利便に資する道路、公園、下水道などの適正かつ有効な都市基盤施設の整備や子育て支援体制の充実などを進めることで、満足度の高い良好な住居環境の維持増進を図ります。

人口減少下においても持続可能な都市づくりに向けて、箱根町立地適正化計画をもとに、居住誘導を図ります。

イ 別荘住宅地

豊かな自然環境に恵まれた別荘住宅地は、優れた風致景観を維持しながら、良好な住居環境の保護を図ります。

③住宅・観光混在地

住宅・観光混在地は、旅館・ホテルや保養所といった宿泊施設などと住宅が混在し、多くの観光客が集まる場所となっています。また、豊かな自然環境や温泉資源、歴史的文化遺産などが存在することから、緑豊かで快適な住環境の形成と観光地としての雰囲気을阻害しないような土地利用の促進などを図ります。なお、箱根寄木細工の作業場が立地する畑宿地区においては、良好な住居環境の保全を図りながら、観光産業の一端を担う伝統工芸「箱根寄木細工」の保護育成を図ります。

人口減少下においても持続可能な都市づくりに向けて、箱根町立地適正化計画をもとに、居住誘導を図ります。

④都市計画用途の指定のない区域

ア自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本町は、ほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園として、自然環境の保全を図る区域に指定されています。この豊かな自然環境と優れた風致景観を未来に継承するため、特に都市計画用途の指定がない区域については、自然環境の保全を図っていきます。

イ計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

既成市街地を形成している地区については、計画的かつ適正な土地利用を図りながら、国立公園の優れた自然環境を将来にわたり維持するため、自然公園法を踏まえた建築活動の適正な規制誘導を図ります。

2 調和のとれた土地利用

土地利用については、自然、生活、観光、歴史資源、景観など本町を構成する重要な要素が指定された都市計画用途の中で、それぞれの要素の調和が図られ、快適で豊かな町民生活や活力あふれる社会経済活動が持続的に展開されるように努めます。

また、地域の特性にあった土地利用を推進するため、必要に応じて地区計画などの諸制度を活用し、町民や観光客が自然や歴史資源を身近に感じられる、魅力ある都市づくりを図ります。

①人と自然の調和

自然と調和した土地利用の推進など、快適で豊かな町民生活と活力あふれる社会経済活動が安全に行われるよう、適正な土地利用を図ります。

②生活と観光の調和

国際観光地である箱根として、風致景観の維持保全を図るとともに、少子高齢社会に対応し、定住化を促進するため、住環境整備や商業系の土地利用など地域の特性に応じた土地の効果的な利用や複合的な利用について十分考慮し、町民と協働しながら豊かな生活環境を確保する計画的な土地利用を図ります。

③伝統と未来の調和

1200 年もの歴史をもつ温泉郷や「伝統」を感じる街なみは本町の魅力でもあります。さらに観光地としての魅力を維持向上させるため、自然や歴史資源と調和した景観の保全を図ります。

図 土地利用現況図



4 交通施設の整備の考え方

基本方針

本町においては、主要幹線道路の国道 1 号、国道 138 号を軸に山崎インターチェンジや御殿場インターチェンジへのアクセスにも恵まれ、県道と主要な町道により、道路網を形成しています。

この主要幹線道路を中心としたバス路線網や箱根登山鉄道などの鉄道網、さらには、ケーブルカーやロープウェイの交通機関があります。

また、国際観光地という特性上、広域的な交通需要などの増大が見込まれていることから、既存の主要軸（東海道軸、御殿場軸、箱根湯河原リゾート軸）を充実することで、生活拠点の機能強化や回遊性のある交流ネットワークの形成を図ります。

さらには、観光面や予想される大規模災害発生時の対応のために、新たな広域的交通網の整備・充実を図ります。

1 本町の骨格を形成する道路網

①主要幹線道路の整備

ア 国道 1 号

国道 1 号は、小田原市から湯本、宮ノ下、箱根を經由し、静岡県三島市へ結ぶ、本町の主要軸（東海道軸）です。これまでに、小田原箱根道路（国道 1 号小田原箱根線）や函嶺洞門バイパスが開通したほか、湯本山崎オフランプおよび接続町道の整備が完了したことで、渋滞緩和や交通安全対策が一定程度進んでいます。

今後は、渋滞が常態化している箱根湯本駅前において、かながわのみちづくり計画に基づいて渋滞緩和に向けた検討を進めるとともに、無電柱化を促進します。

イ 国道 1 号（箱根新道）

国道 1 号（箱根新道）は、湯本から箱根峠付近を結び、現在は無料化されていることから、これに接続した小田原箱根道路（国道 1 号小田原箱根線）との連携により交通の一箇所集中を抑制できるように交通渋滞緩和を促進します。

ウ 国道 138 号

国道 138 号は、小田原市から湯本、宮ノ下、仙石原を經由し、静岡県御殿場市にて東名高速道路へと結ぶ、本町の主要軸（御殿場軸）であることから、適切な維持管理を促進します。また、誰もが安全、安心、快適な移動ができるように歩道や右折レーンなどの整備を促進します。

エ 県道 75 号（湯河原箱根仙石原線）

県道 75 号は、仙石原から箱根を經由し湯河原町へ結ぶ、本町の主要軸（箱根湯河原リゾート軸）であることから、適切な維持管理を促進します。また、仙石原すすき草原付近については、天然記念物である箱根仙石原湿原植物群に配慮をしながら誰もが安全、安心、快適な移動ができるように歩道などの整備を促進します。

②幹線道路の整備

主要幹線道路とネットワークを形成している幹線道路の県道 723 号(関本小涌谷)、県道 732 号(湯本元箱根)、県道 733 号(仙石原強羅停車場)、県道 734 号(大涌谷小涌谷)、県道 735 号(大涌谷湖尻)および県道 736 号(御殿場箱根)については、誰もが安全、安心、快適な移動ができるよう適切な維持管理を促進します。

③広域的交通網の整備

地域の利便性向上や災害時の代替ルートとしての活用が望まれている足柄幹線林道について、県と協議しながら一般車の通行規制緩和に努めます。

2 安心・安全に利用できる道路環境の形成

①生活道路の整備

生活に密着する道路である町道については、路面状態の調査を基に老朽化している路線から優先的に舗装の打替えを行うなど、道路が常時良好な状態に保つように努め、その道路の機能を維持するための適切な維持管理を図るとともに、道路施設である道路橋りょうの長寿命化に取り組みます。また、幅員 4m 未満の狭あい道路については、沿道の建物の更新時期にあわせて拡幅を進め、快適な道路環境の整備を推進します。

②歩道の整備

町民や観光客が安全・安心に歩ける歩行環境の改善を図るとともに、箱根湯本駅周辺での無電柱化の推進など、地域の回遊性を高め、歩いて楽しい空間づくりを進めます。また、小・中学校の通学路となっている道路については、歩道の整備を促進するとともに、誰もが安全、安心、快適に通行できるユニバーサルデザインに対応した歩行者空間の形成を目指します。

3 公共交通の利便性の確保や駅などの交通拠点の機能充実

①公共交通の利便性の確保

本町の主要な公共交通である鉄道、バスについては、通勤、通学時の重要な足として、運行本数の維持・確保を図ります。

また高齢者や障がい者など町民の移動しやすさの向上を推進するとともに、デジタル技術の活用等を通じて、観光と連携した公共交通の利活用の促進や外国人観光客など誰もが分かりやすい交通案内などの充実を図っていきます。

②各種交通機関の効率的な利用の促進

近年のインバウンド（訪日外国人旅行）需用の高まりにより、今後も国内外からの観光客の増加が見込まれています。そのため、これに伴い増大する交通需要に対しては、デジタル技術の活用等を通じて、可能な限り公共輸送機関の活用を図り、各種交通機関の効率的な利用を促進します。

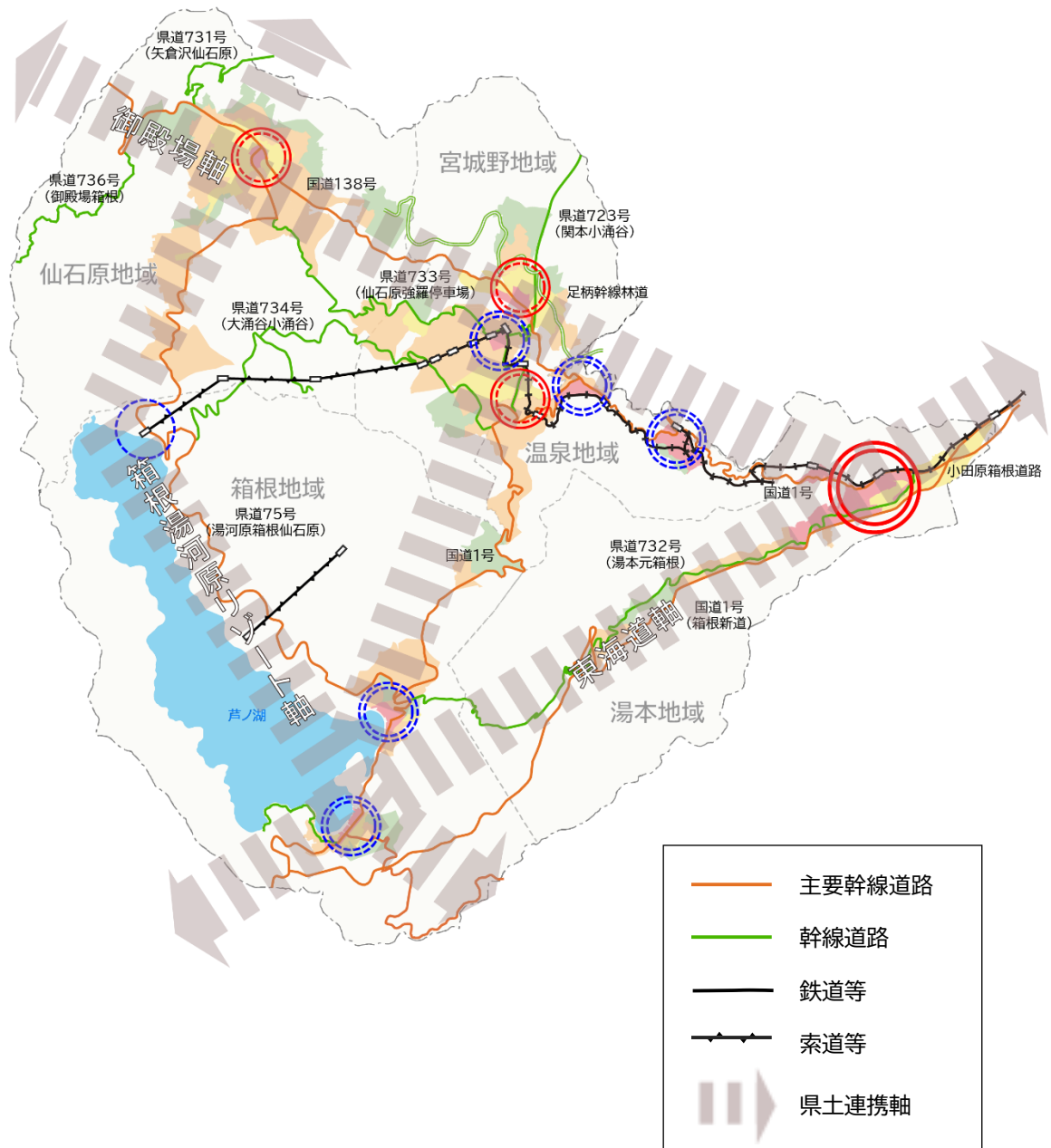
③駅など主な交通拠点の機能充実

本町の主要駅などについては、バリアフリー化をはじめ、外国人観光客や高齢者など、誰にでもやさしく利用しやすいユニバーサルデザインを意識した利便性の向上による機能の充実を促進します。特に、箱根湯本駅や強羅駅などの交通拠点においては、駅周辺の開発動向を踏まえつつ、安全な歩行者空間の形成や乗り換え利便性の向上および交通渋滞緩和を図るなど、引き続き、国際観光地の玄関口にふさわしい交通結節点機能の充実を図っていきます。

④自然環境への負荷軽減

公共交通の利用を推進して、交通渋滞の緩和と自然環境への負荷軽減を図るため、県や事業者などとの連携により、パークアンドライドやパークアンドサイクル、カーシェアやシェアサイクルなどについて、デジタル技術を活用しながら、利便性向上等に努めます。

図 主な交通施設現況図



5 都市基盤施設の整備の考え方

基本方針

公園・緑地、公共下水道、河川、環境衛生施設やその他町公共施設などの都市基盤施設は、本町の良好な住環境を維持するとともに、円滑な都市活動を支える重要な役割を担っています。その整備にあたっては、町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園に位置していることから、豊かな自然環境や優れた自然景観に十分配慮し進めます。

また、箱根町立地適正化計画によるコンパクトな都市づくりを踏まえつつ、人口減少や少子高齢化などに対応した施設整備を図るとともに、老朽化に伴い経費が大きな財政負担となることが見込まれるため、適正な維持・管理と長期的な視野に立った上で「選択と集中」により適正配置を図ります。

1 公園・緑地の整備方針

①公園・広場

身近なレクリエーションの場や災害時における一時避難場所としての空間や主として歩行者などの休息・交流等を目的とする空間を確保し、適正な整備・管理を引き続き推進します。また、樹林地、湖沼などの良好な自然的環境を形成する場所としての空間の確保を図ります。

子育て環境に適した芝生広場や、高齢者などが散歩中に一休みできる小公園など地域と協働を図り、誰もが快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した整備を推進します。

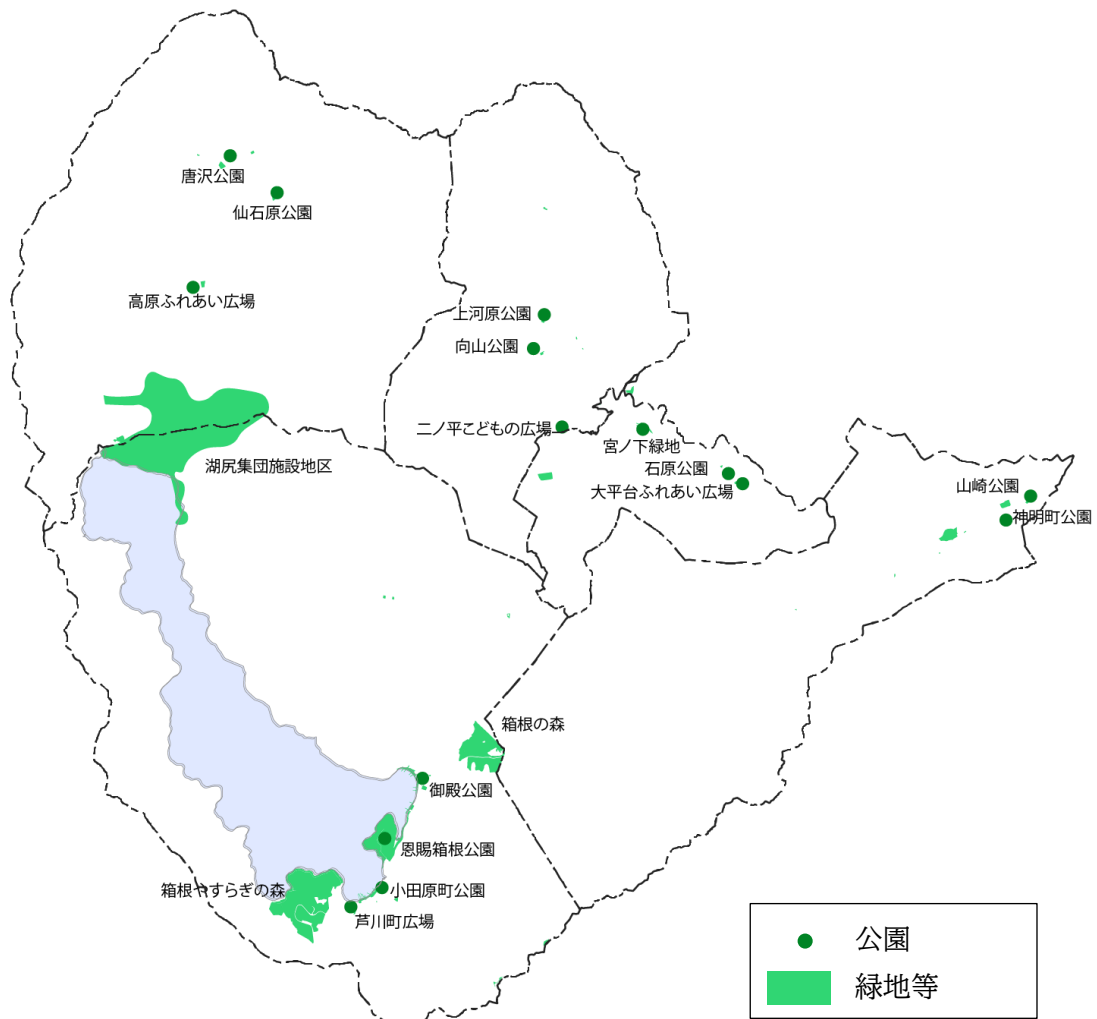
②緑地

自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上などを目的とする公共の空き地を確保するとともに、公共施設や観光施設の緑化や歴史的な樹林等の保全を図ります。

③豊かな地域づくりの創出

地域の活性化、観光、地域間の交流や連携のための資源として、町民や観光客などの心を癒す、四季折々の花木の植栽を促進するなど美しい住環境づくりを推進します。また、その保全、管理、あるいは創出において町民などの参画による協働について取り組みます。

図 公園・緑地現況図



2 公共下水道の整備方針

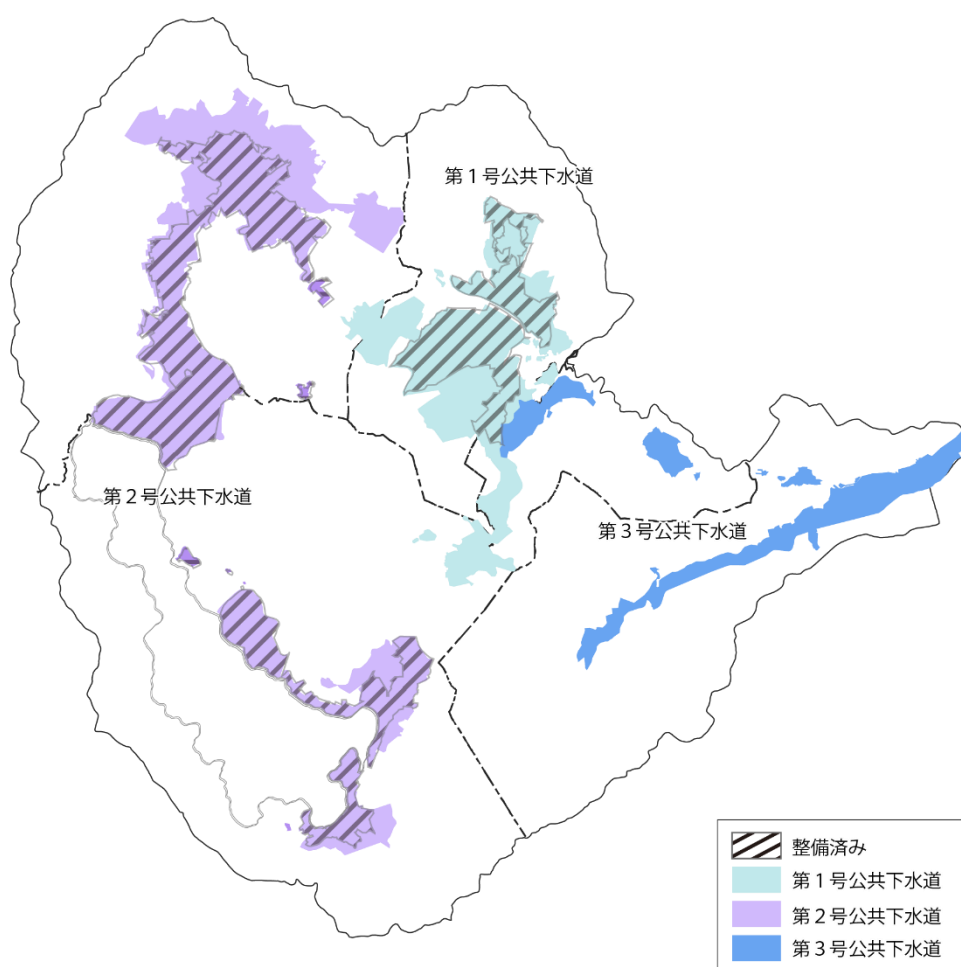
①第1号・第2号公共下水道事業

観光立町である本町においては、芦ノ湖および早川の水質保全が観光行政の重要な一要因であることから、第1号・第2号公共下水道事業について適正な維持管理を図り、良好な水質を確保するとともに未供用区域の整備を推進します。また、終末処理施設などについては、長寿命化・改築について計画策定し実施します。

②第3号公共下水道事業

箱根の玄関口である湯本地区については、酒匂川流域下水道(小田原箱根幹線)の整備にあわせて、早期供用開始を目指し、第3号公共下水道事業を推進します。

図 公共下水道現況図



3 河川の整備方針

①河川の整備と維持管理

二級河川早川については、早川水系河川整備計画に基づき、都市の安全性を高め、治水機能の向上などを図るとともに、多自然川づくり等により、水辺の動植物の生息環境の保全、水質浄化対策等自然環境の保全を促進するよう、老朽化した護岸の修繕や河床整理等を促進します。

②快適な水辺空間の環境整備

早川、須雲川および芦ノ湖の水辺空間に親しみ、楽しんでもらえるような、快適な水辺空間の環境整備を促進し、人と自然にやさしい河川づくりを促進します。

4 環境衛生施設の整備方針

①ごみ処理施設

ごみ処理については、令和 7 年度から箱根町、真鶴町、湯河原町の足柄下郡による共同処理が開始し、現在は湯河原美化センターで焼却処理されています。

令和 21 年度まで足柄下郡3町による広域処理体制を維持する予定ですが、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会において、小田原市も含めた1市3町での処理が検討されています。

なお、箱根町環境センターは現在、収集したごみを湯河原美化センターへまとめて搬出するための中継施設として使用されています。

②し尿処理施設

現在、し尿・浄化槽汚泥を処理している環境センター清掃第 2 プラント(し尿処理施設)は、稼働開始から約 60 年が経過し、老朽化が進んでいます。また、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少傾向にあります。

これらを踏まえて、本町の実情にあった最適な処理方法の検討を行っていきます。

5 町公共施設の整備方針

誰もが安心して公共施設を持続して利用できるよう、人口減少社会や超高齢社会などの社会情勢を十分視野に入れ、経営的視点から公共施設の量・質・コスト等の見直しを図ります。

見直しにあたっては、公共施設等総合管理計画および箱根町公共施設再編・整備計画【第2期】に基づき、人口減少高齢化や、DX(デジタルトランスフォーメーション)への対応などを踏まえた公共施設の適正配置や、延床面積の削減などに努めます。

図 町公共施設等現況図



6 地籍調査の方針

地籍調査については、町内のほぼ全域が対象範囲であり、調査完了までに長い期間を要するため、緊急性や費用対効果などの視点から、優先的に実施すべき地域を定めて集中的に調査を進めます。

6 景観の保全・形成の考え方

基本方針

本町では、自然公園法および「箱根町景観計画」などにより美しい自然環境や風致景観の保全・形成に努めてきました。今後も町を取り巻く景観環境の変化に適切に対応しながら、本町の良好な景観づくりを推進します。

推進にあたっては、町民、国・県、他自治体と協働・連携し積極的に取り組むとともに、町が先導的な役割を担いつつ、景観形成の目的である「町民が箱根町に愛着と誇りを持って住み続けられる環境の創出」、「観光客がまた訪れたいと思えるような環境の創出」の具現化へ向けて推進します。

1 良好な景観づくりに向けた取組

①景観計画に基づく景観誘導

景観計画に基づき、良好な景観形成を促進するとともに、新たな重点地区を指定するなど、きめ細やかな景観誘導を図っていきます。また、社会状況に応じた景観誘導が可能となるよう、効果的な施策の実施や制度の拡充について検討します。

②町の先導的役割の遂行

景観施策を効果的に推進するためには、町民や事業者に対し町が先導的な役割を担う必要があります。そのため、町による事業に際しては、景観計画に基づく形態意匠制限を遵守し、職員による情報の共有化や推進体制の強化を図ります。

また、庁内会議や研修会などを開催し、職員の共通認識と知識の習得・向上に努めます。

2 町民とともに進める景観づくり

景観施策の推進は町民などとの協働による取組が極めて重要です。

そのため町民などの意識啓発および知識向上を図るため、広報等による従来からの情報提供手段に加え、SNS 等を利用し積極的に情報提供を行うとともに、景観まちづくりに係る講習会等を実施します。

また、町民の主体的な活動を促進するため、既存の制度の推進を図るとともに、建物や屋外広告物の修景に係る助成制度の創設について検討します。

7 防災対策の考え方

基本方針

年間約 2,000 万人もの観光客が訪れる本町では、今後起こりうる自然災害に対して、町民や観光客の生命を守り、安全な生活と滞在を確保できる都市づくりが求められています。

大規模な地震による家屋などの倒壊や火災、火山の噴火、突発的・局地的な集中豪雨による洪水や土砂災害等の自然災害から人々の生命を守るために、災害リスク情報として既に整備されている各種ハザードマップ等を土地利用や都市基盤施設整備等に反映させるとともに、立地適正化計画に防災指針を定める手続きを通じて、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりを基本とする防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

1 大規模地震災害対策

①耐震化の促進

地震に強い安全な都市づくりを進めるため、建築基準法の新耐震基準が導入される以前(昭和 56 (1981)年 5 月以前)に建築された木造住宅の耐震診断・改修を促進します。また、同基準が導入される以前の既存建築物で、旅館・ホテルなど不特定多数の方が利用する建築物のうち、大規模建築物を対象とした耐震化の促進を図り、防災施設・避難施設としての活用に備えます。さらに、ライフラインの耐震性を確保することで大規模地震に備えます。

②緊急輸送道路の確保

新耐震基準が導入される以前の既存建築物で、緊急輸送道路(国道 1 号、国道 138 号、県道 75 号)沿道の一定の高さ以上の建築物を対象として耐震診断・改修を促進し、災害時の避難や応急活動を支える緊急輸送道路の確保を図ります。

③地震による火災への対策

地域の特性を考慮した防火地域、準防火地域の指定により市街地における火災の被害拡大を防ぐように努めています。今後も建物の不燃化の促進、公園・緑地などの防災空間を利用して延焼対策を推進します。

④災害リスク情報に基づいた整備

町内の地形地質の性状などから、地震による揺れやすさ、地すべり・がけ崩れ等の可能性といった災害リスク情報を土地利用や都市基盤施設整備等に反映させ、防災と減災を意識した都市づくりを推進します。

2 火山災害対策

火山活動について、箱根山火山防災協議会を中心として産学官民が連携することで安全対策を推進し、火山との共生を目指します。

①円滑かつ迅速な避難の実現

円滑かつ迅速な避難を実現させるために、火山防災マップによる町民や観光客などへの防災情報の提供や火山活動の観測・監視を強化して正確な情報を把握します。また、火山避難計画に基づく火山防災訓練を実施するなど、関係機関との連携を強化し、対応の実効性を高めることで、安全対策の向上を図ります。

②噴火時や噴火に備えた施設などの整備

噴火による危険が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の町民や観光客などの避難が必要になることが想定されるため、あらかじめ、町民や観光客等の生命を守り身体への被害を軽減することを第一に考えて避難のための道路、公園や緑地等の整備を推進します。

3 土砂災害対策

①安全・安心な都市づくりのための土地利用

神奈川県における土砂災害の危険度評価を考慮した土地利用を図るとともに、町民に対して土砂災害ハザードマップによる危険箇所の情報を提供して、土砂災害への防災・減災を推進します。

②地すべり・がけ崩れ対策

地すべり・がけ崩れなどの土砂災害の主となる原因は、山岳部の一定地域に大量の雨水が集中することによる場合が多いため、山地崩壊を防止するために砂防工事や地すべり対策工事を引き続き促進します。

4 水害対策

①浸水危険区域の周知

浸水危険区域については、周辺住民に対して、早川水系浸水想定区域図や洪水ハザードマップなどにより、当該地域が浸水危険区域であることを周知します。

②早川水系の水害防止

早川・須雲川の河川整備を推進するとともに、大量の降雨時には、県と連携し、芦ノ湖湖尻水門の早期解放による事前放流を行うことで、早川の水害発生を未然に防ぐよう努めます。

5 凍雪害対策

①情報の収集と通信手段の確保

大雪警報や暴風雪警報などに注意するとともに、凍結・降雪時における町内各所の情報を迅速かつ的確に入手します。また、その通信手段を確保するため適時情報通信手段の機能確認を行います。

②情報提供体制の強化

町民への情報提供にあたっては、防災行政無線を積極的に活用し、通行止めや除雪状況などの情報提供の迅速化を図ります。また、観光客に対しては、箱根湯本駅や強羅駅などの主要駅、観光案内所での情報提供のほか、県政総合センターの協力のもと町外への情報発信に努めます。

③凍雪害対策の実施

凍雪害対策のため、県は融雪剤や除雪機械などを保管した凍雪害対策基地を 3 箇所(木賀、湖尻、箱根)設置していますが、引き続き迅速な除雪、凍結防止作業の実施を促進します。

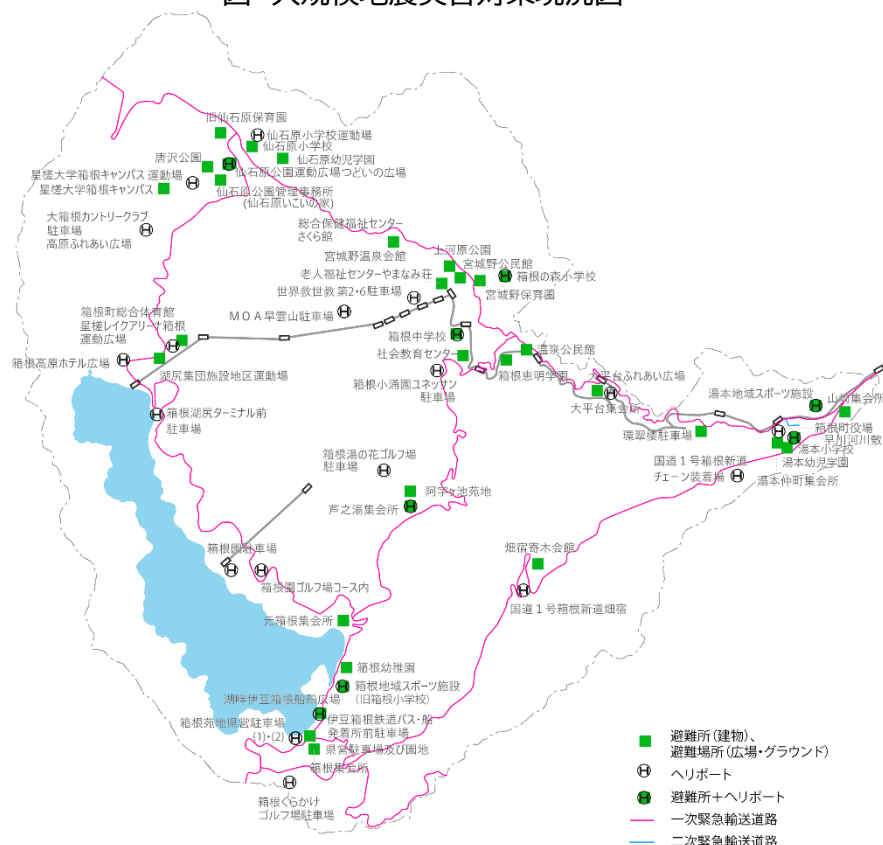
④大雪時の体制

大雪警報や大雪特別警報の発令など、大量の降雪が予想される場合は、通常の大雪害対策本部の設置のほか、非常対策本部の設置を考慮した体制整備をし、被害の防止や軽減を図ります。

除雪作業などの実施にあたっては、国道・県道を管理する県や静岡県側の道路管理者と連携を図りながら、迅速な作業に努めます。

また、積雪による町民などの孤立に対しては、自治会等と連携して速やかに安否確認を行い、必要に応じて雪かきボランティア等の「共助」または、町職員等による「公助」により支援し、孤立状態の解消に努めます。

図 大規模地震災害対策現況図



第3章 地域ごとの都市づくり(地域別構想)

地域別構想について

1 地域別構想にはどのような役割がありますか。

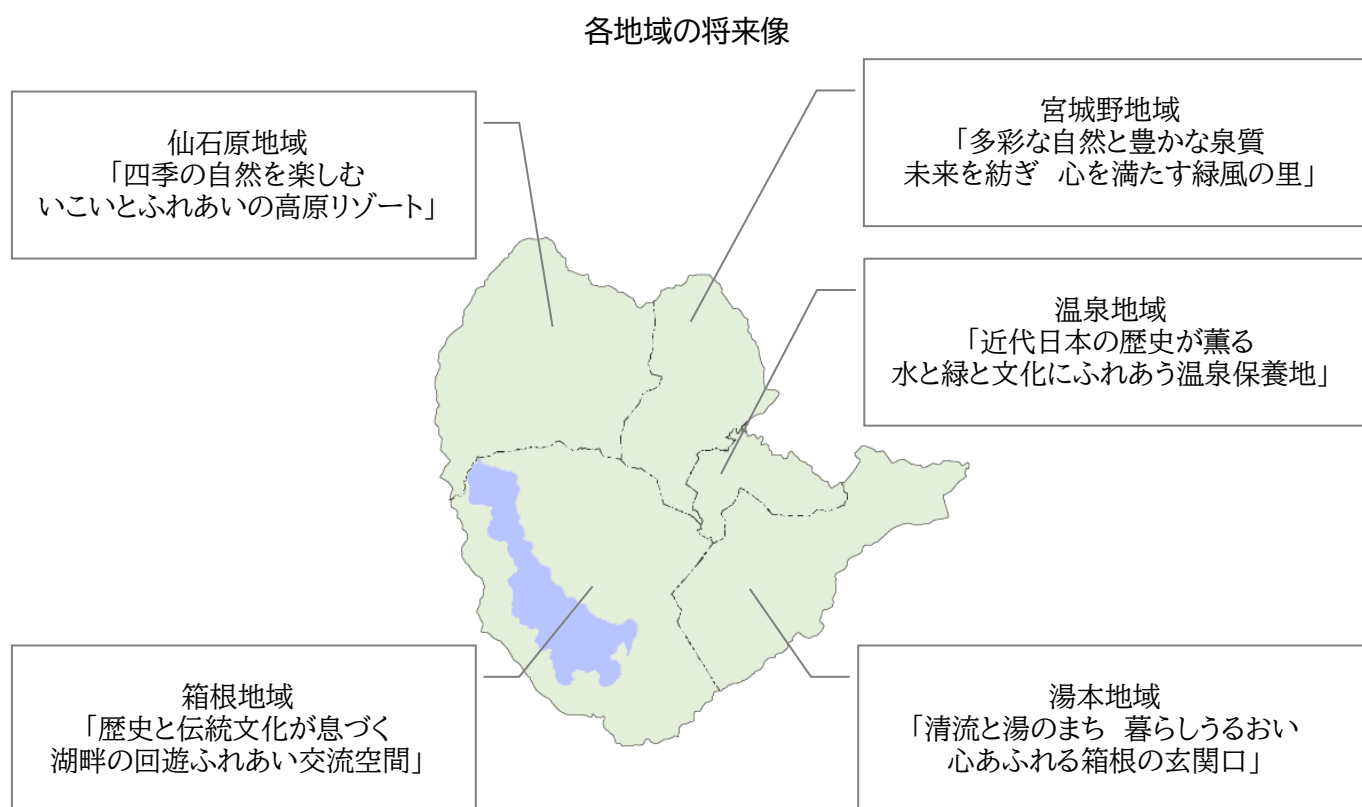
地域別構想は、都市づくりの将来像と全体構想における土地利用の方針や都市基盤施設の整備方針などを踏まえ、各地域がもつ固有の風土や歴史文化等の資源を生かし、地域のあるべき将来像を実現するための「みちしるべ」となるものです。

本構想の策定にあたっては、町民自らが地域ごとに特性を把握し、課題を抽出した上で、地域の将来像を描き、それらを町と共有して、協働で地域づくりを実践していく下地づくりに努めました。

2 地域づくりの考え方とはどのようなものでしょう。

地域のあるべき将来像を実現していくためには、町が主体となって取り組む施策と、各地域において町民が主体となって取り組む施策の両面により相乗効果を発揮することが必要であると考えます。

そのため、地域づくりにおいては、町民と町の役割を明確にし、協働で取り組む体制を整えて、町民主体の地域づくりを推進していく必要があります。



湯本地域(湯本・湯本茶屋・須雲川・畑宿・塔之澤地区)

●湯本地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現状

本地域は、首都圏と直結した箱根の東の玄関口として発展してきた地域であり、鉄道やバスなどの利便性が高く、交通ターミナル機能を有する箱根湯本駅を中心に、土産物店などの商業施設や町役場等の業務施設が集積する本町の重要な拠点となっています。

市街地は、地域の中央部を流れる早川や須雲川沿いに延び、古くから温泉場として発展するとともに、早川親水護岸や湯坂路(鎌倉古道)など自然散策に適した地域を形成しています。

また、箱根旧街道沿いの畑宿地区においては、観光産業の一端を担う伝統工芸「箱根寄木細工」の工場が集積するなど、多彩な資源を有した地域となっています。

課題

本町のみならず、県西都市圏域における地域拠点の一つとして、都市基盤施設の整備は着実に進んでいますが、箱根の玄関口としての役割や本来の観光地や温泉場としての特徴を生かしたより一層の都市づくりの充実を図る必要があります。

町に来訪する観光客数が概ね 2,000 万人を推移するなか、公共交通機関の慢性的な混雑に加え、道路交通の渋滞も常態化しており、利便性と安全性の低下や、災害時の安全な避難誘導が大きな課題となっています。あわせて、生活圏を結ぶ山崎エリアと前田エリアの相互交通ネットワークの脆弱さも課題です。

また、生活利便性の高い良好な住環境に関わらず、生活利便施設が限られており、人口流出が進んでいます。さらに箱根湯本駅前商店街の環境整備も課題があり、整理や改善を図る必要があります。空き家を利用した民泊の広がりや外国人居住者の増加など、多様化する地域の実情に即した都市づくりが求められています。

将来像『清流と湯のまち 暮らしうるおい 心あふれる箱根の玄関口』

国内外から訪れる多くの観光客にやさしく、人々が安心して集うことのできる国際観光地「箱根」の玄関口にふさわしい、おもてなしの心にあふれる地域づくりを進めます。また、本町における中心商業・業務地であり重要拠点としての役割を担っていることから、多様化、高度化する町民や観光客の消費・サービス需要に対応できる持続可能な地域づくりを目指します。

そして、町民の生活利便に資する生活環境の整備や子育て支援体制の充実、多様化する移動手段に対応した交通ネットワークの構築などを引き続き進めることで、満足度の高い良好な住居環境の維持増進を図ります。あわせて、地域を流れる清流や歴史的な地域資源、さらに湯のまちとしての賑わいを生かし、多くの人々が交流する活気に満ちた地域づくりを目指します。

主要な施策の方針

都市基盤整備

道路

- 現国道 1 号沿道の安全確保と活性化を図るため、小田原箱根道路への交通の転換状況をみながら、現国道 1 号の再整備を促進します。また、箱根湯本駅周辺においては、歩道のバリアフリー化、および防災の観点から、無電柱化を促進する他、常態化している渋滞緩和に向けた検討を進めます。
- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備を進めます。
- 公共交通機関の利用を促進し、運行本数の維持・確保を図ります。

公園・緑地

- 居住環境の向上を目的とした公園整備を進めます。

下水道・河川

- 山崎地区を中心に第 3 号公共下水道整備を進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。

景観形成

- 箱根の東の玄関口にふさわしい賑わいのある街なみ景観の形成に努めるとともに、誰もが快適に過ごせる居心地のよい空間づくりを進めます。

その他

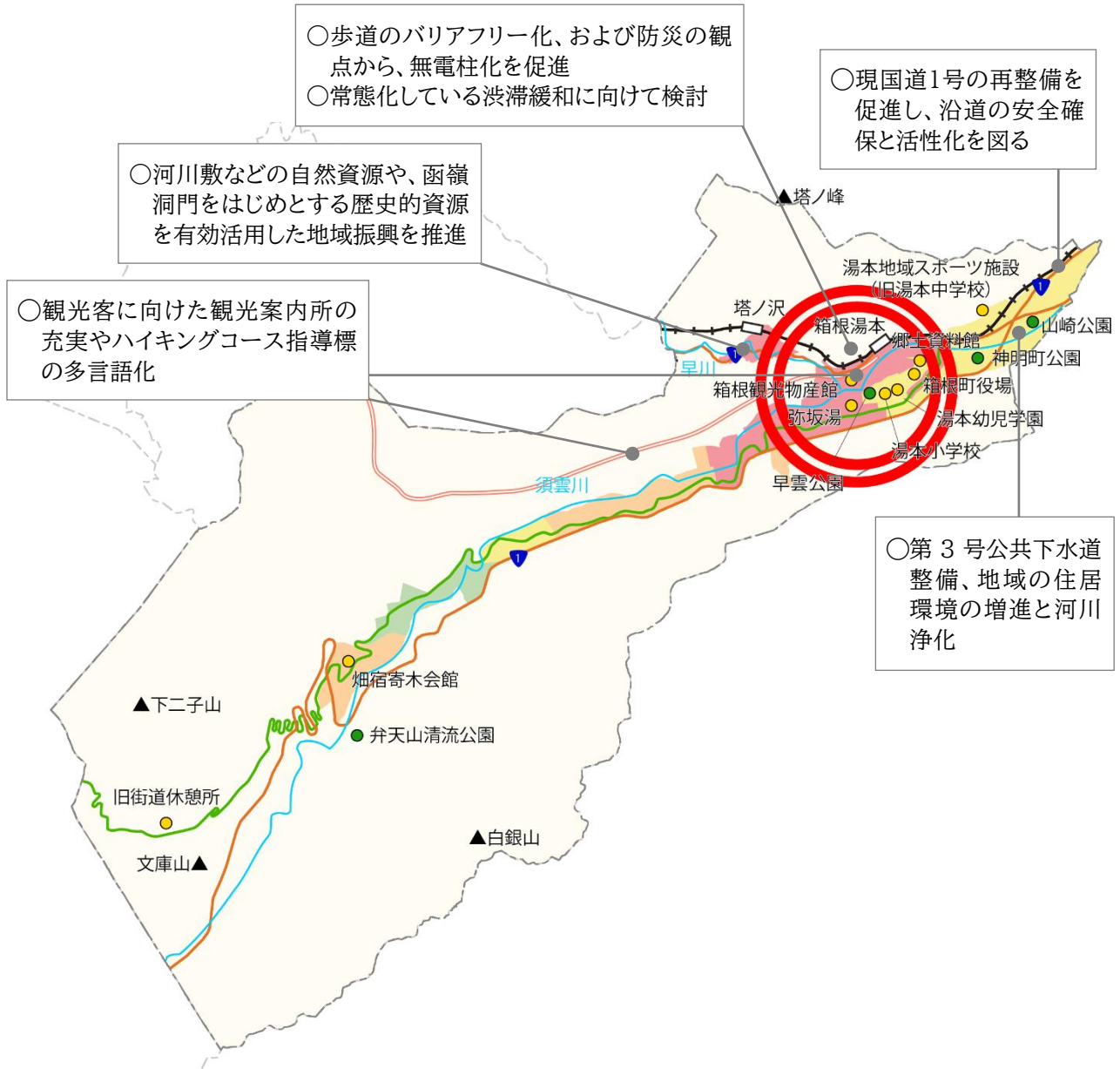
観光

- 河川敷などの自然資源や、函嶺洞門をはじめとする歴史的資源を有効活用した地域振興を推進します。
- 国内外から訪れる多くの観光客が安心して集うことができるように、観光案内所の充実やハイキングコース指導標の多言語化などを図ります。

地域コミュニティ

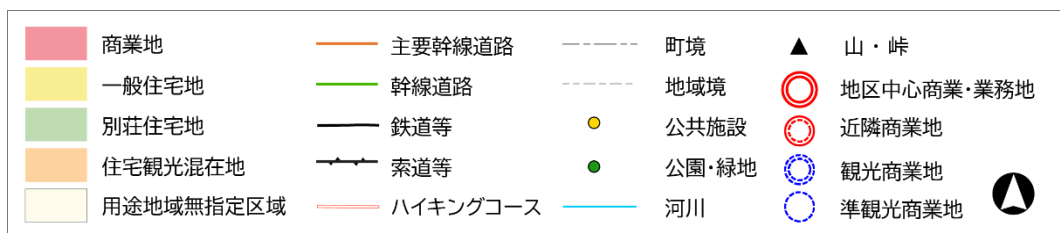
- 自治会などの地域コミュニティの活動拠点となる集会所施設の充実を推進します。

方針図



<地域全体に関する施策>

- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備
- 公共交通機関の利用を促進し、運行本数の維持・確保を図る
- 居住環境の向上に資する公園整備
- 箱根の東の玄関口にふさわしい賑わいのある街なみ景観の形成に努めるとともに、誰もが快適に過ごせる居心地のよい空間づくりを図る
- 自治会などの地域コミュニティの活動拠点となる集会所施設の充実を推進



温泉地域(大平台・宮ノ下・小涌谷地区)

●温泉地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現状

本地域は、湯本地域、宮城野地域および箱根地域の結束部にあたる地域であり、国道 1 号と国道 138 号が交差し、道路交通の要衝となっている宮ノ下交差点を中心として、3 つの特性の異なる温泉保養地から構成されています。

市街地は、早川の渓谷沿いに形成されており、歴史的な重要建造物のリゾートホテルを中心に高級避暑地として発展してきた宮ノ下地区、静寂に包まれた水の里で良質な温泉地である大平台地区、別荘や宿泊施設が数多く点在し、豊かな緑の中の保養地である小涌谷地区があります。

いずれの地区にも箱根登山鉄道の駅があり、交通の利便性は良好で、登山電車のスイッチバックの光景、しだれ桜やアジサイの花、色とりどりの渓谷の景色など、町民と観光客が多彩な景観を楽しむことのできる地域となっています。

課題

宿泊施設や生活サービス施設等の閉鎖、高齢化による後継者不足といった問題が、温泉保養地の活力を低下させています。また、人口減少に伴う空き家や施設閉鎖に伴う空き地による街なみ景観の悪化や防犯への対策が必要となっています。

宮ノ下交差点における渋滞は、分散傾向にあるものの、交通の要衝であるがゆえに休日や行楽シーズンには依然として発生しやすい状況となっています。また、狭い生活道路は、散策に向けた路地文化を育む一方で、避難路の確保や住宅建築の際の接道要件などに課題があることから、建替えの支障となっています。

坂道が多い地域のため、ユニバーサルデザインを取り入れた、高齢者や子どもなどすべての人にやさしく快適な歩行空間の整備が求められています。

将来像『近代日本の歴史が薫る 水と緑と文化にふれあう温泉保養地』

豊かな自然や近代日本の歴史が薫る、各々の個性的な街なみにふさわしい景観の形成を図るとともに、本地域特有の歴史的建造物や路地文化、公衆浴場や自然資源などを生かしつつ、町民や国内外から訪れる多くの観光客が安全に周遊できる空間を確保し、温泉保養地としての活力に満ちた地域づくりに努めます。

また、緑の中の静寂に包まれた良好な住居環境と歩行空間の確保を図るとともに、ハイキングコースなどの整備を進め、人々が自然に親しむことのできる環境の維持に努めるなど、歩く文化が生み出す落ち着いた時間と空間を享受し、人々の心なごむ地域づくりを目指します。

主要な施策の方針

都市基盤整備

道路

- 本町の道路の要衝であり、自動車の通行が集中する宮ノ下交差点の改良と渋滞緩和、安全な歩行空間の確保等を促進します。
- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備を進めます。
- 住宅等の建て替えと合わせて、道路後退用地整備事業の推進などにより、狭あい道路の拡幅整備を図ります。

公園・緑地

- 居住環境の向上を目的とした公園整備を進めます。

下水道

- 第1号公共下水道整備を一部地域において引き続き進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。
- 宮ノ下地区の集中浄化槽について、改修を進めるとともに適切に維持管理を行い、住居環境の増進と河川浄化を図ります。

砂防

- 大平台地区の良好な住居環境の保護を図るため、蛭沢におけるえん堤の整備を促進します。

景観形成

- 近代日本の歴史を偲ぶことのできる個性的な街なみにふさわしい景観の形成を図ります。
- 浅間山や鷹巣山周辺の自然環境や眺望を生かした景観の形成を図ります。

その他

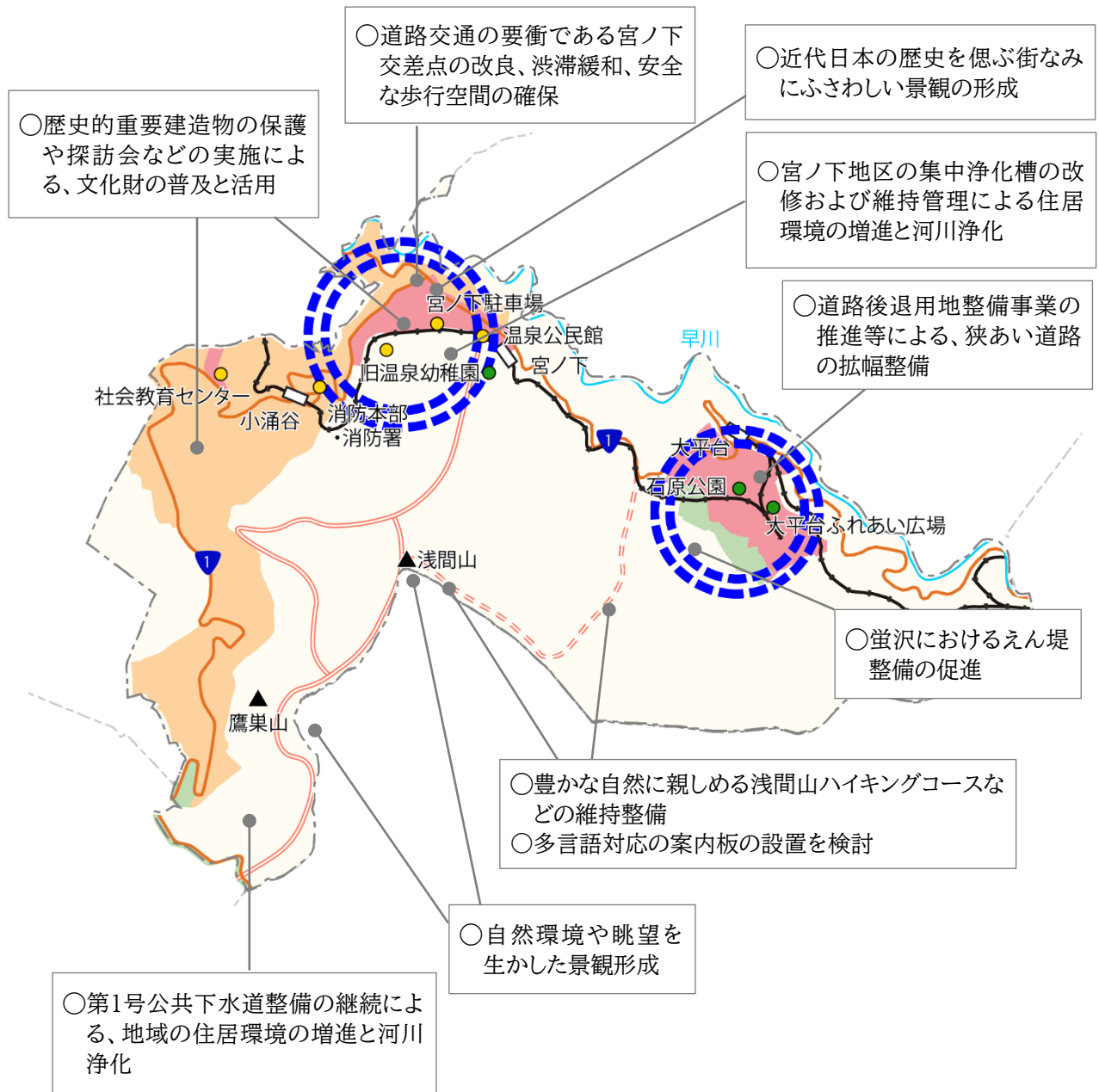
自然探勝路

- 豊かな自然に親しむことができるハイキングコースの維持整備を進めるとともに、多言語に対応した案内板の設置などを検討します。

文化財

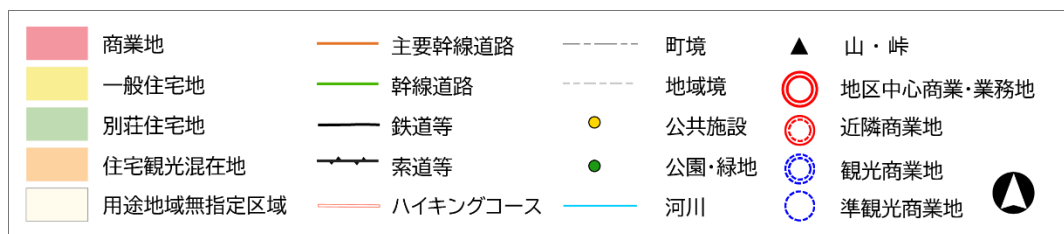
- 箱根の近代化に関わる歴史的重要な建造物の保護や探訪会などを実施し、文化財の普及と活用を図ります。

方針図



<地域全体に関する施策>

- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備
- 居住環境の向上に資する公園整備



宮城野地区(宮城野・強羅・二ノ平地区)

●宮城野地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現状

本地域は、本町のほぼ中央部に位置しており、土地の高低差が大きく、早川沿いから箱根外輪山(明神、明星ヶ岳)南麓にかけての住宅市街地を中心とした宮城野地区、整然と落ち着いた温泉保養地で良好な交通環境から箱根観光の要衝として発展してきた強羅地区、住宅と文教施設や観光施設が混在するかたちで良好な住居環境が形成された二ノ平地区といった各々に特色のある 3 つの地区から構成されています。

また、桜や梅をはじめとする四季折々の花、夏のホタルや秋の紅葉、噴気活動がみられる早雲山などの豊かな自然環境や 100 年を超える歴史を持つ大文字焼等の伝統行事を有し、多様な泉質の温泉とともに多くの人々を魅了する地域となっています。

課題

3 つの地区の間には、土地の高低差や距離があることから地域としての一体感が希薄であり、地区間の連携が十分に機能していない面があるとともに、災害などの発生時には各地区が孤立化してしまうおそれがあります。

また、地区間を結ぶ幹線道路は、歩行者の安全確保が課題となっています。バスの混雑による住民生活への影響や停留所での乗降による渋滞への配慮も課題です。さらに、地域内の高低差は、日常生活に支障をきたすだけでなく、非常時における円滑な避難の妨げにもなるため、誰もが安全に避難できる体制づくりも求められています。宮城野地区は、生活利便施設が集積していますが、バスの減便等により利便性が低下しつつあります。また、宿泊施設が減少する一方で民泊は増加しており、生活環境の確保と多様な観光客の滞在環境の整備の両立が求められています。

また、強羅地区では、宿泊施設を中心とした開発事業が多く行われており、今後観光客の増加が見込まれることから、強羅駅周辺においてその変化への対応が求められています。

将来像『多彩な自然と豊かな泉質 未来を紡ぎ 心を満たす緑風の里』

各地区の特色を生かしながら、地域内の回遊性や連携を促進することで、一体感のある地域を目指します。宮城野地区については、満足度の高い住居環境の整備を図るとともに、豊かな自然環境を生かした観光地づくりを模索し、強羅地区については、箱根観光の要衝としての安全な交通環境の向上を進めるとともに整然と落ち着いた温泉保養地としての環境維持や変化への対応を図り、二ノ平地区については、居住地と文教施設や観光施設が近接した優位性を生かすなど、住む人と訪れる人に満足される地域づくりに努めていきます。

主要な施策の方針

都市基盤整備

道路・林道

- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備を進めます。
- 公共交通機関の運行本数の維持・確保を図ります。
- 地域の利便性向上や災害時の代替ルートとしての活用が望まれている足柄幹線林道について、県と協議しながら一般車の通行規制緩和に努めます。

公園・緑地

- 宮城野地区早川沿いのさくら並木の保全を図ります。
- 居住環境の向上を目的とした公園整備を進めます。

下水道

- 第1号公共下水道整備を引き続き進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。

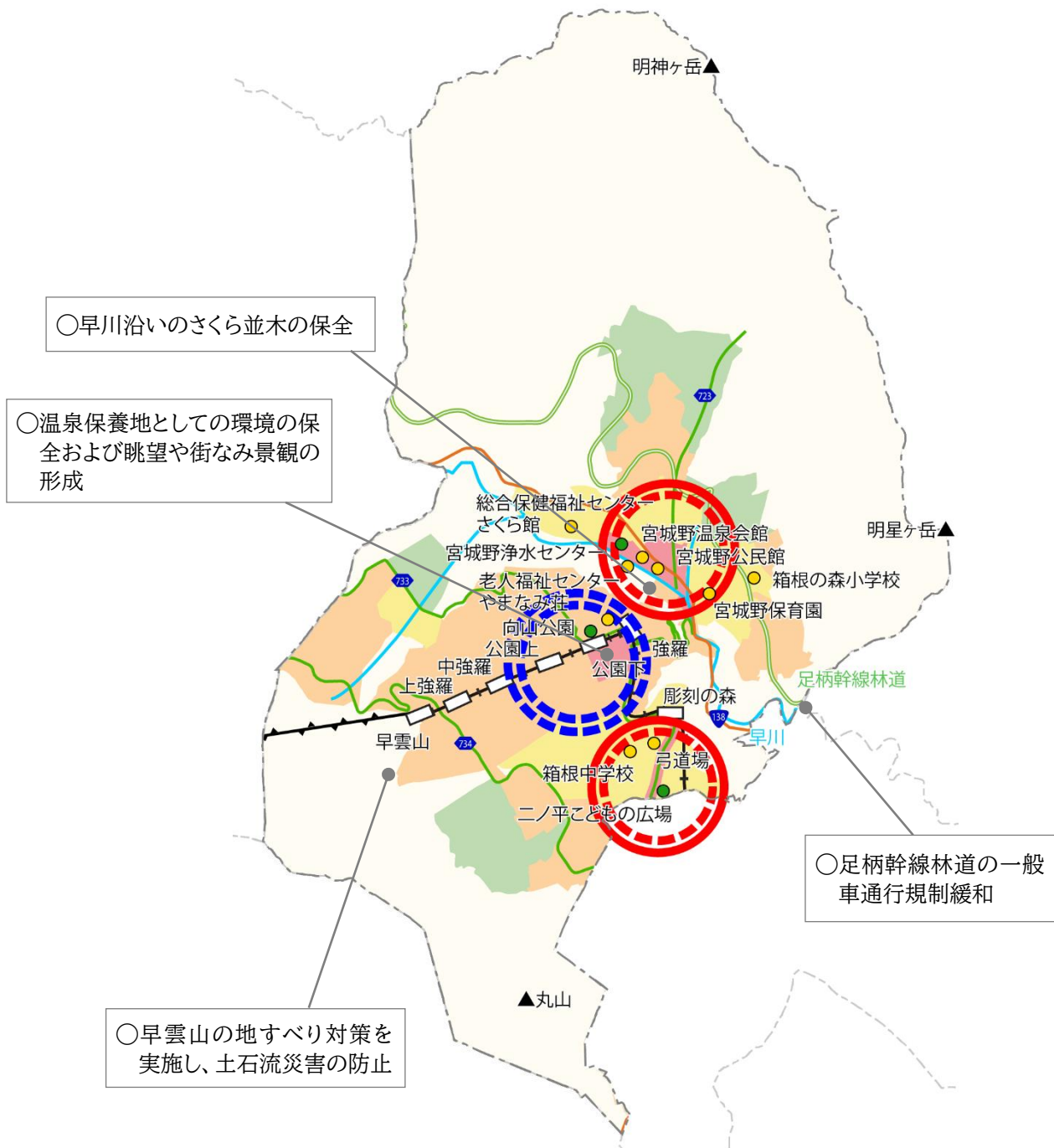
砂防

- 噴気活動が続く早雲山の土石流災害の防止を図るため、地すべり対策を引き続き進めます。

景観形成

- 強羅地区の整然と落ち着いた温泉保養地としての環境の保全、眺望や街なみ景観の形成を図ります。

方針図



<地域全体に関する施策>

- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備
- 公共交通機関の運行本数の維持・確保を図る
- 居住環境の向上に資する公園整備
- 第1号公共下水道整備の継続による、地域の住居環境の増進と河川浄化

商業地	主要幹線道路	町境	山・峠
一般住宅地	幹線道路	地域境	地区中心商業・業務地
別荘住宅地	鉄道等	公共施設	近隣商業地
住宅観光混在地	索道等	公園・緑地	観光商業地
用途地域無指定区域	ハイキングコース	河川	準観光商業地

仙石原地域

●仙石原地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現状

本地域は、本町の北西部に位置しており、隣接する静岡県御殿場市とを結ぶ国道 138 号を經由し、東名高速道路へとつながる箱根の北の玄関口となっています。

豊かな自然環境のもとに、町内で最も広大な平坦地が広がっており、別荘や宿泊・保養施設、美術館などの観光施設、ゴルフ場等のスポーツ・レクリエーション施設が集積したリゾートを形成しているとともに、良好な居住環境により町内で最も多くの人口を有しているだけでなく、総合整備協議会が中心となって「地域まちづくり計画」の策定作業が進められる等、住みやすい地域づくりと地域振興を目的とした地域活動も活発に行われています。

また、箱根の中央火口丘と外輪山に囲まれた火口原であることから高原情緒にあふれ、県内唯一の湿原である仙石原湿原や幻想的な景観の仙石原すすき草原、火山の息吹を伝える大涌谷やハイカーに人気を博す金時山など、多くの優れた自然資源を有した地域となっています。

課題

地域内には、本町の都市活動を支える複数の幹線道路が配置され、主要な観光ルートとして交通量も多いことから、危険箇所の改良や歩道の設置、渋滞緩和への対応などが課題となっているとともに、観光面や災害発生時の対応のために、幹線道路の整備や改良、避難機能の強化等が求められています。

また、平坦で豊かな自然環境のもとに、公園や公共下水道などの都市基盤施設の整備を推進し、子育て世代にも適した遊びや憩いの場の充実、生活利便性の確保、老朽化した空き家の対策、外国人居住者との共生や河川浄化を図る等、さらに良好な住居環境を確保する必要があります。こうした都市的土地利用や都市基盤整備においては、本地域固有の優れた自然資源への影響を極力小さくするように努めるとともに、豊かな景観や眺望を生かしていくことが求められています。

将来像『四季の自然を楽しむ いこいとふれあいの高原リゾート』

本町の北の玄関口としての機能拡充のため、新たに幹線道路を整備することで、災害発生時の代替ルートの確保と観光振興をはじめとする地域活性化、地域の生活を支える機能の充実、地域の魅力を高める交流活動やイベント等の展開などを図っていきます。また、豊かな自然環境や平坦な地形的特性を生かした良好な住居環境を確保するために、優れた自然資源への特段の配慮をしながら、適正かつ有効な都市基盤整備を進めるとともに、導入準備が進められている地域運営組織が中心となってこれまでの取組を継承しつつ、多様な世代や多彩な国の出身者等が快適で安心して暮らせるよう、地域コミュニティの活性化を図ります。

そして、住まう人々は雄大な自然を日々感じることで心豊かな生活を享受し、訪れる観光客は高原情緒を感じながら、豊かな自然環境や優れた芸術文化に親しみ、まちを回遊することで心憩えるような地域づくりを目指します。

主要な施策の方針

自然環境保全

- 仙石原すすき草原や仙石原湿原など本地域固有の優れた自然資源の保全を図ります。

都市基盤整備

道路

- 国道 138 号と県道 75 号が交わる仙石原交差点周辺について、道路の改良を促進し、渋滞の緩和や安全な歩行空間の確保と交通結節点機能の強化を図ります。
- 災害発生時における広域連携や東名高速道路裾野 IC からのアクセス道路としての活用などが期待される県道 738 号(仙石原新田)の整備を促進します。
- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備を進めます。

公園

- 多くの人々の憩いの場となっている仙石原公園については、子どもの遊び場としての機能や健康づくりの場としての機能を強化しつつ、未共用となっている公園区域の見直しを進めます。
- 居住環境の向上を目的とした公園整備を進めます。

下水道・河川

- 早川の護岸整備を促進するとともに、第 2 号公共下水道整備を引き続き進め、地域の住居環境の増進と河川浄化を図ります。

砂防

- 火山活動が活発な大涌沢の土石流災害の防止を図るために、地すべり対策を引き続き促進します。

景観形成

- すすき草原をはじめとする優れた自然景観や眺望を保全するとともに、眺望整備を目的とした伐採を実施することで、豊かな観光資源を楽しむ高原情緒あふれる落ち着いた街なみ景観の形成を図ります。

その他

自然探勝路

- 豊かな自然に親しむことのできる金時山ハイキングコースなどの維持整備を進めます。

地域コミュニティ

- 地域運営組織を中心として地域活動の充実を図るとともに、交流の拠点づくりを促進します。

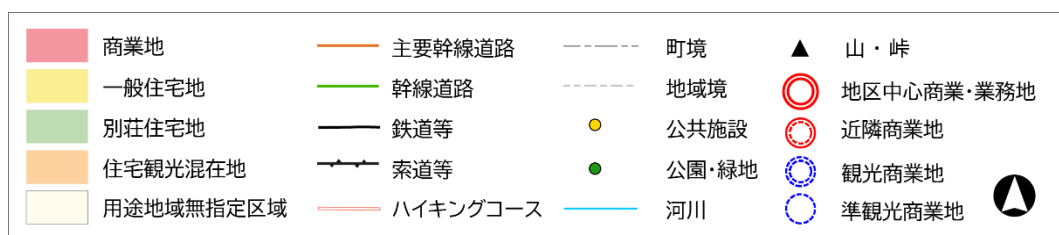
観光・商業

- 空き家や店舗のリノベーション、空き地の活用などにより、地区中心商業・業務地としての生活利便性と観光資源の充実を促進します。



<地域全体に関する施策>

- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備
- 居住環境の向上に資する公園整備
- 第2号公共下水道整備の継続による、地域の住居環境の増進と河川浄化



箱根地域(元箱根・箱根・芦之湯地区)

●箱根地域の将来の姿とはどういったものでしょう。

現状

本地域は、本町の南西部に位置し、富士を映す名鏡芦ノ湖や美しい山なみを中心とした四季折々の優れた自然景観を有し、日本を代表する自然の風景地の一つとして、箱根観光の一大拠点となっています。

市街地は国道1号と芦ノ湖畔に沿って形成されており、箱根神社の門前町として栄えた元箱根地区、東海道の宿場町として発展してきた箱根地区、古くからの湯治場である芦之湯地区、観光施設や交通施設が集積する湖尻周辺で構成され、今も昔も多くの人々が集い、交流する地域となっています。

また、中世の地蔵信仰を物語る石仏群、江戸時代の文人墨客が集った東光庵、東海道の要衝であった箱根関所と旧街道杉並木や石畳などの歴史的文化遺産は、往時の風情を偲ばせながら背景に広がる自然景観とともに多くの人々を魅了しており、本地域の重要な要素となっています。

さらに、今日においては東京箱根間往復大学駅伝競走(箱根駅伝)の往路ゴール地として知名度を高めたり、芦之湯温泉が国民温泉保養地として県内第1号の指定を受けるなど多彩な資源を有した地域となっています。

課題

国際観光地「箱根」を象徴する優れた自然景観と多数の歴史的文化遺産を有する地域です。地勢的には町内で最も標高が高く、他地域と比較して生活利便性に格差があることは否めず、冬季の凍雪害や地震による道路の寸断など、自然災害への対策が必要となっています。こうした住居環境の影響もあり、少子高齢化の進行が見られ、移動販売により高齢者等の買い物環境の改善はみられるものの、地域で働く従業員の住居が確保しづらく、子どもの通学負担も大きいことから人口減少が続いており、地域活力や地域コミュニティの維持が課題となっています。さらに、景観や防災面で、樹木や植栽の適切な管理も課題となっています。また、観光客の滞在時間の短時間化や周遊手段の多様化といった問題へ対応するために、地域内の回遊性の確保やより一層の地域資源を生かした都市づくりが求められています。

将来像『歴史と伝統文化が息づく 湖畔の回遊ふれあい交流空間』

本地域固有の優れた自然景観や歴史的文化遺産などの地域資源を有効に活用するために、門前町、宿場町、湯治場として発展してきた各々の歴史的背景に応じた街なみ景観の形成を図るとともに、観光施設や交通施設の集積を活かして地域内の回遊性を高めることで、箱根観光の拠点としての魅力を深め、地域活力の増進に努めていきます。

また、自然環境の保全と住居環境の向上を図るための公共下水道整備、地域における交通利便性を確保するための道路整備や冬季における凍雪害対策を重点的に行うなど、住まう人と訪れる人が安心して集い、安らげる地域づくりを目指します。

主要な施策の方針

都市基盤整備

道路

- 凍雪害や地震等の自然災害に強い道路網づくりを引き続き促進します。
- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備を進めます。
- 子どもや高齢者等の重要な移動手段として、公共交通機関の利便性の維持・確保を図ります。

公園・緑地

- 居住環境の向上を目的とした公園整備を進めます。

下水道・河川

- 第 2 号公共下水道整備を引き続き進め、地域の住居環境の増進と芦ノ湖の水質環境保全を図ります。
- 芦ノ湖元箱根地区において、未整備となっている親水施設の整備を促進します。

温泉

- 地域の温泉需要に応える町営温泉の安定供給を図ります。

景観形成

- 門前町や宿場町としての歴史を生かした街なみ景観の形成を図ります。
- 眺望確保や良好な街なみ景観づくりに向けて、樹木や植物の適切な管理を図ります。

その他

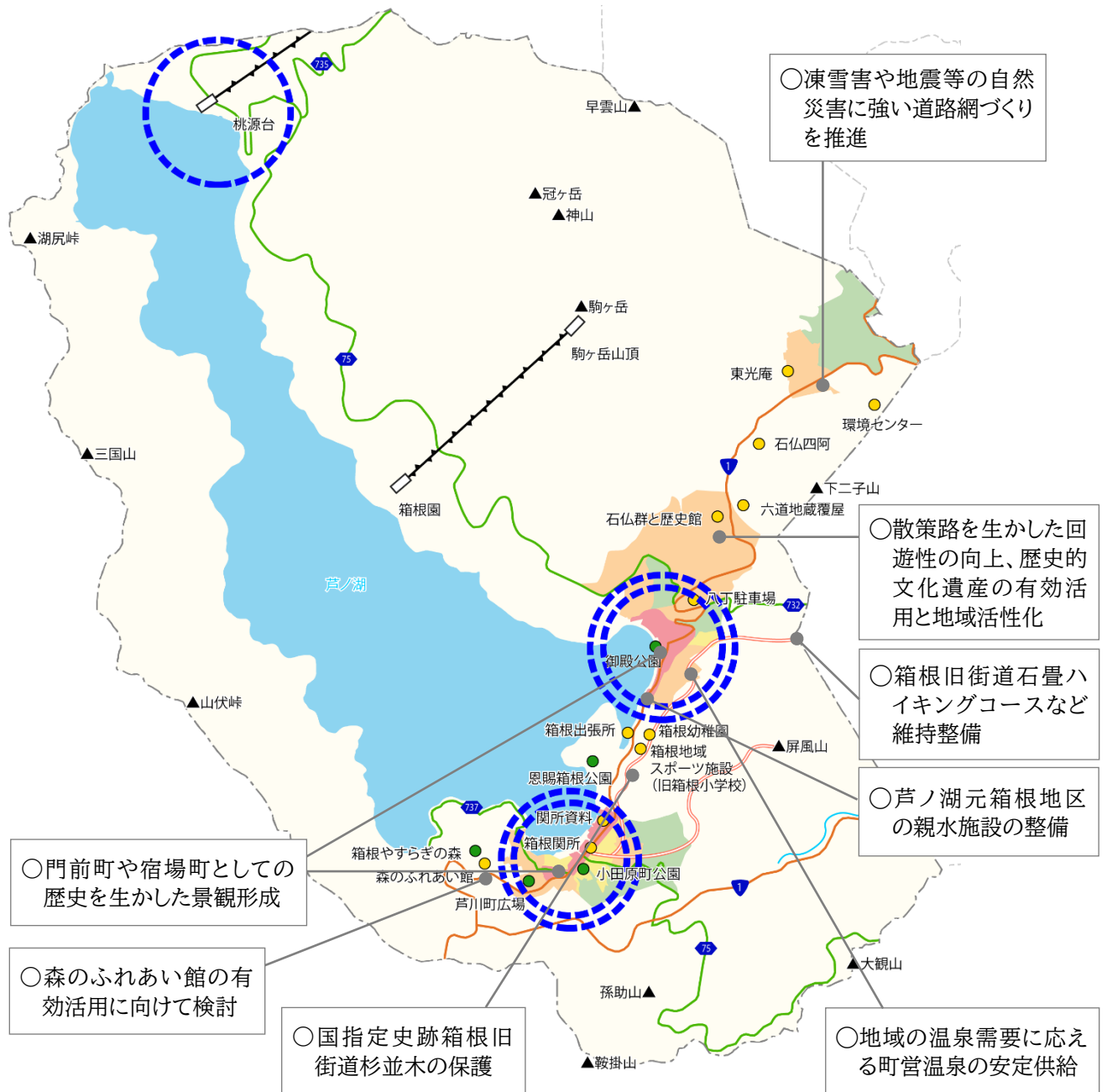
自然探勝・歴史探訪

- 往時の風情を偲ぶことのできる箱根旧街道石畳ハイキングコースなどの維持整備を進めます。
- 自然とのふれあい等を目的とした森のふれあい館について、有効活用に向けた検討を進めます。

文化財保護・有効活用

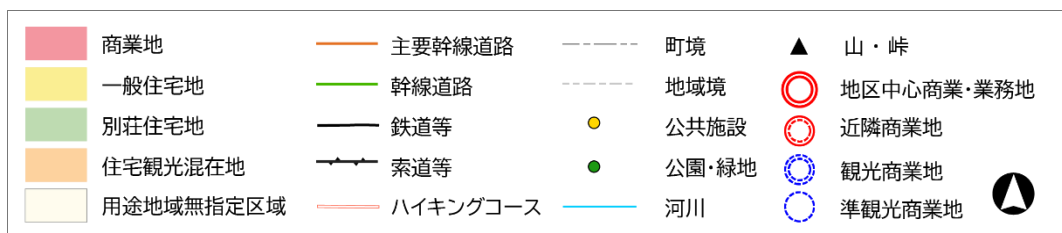
- 江戸時代の東海道の面影を残す国指定史跡箱根旧街道杉並木の保護を図ります。
- 鎌倉古道などの既存の散策路を生かして地域内の回遊性を高めることにより、各地区固有の歴史的文化遺産の有効活用と地域活性化を図ります。

方針図



<地域全体に関する施策>

- 高齢化や観光振興に伴う移動手段の多様化を見据えながら、誰もが安全に利用できる町道整備
- 居住環境の向上に資する公園整備
- 子どもや高齢者等の重要な移動手段として、公共交通機関の利便性を維持・確保
- 第2号公共下水道整備の継続による、地域の住居環境の増進と芦ノ湖の水質環境保全
- 眺望確保や良好な街なみ景観づくりに向けた、樹木や植物の適切な管理



第4章 町民を主体とした都市づくりの実現へ向けて

1 町民主体の都市づくり

1 町民主体の都市づくりの考え方

これからの都市づくりは、地域に住んでいる町民が、地域の特性に応じたききめ細かな課題に主体的に取り組む、主役として推進することが大切です。

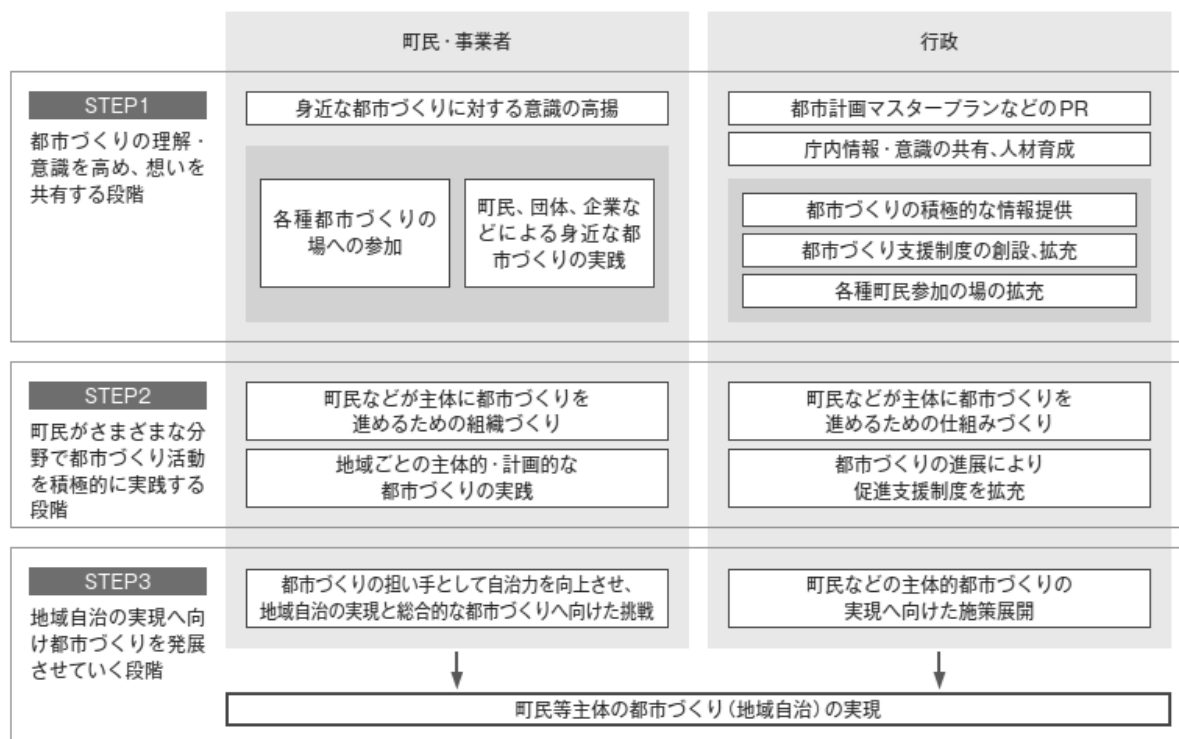
そこで、第4次都市計画マスタープランにおいて都市づくりの課題としている「防災力の強化」、「住居環境の維持向上と多様化する社会への対応」、「生活利便性の維持・確保」、「観光地としての魅力の向上」、「自然環境の保全」、「景観の保全と形成」、「町民参加の都市づくり」、「近隣の県、市町との連携」をさまざまな立場や分野との連携・協働により取り組むことが重要です。

2 段階的な取組

町民が主役となり都市づくりを効果的・計画的に進めるため、3つのステップにより段階的に取り組みます。

都市づくりへの理解を深め、想いを共有する段階(STEP1)、町民がさまざまな分野で都市づくり活動を実践する段階(STEP2)、(仮)都市づくり協議会など地域単位での都市づくり段階(STEP3)とし、町民、事業者、行政が継続的に取り組みます。

都市づくりの段階的な進め方のイメージ



3 町民、事業者、行政の役割分担の明確化

都市づくりを、多様な主体の協働によって進めるためには、地域に住む人々が自分たちの地域であるという強い意識と自覚のもと、将来像の実現に向けて、行政とさまざまな分野で相互に協力することが重要です。

本町では、計画を推進するにあたり、町民、事業者と行政の役割分担を明確にし、協働で都市づくりに取り組んでいきます。

町民・事業者、行政の役割

	主 体	内 容
STEP1	町民 事業者	●都市づくりの意味と必要性の理解 ●ボランティア、地域活動などへの積極的な参加 ●宅地内の緑化や生垣、清掃など周辺環境への配慮 ●土地利用や景観形成の方針に遵守した開発・建築 ●パブリック・コメントなどによる提言 ●町民相互の意見交換の場の創設 ●企業活動を通じた都市づくりへの取組
	行政	●都市計画マスタープランのPR、情報発信（ホームページや回覧などによる情報発信） ●都市づくり懇談会などによる事務事業の実施予定と結果の報告、意見交換 ●町民など、都市づくり活動に対する技術的、経済的支援（アドバイザーの派遣、景観修景に係る助成など） ●都市づくり学習機会の創設 ●庁内情報の共有と人材の育成 ●都市づくり、景観形成などのモデル地区等による先導的取組
STEP2	町民 事業者	●各種団体のネットワーク化と都市づくりの積極的な推進（地域整備協議会などの組織） ●地域コミュニティの再生と都市づくりのルール化 ●地域における都市づくり計画の作成と提案
	行政	●各種制度を活用した都市づくりの促進（都市計画提案制度、地区計画、建築協定など） ●地区、地域の都市づくりに係る提案制度創設（町独自制度） ●専門家体制の構築（大学、NPO、コンサルタントとの連携）
STEP3	町民 事業者	●地域における都市づくりの拡充 ●新たな手法による都市づくりの展開（「パブリック・マネジメント*1」、「新たな公」など） ●地域自治による都市づくりの推進
	行政	●地域における都市づくりの拡充へ向けた積極的な施策展開 ●各種都市づくり手法の情報提供と促進 ●地域自治による都市づくりの推進

4「町民が主役の都市づくり」を支える環境づくり

「町民が主役の都市づくり」を実現するためには、町民が積極的に身近な都市づくり活動を実践できる環境を整え、その活動を波及させながら、身近な都市づくり活動が町内全体に浸透していくことが重要です。

①地域・地区ごとのルールづくり

都市づくり情報の提供・発信や助言を行うほか、必要に応じ都市づくりに係る講習会などの開催や都市づくりの専門家を派遣するなど、町民の主体的な都市づくり活動を支援していきます。

また、身近な地域や地区の将来像を町民自らが考え、土地利用や建築の独自基準、景観づくりなどに関するルールや計画づくりに取り組む環境を整えるとともに、その取り組みを支援することで本町の目指す都市づくりを進めます。

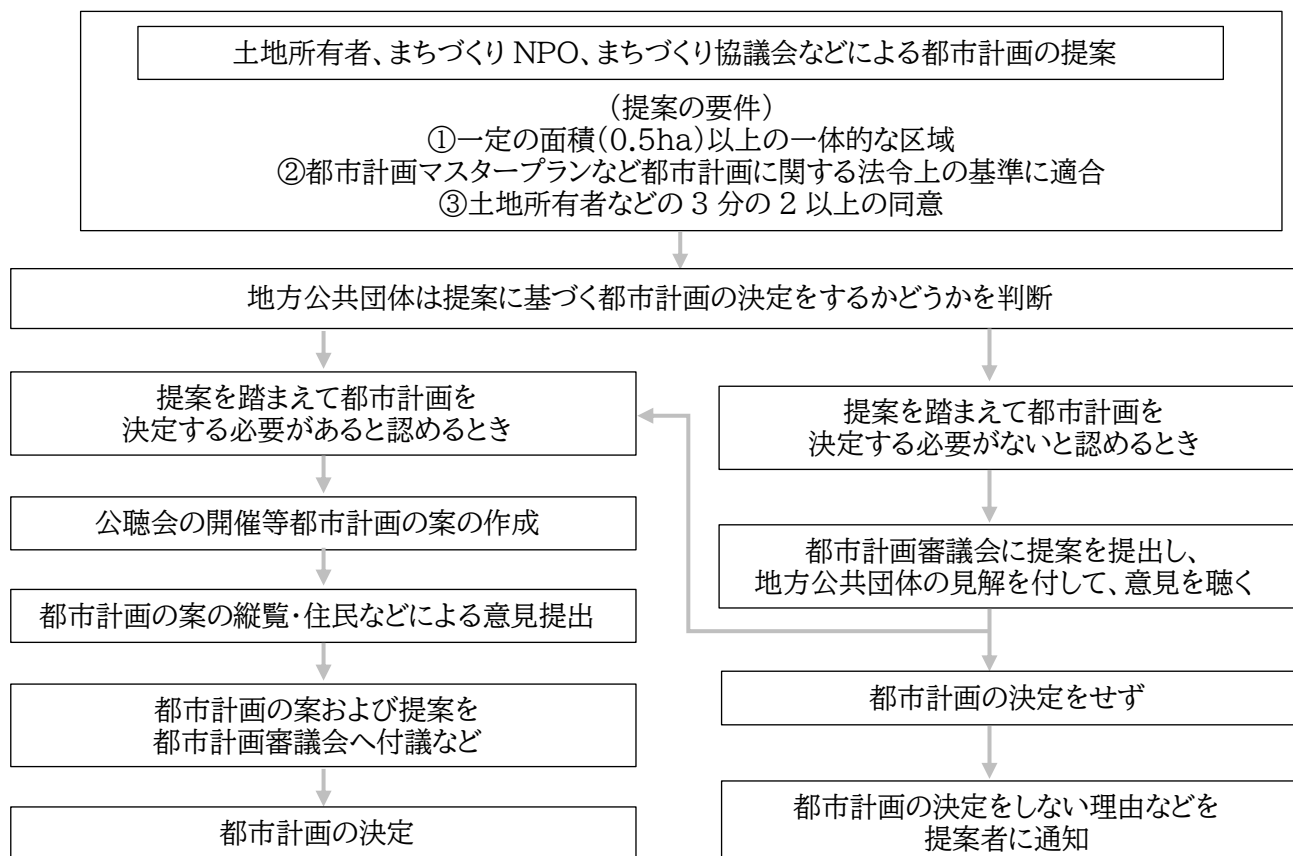
②各種制度の活用

土地利用や建築行為の規制・誘導など、身近な視点から生活環境を高めるため、町民や関係者の理解と合意形成を得ながら、必要な各種法制度の活用を図ります。

ア 都市計画提案制度(都市計画法)

都市計画の提案制度は、地域住民などのまちづくりの動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として創設され、一定の要件を満たす場合には、土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等は地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができるというものです。

都市計画提案の基本フロー



イ 地区計画(都市計画法)

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要なことから市町村が定める、「地区計画レベルの都市計画」です。地区計画は、地区の目標、将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置、建築物の建て方のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、町民等の意見を反映して、街なみ等その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めるものです。

地区計画で定められるまちづくりのルール

1. 地区施設(生活道路、公園、広場、遊歩道など)の配置
2. 建物の建て方や街なみのルール(用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザインなど)
3. 防災・安全に関するルール(ハザードエリア等に応じた建築制限など)
4. 保全すべき樹林地など

ウ 建築協定制度(建築基準法)

建築協定制度は、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進することなどを目的として、土地所有者等同士が建築物の基準(建築基準法による最低基準を超えた高度な基準)に関する一種の契約を締結するときに、公的主体(特定行政庁)がこれを認可することにより、契約に通常の契約には発生しない第三者効※を付与して、その安定性・持続性を保証し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度です。

※契約当事者以外の第三者が当該契約の目的となっている土地などを取得したときに、当該第三者をも拘束する効力。

●制度の内容

建築協定として締結できる内容は、その区域内における建築物の「敷地」「位置」「構造」「用途」「形態」「意匠」「建築設備」に関する基準のほか、協定の目的となっている土地の区域、協定の有効期間、協定違反があった場合の措置となります。

協定の内容は、当然ながら、建築基準法の規定に違反するものであってはならず、また、土地や建築物の利用を不当に制限するものであってはなりません。

●建築協定の対象地域

建築協定の対象地域は、都市計画区域内などにおいて区市町村が条例で定める区域内に限られます。

●建築協定の要件

建築協定を締結するためには、原則として、区域内の土地所有者、借地権者の全員合意(借地については、借地人のみの合意)に基づき、特定行政庁の認可を受ける必要があります。

●建築協定の効果

建築協定は、建築物の用途形態などに関する土地所有者等の自主的協定です。

協定の締結後は、新たな土地所有者なども協定の内容に拘束されます(第三者効)。

エ 景観協定(景観法第 81 条)

一定の区域に住む人や店舗・事務所などを持っている人たちが、地域の状況に応じて、自ら建築物等の規模や形態、壁面の位置や色彩、緑化等についてのルールを定め、良好な景観の形成に関する協定を結ぶことができる制度です。協定の締結には、協定区域内の土地所有者などの全員の合意が必要です。

＜景観協定に定める内容など＞

- 1.協定の目的となる土地の区域
- 2.良好な景観形成のための必要な事項(建築物の形態意匠などの工作物、緑化、屋外広告物等に関する基準等)
- 3.有効期間
- 4.協定に違反した場合の措置

オ 緑地協定制度(都市緑地法第 45 条、54 条)

土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができます。

関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上するメリットがあります。

＜緑地協定に定める内容など＞

1.協定の種類

45 条協定(全員協定)

既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者などの全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるものです。

54 条協定(一人協定)

開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者などが存在することになった場合に効力を発揮します。

2.目的となる土地の区域

3.緑化に関する事項(保全または植栽する樹木などの種類・場所、かきやさくの構造等)

4.有効期間

5.協定に違反した場合の措置

カ 都市再生推進法人制度(都市再生特別措置法)

まちづくり NPO や一般社団法人などを「都市再生推進法人」として指定する制度です。町民や地元事業者などの自由な発意によるまちづくり活動を公的に位置づけ、行政の対等なパートナーとして地域課題の解決や賑わい創出に取り組む体制を整えることを目的としています。

<都市再生推進法人制度の主な役割・特徴>

●都市計画等の提案権

都市計画の決定・変更や立地適正化計画の策定・変更に関する提案を行うことができます。

●まちづくり事業の実施

公園等の公共空間を活用したイベントの開催、空き家・空き店舗の利活用事業など、まちづくりの主役として事業を推進できます。

●公的支援の活用

指定を受けることで、公有地の利活用に関する手続きの特例や、各種支援制度の活用が容易になります。

キ ウォークブル推進制度・歩行者利便増進道路(都市再生特別措置法・道路法等)

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、人中心の道路空間や広場づくりを進めることができます。町民や地元事業者、都市再生推進法人などが主体となって、道路や公園などの公共空間を活用し、オープンカフェの設置やイベントの開催など、地域の賑わいと交流を生み出す取り組みを支援します。

<主な特徴と特例>

●歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

歩道等にカフェやベンチなどを設置する際の道路占有許可基準が緩和され、町民や事業者が活用しやすくなります。

●まちなか広場や公園の利活用(Park-PFI など)

民間や団体のノウハウを活用して、公園や広場の魅力向上と持続的な維持管理を一体的に行います。

ク エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組のことで、個人活動や従来の行政サービスによっては得られにくい、地域による地域全体の公益的な価値を創造する取組といえます。

例としては、各地域の自治会連合会や総合整備協議会が地域振興を目的として発意する「地域のまちづくり計画」が挙げられます。それらの計画が本町の都市づくりに整合すると認められる場合、町が「地域の計画」として位置付けていきます。

エリアマネジメントの特徴

1.「つくること」だけでなく「育てること」

維持管理・運営(マネジメント)の方法までを考え、行うこと

2.行政主導ではなく、住民・事業主・地権者などの地域の担い手が主体的に地域づくりを進めること

3.多くの住民・事業主・地権者などが関わりあり、必要に応じて行政や専門家・他の組織等と進めていく

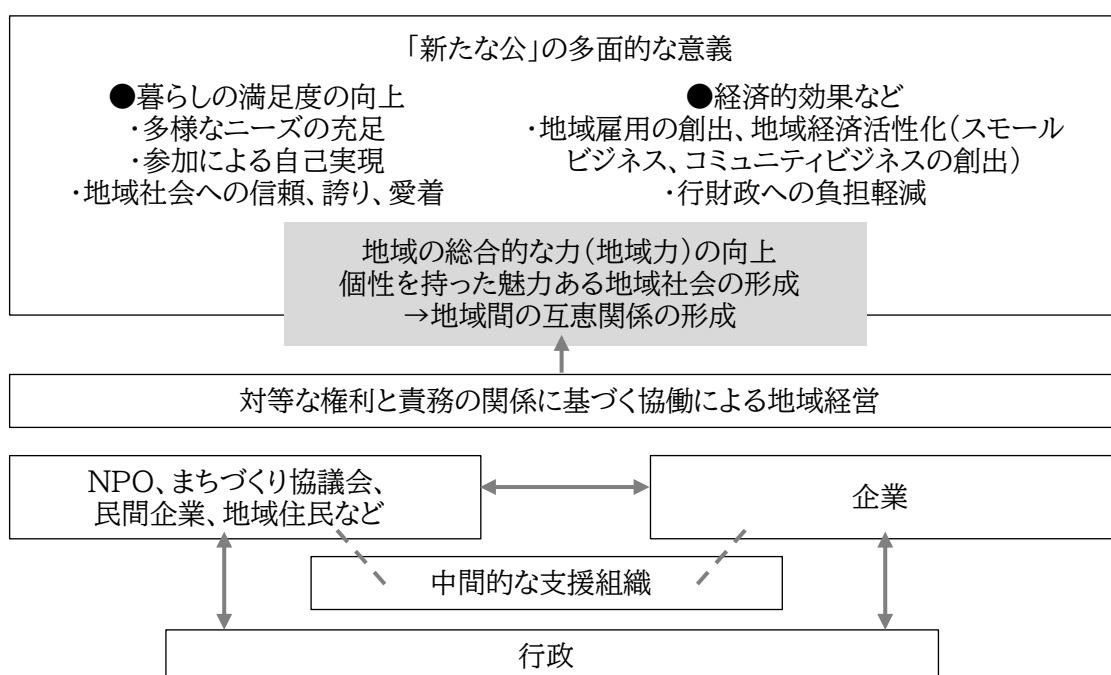
4.一定のエリアを対象にしている

ケ 新たな公

人口減少や高齢化に伴う多様な地域課題に対応するため、行政のみならず、NPO、まちづくり協議会、民間企業、地域住民などが対等なパートナーとして連携・協働し、公共的な役割を担っていく概念およびその主体のことです。

国土形成計画(令和5(2023)年 7 月閣議決定)においても、持続可能な地域社会を維持・発展させる「地域経営の機軸」として重視されています。従来行政が提供していたサービスの単なる代行にとどまらず、地域交通の確保や空き家・空き店舗の利活用、防犯・防災活動、環境保全など、民間の発想や地域独自の取組に公共的な価値を見出し、主体的にまちづくりを推進する役割を果たします。

「新たな公」の考え方を基軸とする地域経営システムのイメージ



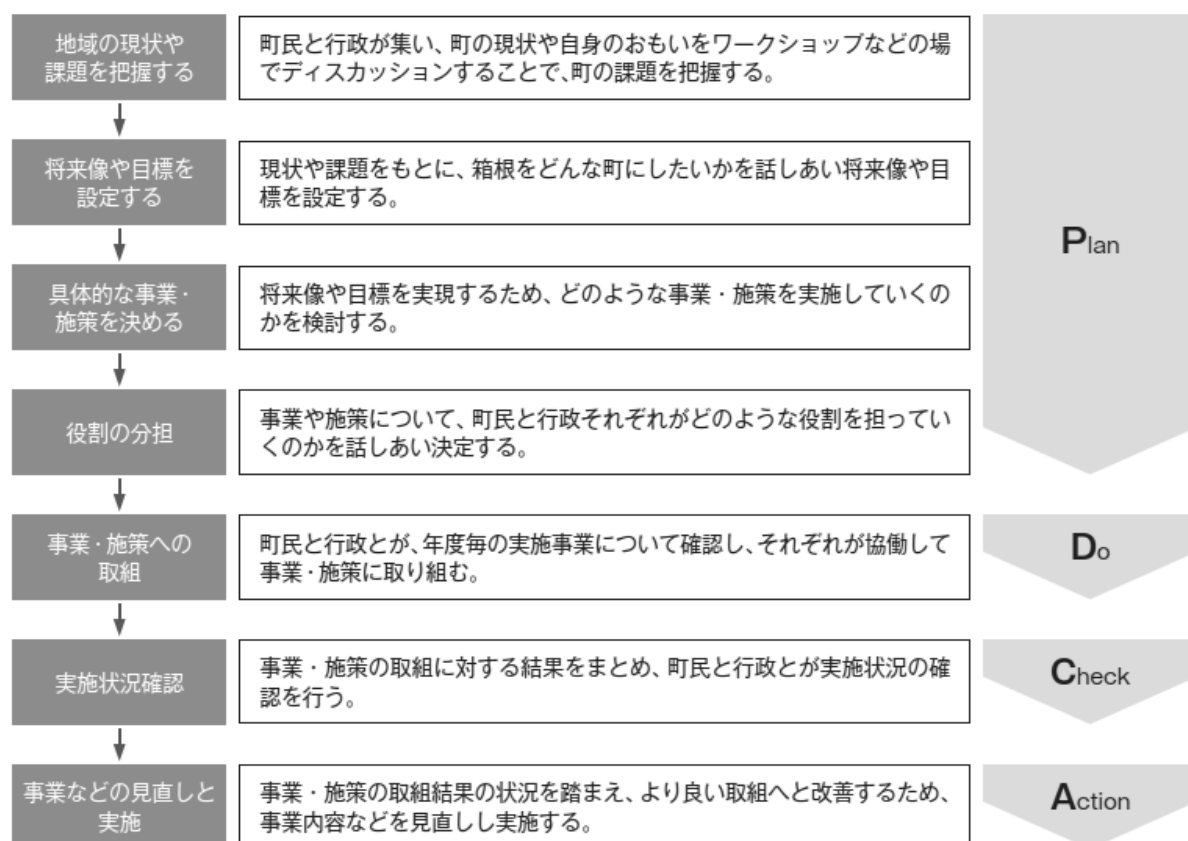
2 都市計画マスタープランの着実な推進

1 都市計画マスタープランの進行管理

目指すべき都市の将来像を実現するためには、本計画に基づいた息の長い取組が必要です。

そのため、事業や施策の進捗状況を適切に評価・解析するとともに、PDCA サイクルの考えに基づいて適正な見直し・改善を図り、本計画の着実な推進に努めます。

図 都市づくりの進行管理



2 マスタープランの見直し

計画年次の途中段階であっても、社会経済情勢や社会環境に大きな変化があった場合、都市構造に大きな影響を与える事象が生じた場合など、必要な状況に応じて本計画も適宜見直しを行っていきます。

第5章 箱根町はどんなまち

1 まちのあゆみ

箱根町には、どんな歴史があるんだろう。

美しい三重式火山の箱根山は、約 40 万年前から始まった火山活動が何度も噴火を繰返し、長い年月をかけて形成されました。約 3000 年前に水蒸気爆発を起こした神山の土砂が早川をせき止めて芦ノ湖が誕生し、さらにその後の噴火で冠ヶ岳や大涌谷が形成され、現在の地形となりました。

鎌倉時代になると、この険峻な箱根山を越える道が開かれ、湯本から湯坂山や鷹巣山などの尾根筋を通る湯坂路が使用されました。江戸時代になると、箱根越えの道は湯本三枚橋を渡り、畑宿を経由して谷筋を登るルートに変更され、五街道のひとつ、東海道として石畳や杉並木、一里塚が整備されて箱根宿が設置されました。元和 5(1619)年に芦ノ湖畔に設置された箱根関所は、四大関所の一つとして重要視され、いわゆる「入鉄砲に出女」のうち、「出女」の監視を厳重に行いました。また、同じ時期に箱根七湯と総称された湯本をはじめとする七つの温泉場が栄え、湯治客や伊勢参詣などの旅人で賑わうようになりました。

明治時代になり、関所制度や宿駅制度が廃止されると温泉場の人々が中心となってインフラ整備が進められ、明治 37(1904)年に箱根七湯を結んで芦ノ湖畔まで通じる車道(人力車道)が整備されました。また、早くから外国人観光客が訪れるようになり、次第に箱根は国際的にも人気の高い、風光明媚な避暑・保養地となりました。

箱根山をめぐる交通網は、さらに大正 8(1919)年に日本初の本格的な山岳鉄道として箱根登山鉄道が箱根湯本から強羅まで開通し、第二次世界大戦後に日本経済が高度成長期を迎えると、昭和 25(1950)年に小田急電鉄が箱根湯本まで乗り入れたのをはじめ、全山で道路網やさまざまな交通機関が飛躍的に発達しました。また、旅館やホテルなどの宿泊施設や、ゴルフ場などのレジャー施設も充実したことで、箱根は国内外から多くの観光客が訪れる、日本の代表的国際観光地としてその地位を築き、現在に至っています。

昭和 11(1936)年に現在の箱根町のほぼ全域が「富士箱根国立公園」に指定され、その後、昭和 30(1955)年に伊豆半島地域、昭和 39(1964)年に伊豆諸島地域が追加されて現在の「富士箱根伊豆国立公園」となり、90 年という長い歴史を持つ国立公園となっています。

2 まちの特性

箱根町のさまざまな特性を紹介します。

1 位置と地勢

本町は、神奈川県南西部に位置し、東京から約 80km の距離にあります。北は南足柄市、東は小田原市、南は湯河原町とそれぞれ接し、西側は静岡県 3 市 2 町(御殿場市、裾野市、三島市、小山町、函南町)と接しています。

町域の大部分は、高原と山岳地帯からなり、隣接市町とは地形的に隔てられています。地勢は、箱根火山によって形成されたカルデラ地形を呈しています。その地形は複雑をきわめ、河川、湖沼、草原などを配した一大自然美が展開され、東京から近いという距離にあることから、とりわけ首都圏からの訪問客が多いという要件となっています。

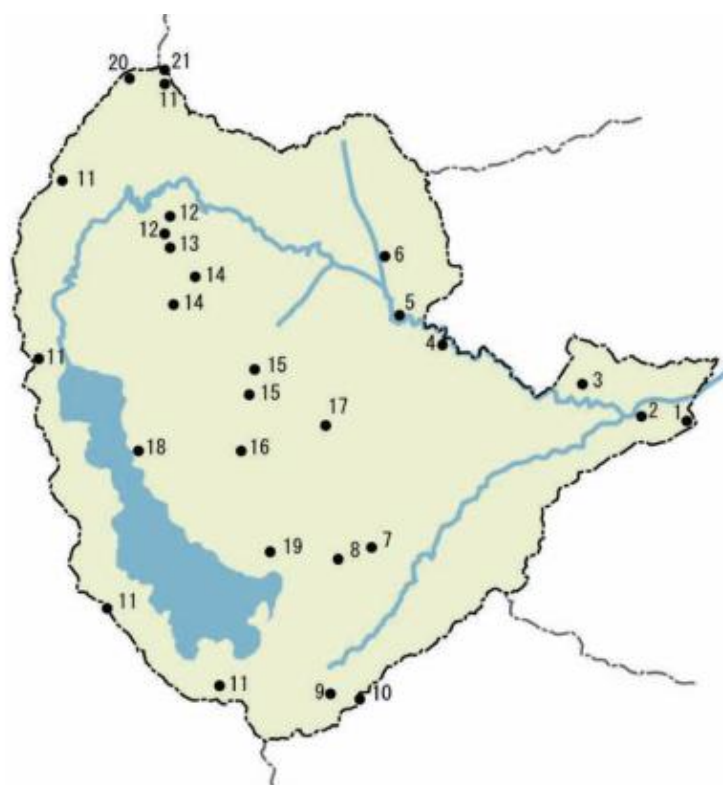
地勢図



2 植生

本町は、大部分が急峻な山地ですが、地形的変化が豊かであるため、植生も多様なものとなっています。植生帯はシイ帯からブナ帯にわたり、境界は標高 700～800m前後にあります。多様な地形を反映した自然植生が多く分布しており、代表的なものとして、山頂付近や斜面の風衝植物群落、標高 800m 以上でみられるブナ林、標高 100～500m付近に残る常緑広葉樹林(シイ・カシ林)、平地で群生する草原性植物や湿原性植物などがあります。本町の特徴的な植物としてはハコネバラ(サンショウバラ)、ハコネグク、ハコネグミ、ハコネコメツツジ、ムラサキツリガネツツジなどが代表的なものとしてあげられます。これらは箱根山系を中心とした関東西部の山岳地帯周辺にしかみられません。自然の遷移や、急速な開発、乱獲、シカによる食害などにより、減少ないしは消滅した植物も少なくありませんが、本町では、山焼きや低木の伐採などで草原や湿原の保護を図っています。

植生図



- | | | |
|-------------------|--------------------------|----------------------|
| 1 山崎のケヤキ林 | 9 大親山のブナ林 | 16 ハコネバラ(サンショウバラ) |
| 2 早雲寺の社叢林(町・県指定) | 10 奥湯河原のモミ林 | 17 湯ノ花沢のミズスギ群落 |
| 3 塔之沢の常緑広葉樹林 | 11 箱根外輪山のハコネダケ群落 | 18 芦ノ湖畔の落葉広葉樹林 |
| 4 宮ノ下の常緑広葉樹林 | 12 箱根仙石原湿原植物群落(国指定) | 19 箱根神社のヒメシャラ純林(県指定) |
| 5 早川の溪谷林 | 13 仙石原のススキ草原(かながわの景勝50選) | 20 ハコネコメツツジ(町指定) |
| 6 諏訪神社の常緑広葉樹林 | 14 台ヶ岳のブナ林 | 21 金時山の風衝低木群落 |
| 7 二子山の風衝低木群落(県指定) | 15 箱根中央火口丘のムラサキツリガネツツジ | |
| 8 お玉ヶ池の湿性植生 | | |

資料：第5回自然環境保全基礎調査神奈川県自然環境情報図(1989年環境庁)に加筆修正

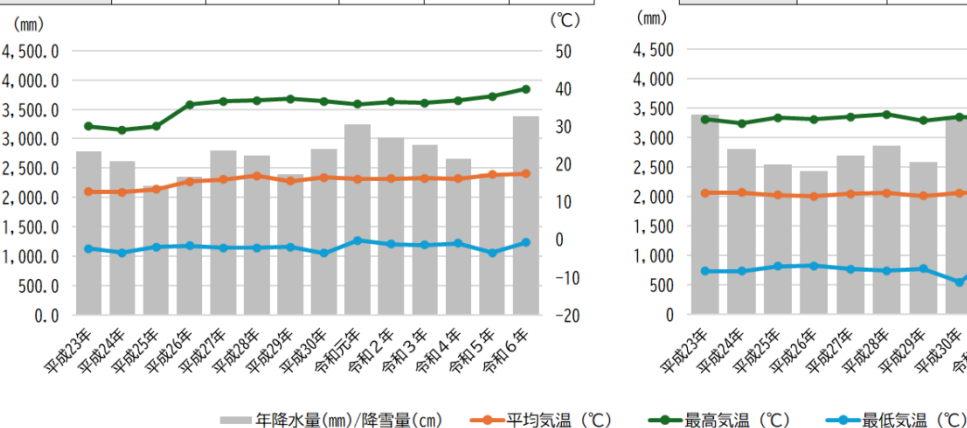
3 気象

本町は、地形的に高低差が大きいので、標高の低い湯本地域(標高 97m地点)と標高の高い箱根地域(標高 726m地点)を比較すると、最低気温が5℃程度低いことがわかります。そのため、箱根地域はもちろん、同様に標高の高い仙石原地域においても、冬季は凍結や降雪が多く、凍雪害対策が必要です。

年間降水量と気温の推移

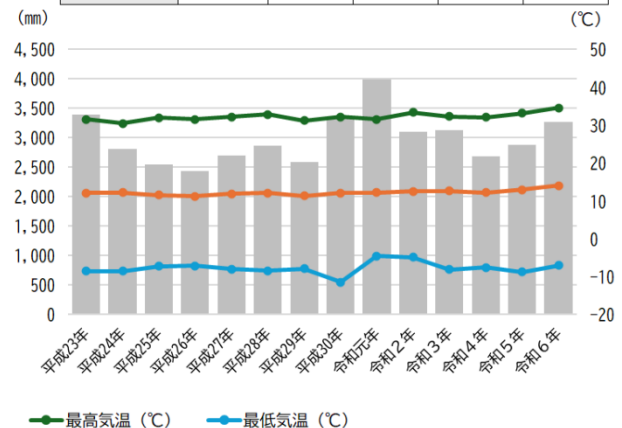
湯本地域

	年降水量 (mm)/降雪 量(cm)	年降水量(mm)/降 雪量(cm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)
平成23年	2785 (0)	2,785.0	12.6	30.0	-2.5
平成24年	2622 (3.0)	2,622.0	12.5	29.0	-3.5
平成25年	2195 (0)	2,195.0	13.3	30.0	-2.0
平成26年	2350 (35.0)	2,350.0	15.3	35.7	-1.7
平成27年	2797.5 (1.0)	2,797.5	15.9	36.6	-2.3
平成28年	2715 (6.0)	2,715.0	16.8	36.8	-2.3
平成29年	2394.5 (0.0)	2,394.5	15.4	37.2	-2.0
平成30年	2822.5 0	2,822.5	16.4	36.6	-3.7
令和元年	3248.5 (0.0)	3,248.5	16.0	35.8	-0.3
令和2年	3013.5 (0.0)	3,013.5	16.1	36.5	-1.3
令和3年	2892.5 (0.0)	2,892.5	16.2	36.1	-1.5
令和4年	2650.5 (1.0)	2,650.5	16.1	36.8	-1.1
令和5年	2401.5 (0.0)	2,401.5	17.2	37.9	-3.6
令和6年	3375 (0.0)	3,375.0	17.4	39.8	-0.8



箱根地域

	年降水量 (mm)/降雪 量(cm)	年降水量(mm)/降 雪量(cm)	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)
平成23年	3,398.5 (77.0)	3,398.5	12.1	31.5	-8.5
平成24年	2,804.0 (92.0)	2,804.0	12.2	30.5	-8.5
平成25年	2,540.5 (56.5)	2,540.5	11.6	32.0	-7.2
平成26年	2,430.0 (142.5)	2,430.0	11.2	31.6	-7.1
平成27年	2,699.0 (23.0)	2,699.0	11.9	32.2	-8.0
平成28年	2,871.0 (34.0)	2,871.0	12.1	32.8	-8.4
平成29年	2,585.0 (18.0)	2,585.0	11.3	31.2	-7.9
平成30年	3,344.5 (78.0)	3,344.5	12.1	32.2	-11.5
令和元年	3,986.5 (8.0)	3,986.5	12.2	31.6	-4.5
令和2年	3,105.5 (43.0)	3,105.5	12.5	33.4	-4.9
令和3年	(3.0) 3,134.0	3,134.0	12.6	32.3	-8.1
令和4年	2,691.0 (34.0)	2,691.0	12.2	32.1	-7.6
令和5年	2,886.5 (2.0)	2,886.5	13	33.2	-8.8
令和6年	3275 (21.5)	3,275.0	14	34.6	-7.0



資料:統計はこね

4 人口・世帯

本町の人口は、国勢調査によると平成 22(2010)年は 13,853 人、令和 7(2025)年は 10,270 人となっています。昭和 40(1965)年からの長期的な推移をみると、一貫した減少傾向が続いており、過去 10 年間(平成 27 年～令和 7 年)に 1,516 人の減少(約 12.9%減)となっています。

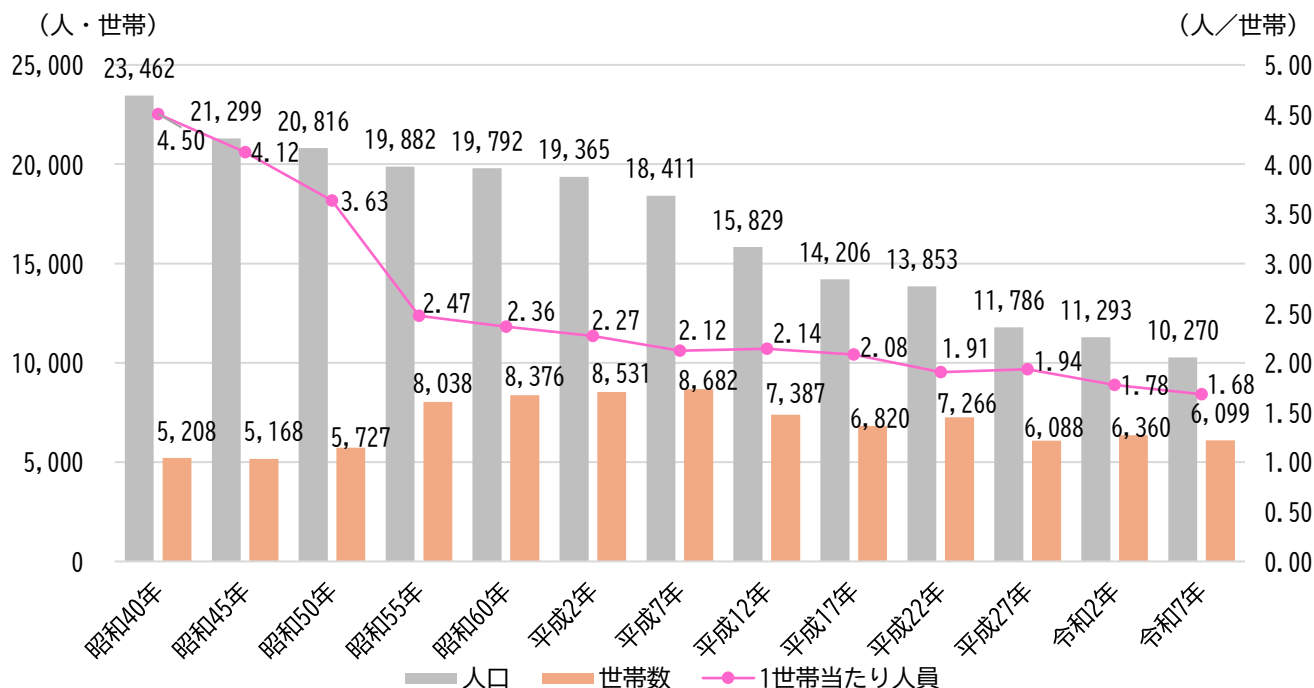
一方、世帯の状況別にみると、世帯数は、平成 7(1995)年までは一定の増加が続いていましたが、そののち減少し、平成 27(2015)年には 6,088 世帯、その後令和 7(2025)年には 6,099 世帯となっています。1 世帯あたり人員については、人口と同様に一貫した減少傾向が続いています。

長期的な人口・世帯数の推移

	人口(人)	世帯数(世帯)	1世帯あたり人員
昭和 40 年(1965 年)	23,462	5,208	4.50
昭和 45 年(1970 年)	21,299	5,168	4.12
昭和 50 年(1975 年)	20,816	5,727	3.63
昭和 55 年(1980 年)	19,882	8,038	2.47
昭和 60 年(1985 年)	19,792	8,376	2.36
平成 2 年(1990 年)	19,365	8,531	2.27
平成 7 年(1995 年)	18,411	8,682	2.12
平成 12 年(2000 年)	15,829	7,387	2.14
平成 17 年(2005 年)	14,206	6,820	2.08
平成 22 年(2010 年)	13,853	7,266	1.91
平成 27 年(2015 年)	11,786	6,088	1.94
令和 2 年(2020 年)	11,293	6,360	1.78
令和 7 年(2025 年)	10,270	6,099	1.68

資料：統計はこね、国勢調査

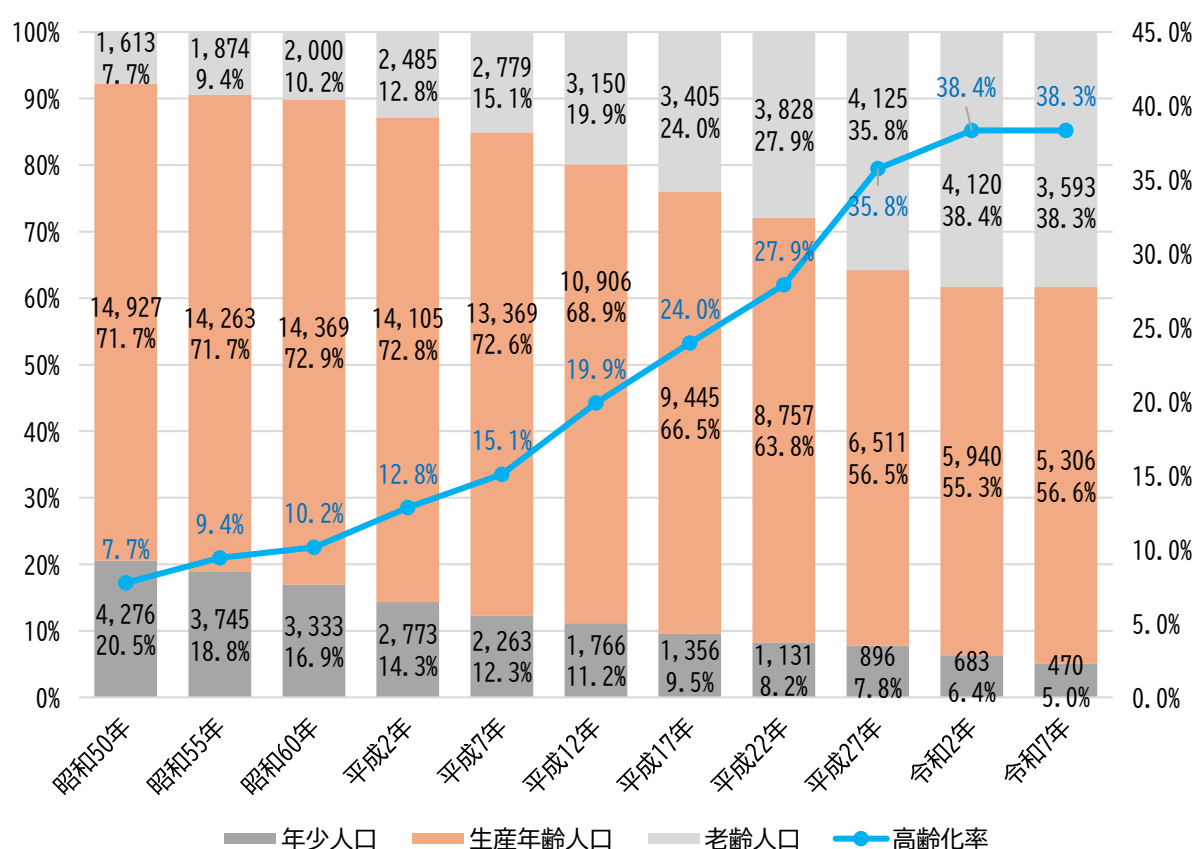
長期的な人口・世帯数の推移



資料：統計はこね、国勢調査

また、年齢 3 区分別人口別にみると、昭和 55(1980)年から令和7(2025)年にかけて年少人口(0～14 歳)は 3,860 人、生産年齢人口(15～64 歳)は 9,621人の減少、老年人口(65 歳以上)は 1,980 人の増加となっています。年少人口は昭和 50(1975)年以降減少を続けており、生産年齢人口(15～64 歳)は、昭和 60(1985)年に若干増加したものの減少を続けています。一方、老年人口(65 歳以上)は増加し続けており、平成 7(1995)年には老年人口(2,779 人)が年少人口(2,263 人)を上回りました。また、高齢化率は増加し続けており、平成 17(2005)年には 24.0%、平成 27(2015)年には 35.8%、令和 7(2025)年では 38.3%に達し、超高齢社会(高齢化率 21%以上)となっています。

年齢階層別人口の推移



※年齢不詳は除く

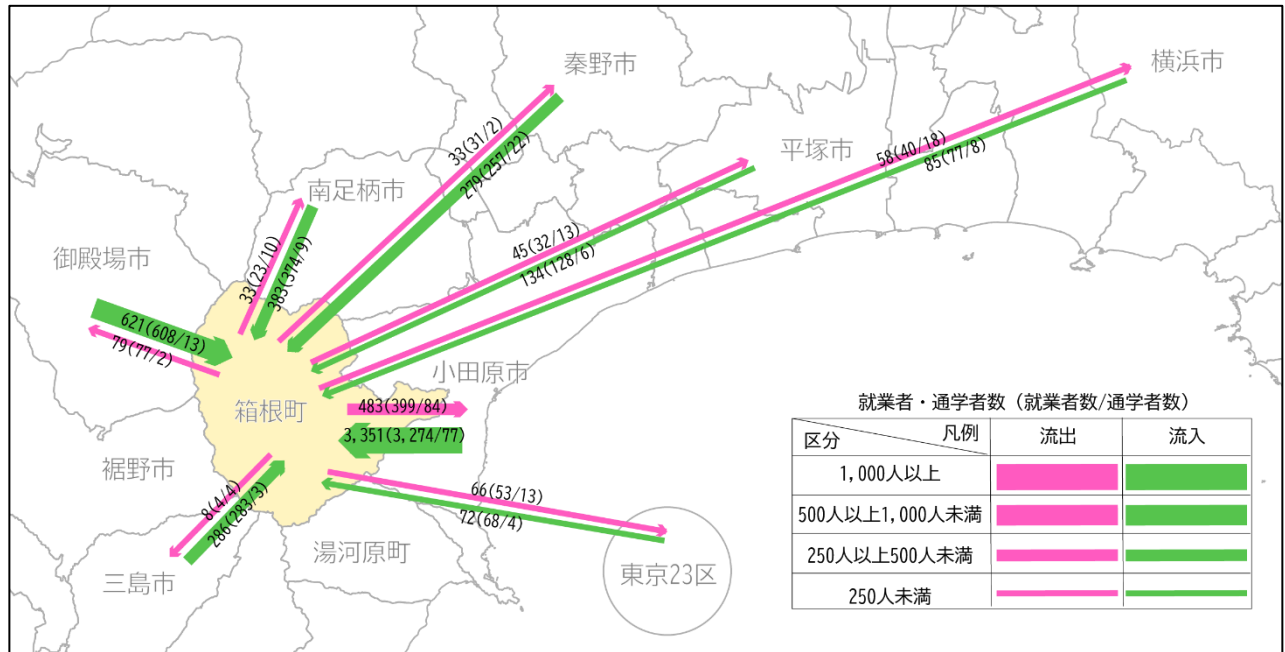
資料：統計はこね、国勢調査

5 通勤・通学流動

国勢調査によると、箱根町を常驻地とする従業者・通学者は 6,980 人であり、うち約 8 割が町内で従業または通学しています。町外へ従業・通学する人口の多い都市は、小田原市が 483 人で最多、次いで御殿場市が 79 人です。

また、箱根町に通勤・通学する人口は 12,994 人であり、うち約4割は町内に常住しています。町外から通勤・通学する人口の多い都市は、小田原市からが 3,351 人で最多、次いで御殿場市が 621 人です。

主な流出先・流入元



資料:国勢調査をもとに作図

常驻地別人口

	総数	うち 15 歳以上 就業者・通学者	うち 15 歳未満 通学者を含む通学者
常驻地による人口	6,980	6,274	706
自市区町村で従業・通学	5,542	5,097	445
自宅で従業	943	943	-
自宅外の自市区町村で従業・通学	4,599	4,154	445
他市区町村で従業・通学	1,101	885	216
県内他市区町村で従業・通学	844	668	176
他県で従業・通学	224	193	31
従業地・通学地 不詳	337	292	45

他市区町村内訳 常驻地による人口の 0.5%以上

上位5地域	総数	うち 15 歳以上 就業者・通学者	うち 15 歳未満 通学者を含む通学者
1 小田原市	483	399	84
2 御殿場市	79	77	2
3 東京 23 区	66	53	13
4 横浜市	58	40	18
5 平塚市	45	32	13

従業地・通学地別人口

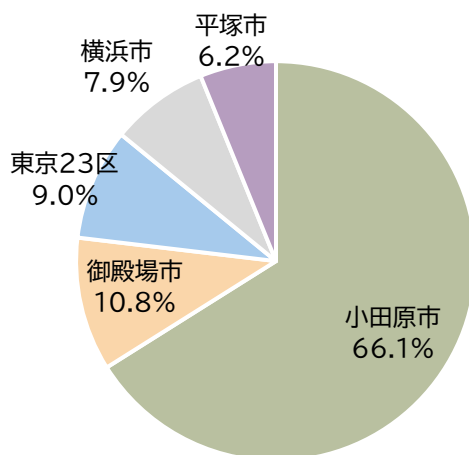
	総数	うち 15 歳以上 就業者・通学者	うち 15 歳未満 通学者を含む通学者
従業地・通学地による人口	12,994	12,290	704
自市区町村に常住	5,542	5,097	445
自宅で従業	943	943	-
自宅外の自市区町村で従業・通学	4,599	4,154	445
他市区町村で従業・通学	7,082	6,877	205
県内他市町村に常住	5,328	5,156	172
他県に常住	1,754	1,721	33
従業地・通学地 不詳	337	292	45

他市区町村内訳 常住地による人口の 0.5%以上

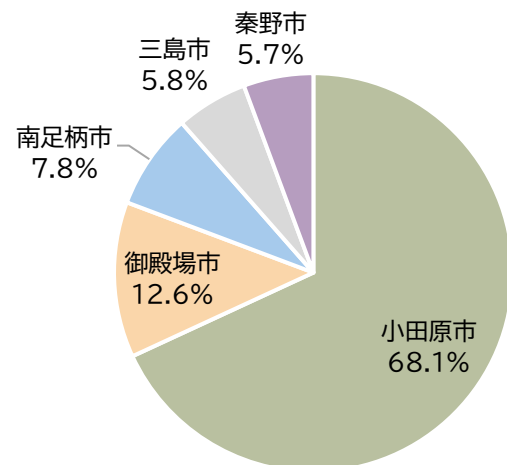
上位5地域	総数	うち 15 歳以上 就業者・通学者	うち 15 歳未満 通学者を含む通学者
1 小田原市	3,351	3,274	77
2 御殿場市	621	608	13
3 南足柄市	383	374	9
4 三島市	286	283	3
5 秦野市	279	257	22

資料：国勢調査 R2 年総務省統計局

流出元構成比(上位5地域)



流入元構成比(上位5地域)



6 産業

本町の産業別就業者数は、令和2(2020)年の国勢調査によると、農業、林業などの第一次産業が69人(1.1%)、建設業、製造業等の第二次産業が532人(8.5%)、小売業、サービス業等の第三次産業が5,373人(85.0%)となっています。

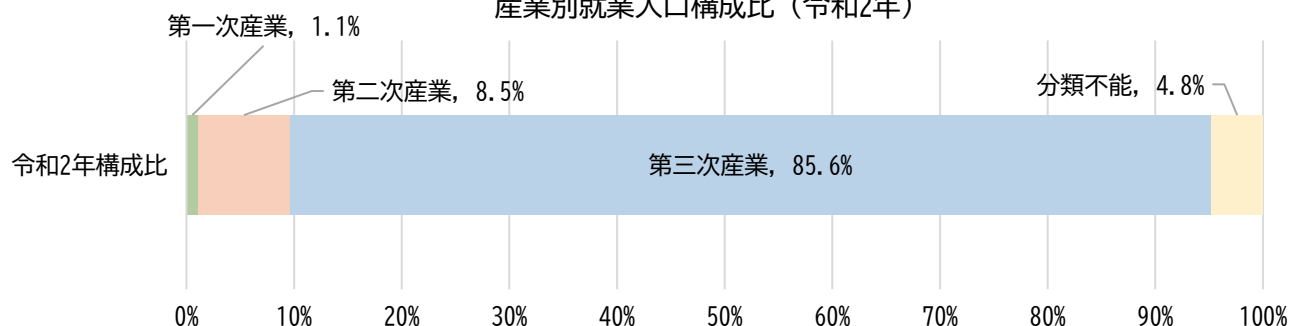
就業人口の約8割が第三次産業人口で、その多くは観光産業従事者となっており、第二次産業についてもその多くが寄木細工などの箱根細工製造業であるため、観光に特化した就業形態が特徴です。

産業別就業者数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年 構成比
第一次産業	93	80	50	72	69	1.1%
第二次産業	1,061	923	725	634	532	8.5%
第三次産業	8,785	7,832	7,400	5,784	5,373	85.6%
分類不能	29	71	288	263	300	4.8%
総数	9,968	8,906	8,463	6,753	6,274	100.0%

資料：各年国勢調査

産業別就業人口構成比（令和2年）



資料：令和2年国勢調査

本町の基幹産業である観光業については、宿泊施設数は令和元年(2019)年の 382 施設から、令和6(2014)年の 330 施設になり、52 施設減少しています。宿泊施設別にみると、旅館・ホテルは 16 施設増加しているのに対し、寮・保養所は 72 施設が減少しており、寮・保養所の減少が顕著となっています。

地域別にみると、宮城野地域、仙石原地域が他地域と比べて著しく減少していますが、これは、減少が顕著な寮・保養所が両地域に集中しているためです。

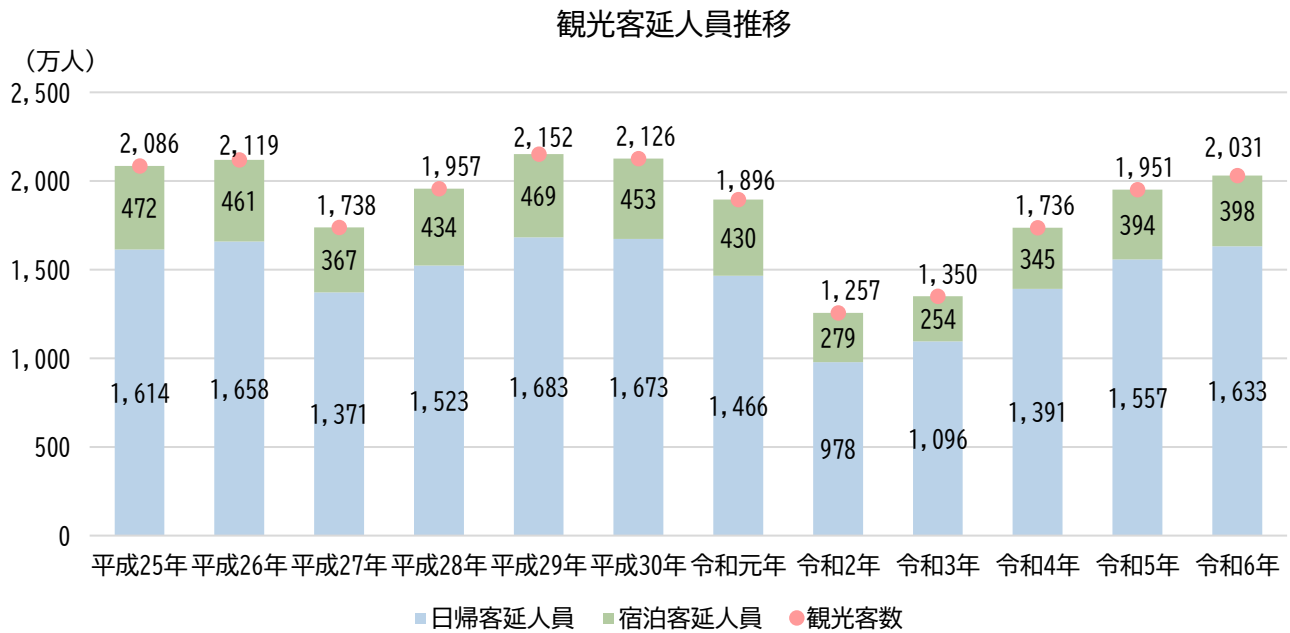
地域別宿泊施設数の推移

地域別	施設別	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	増減数 (R1→R6)
湯本 地域	旅館・ホテル	55	53	53	53	52	50	▲ 5
	寮・保養所	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2	3	3	4	4	4	2
	小計	57	56	56	57	56	54	▲ 3
温泉 地域	旅館・ホテル	32	30	33	33	33	34	2
	寮・保養所	14	14	14	8	9	8	▲ 6
	その他	4	4	3	6	6	6	2
	小計	50	48	50	47	48	48	▲ 2
宮城野 地域	旅館・ホテル	44	45	48	48	53	52	8
	寮・保養所	52	49	49	27	26	24	▲ 28
	その他	10	11	4	13	13	13	3
	小計	106	105	101	88	92	89	▲ 17
仙石原 地域	旅館・ホテル	53	52	52	57	62	62	9
	寮・保養所	65	61	62	39	34	32	▲ 33
	その他	9	7	5	14	14	8	▲ 1
	小計	127	120	119	110	110	102	▲ 25
箱根 地域	旅館・ホテル	16	16	16	16	15	18	2
	寮・保養所	13	14	14	8	8	8	▲ 5
	その他	13	13	8	9	9	11	▲ 2
	小計	42	43	38	33	32	37	▲ 5
箱根町 合計	旅館・ホテル	200	196	202	207	215	216	16
	寮・保養所	144	138	139	82	77	72	▲ 72
	その他	38	38	23	46	46	42	4
	小計	382	372	364	335	338	330	▲ 52

※その他(国民宿舎・ユースホステル、ペンション・民宿、キャンプ場・コテージ)

資料:各年統計はこね

観光客延人員数の推移は、令和6年(2024)年が約 2,031 万人で、コロナ禍で減少した令和2(2020)年以降回復傾向にあり、コロナ禍以前の水準に近づいています。



資料:各年統計はこね

7 土地利用

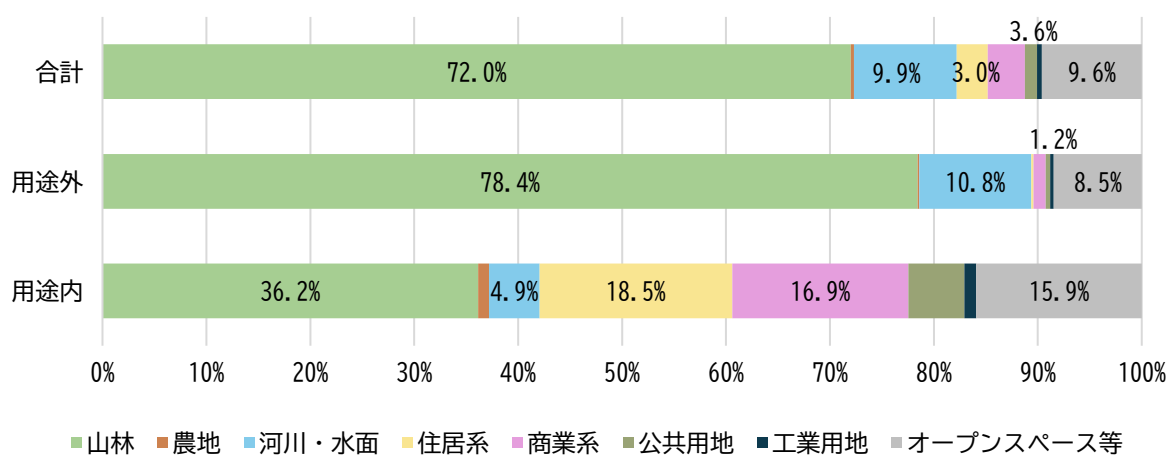
土地利用は、山林が約7割を占めており、自然的土地利用が約 8 割、都市的土地利用が約 2 割を占めています。

用途地域内は都市的土地利用が約6割を占め、地域別に見ると、比較的なだらかな地形がまとまっている宮城野地域や仙石原地域では都市的土地利用の比率が高くなっています。

土地利用の構成

		山林	農地	河川・水面	住居系	商業系	公共用地	工業用地	オープンスペース等	合計
面積(m ²)	用途内	511	15	69	262	239	76	16	225	1,412
	用途外	6,176	12	850	17	91	34	28	667	7,874
	合計	6,687	27	918	279	330	110	44	892	9,286
構成比	用途内	36.2%	1.0%	4.9%	18.5%	16.9%	5.4%	1.1%	15.9%	100%
	用途外	78.4%	0.2%	10.8%	0.2%	1.2%	0.4%	0.4%	8.5%	100%
	合計	72.0%	0.3%	9.9%	3.0%	3.6%	1.2%	0.5%	9.6%	100%

土地利用構成（令和2年）



8 法規制の状況

本町の都市計画区域は、まず、昭和 31(1956)年 4 月 23 日に当時の湯本町(現:湯本地域)、その
のち、昭和 46(1971)年 12 月 28 日に箱根町全域が指定され、現在 9,286ha となっています。

本町は、非線引き都市計画区域であり区域区分は指定されていませんが、町域内 1,412ha に対して
用途地域の指定が行われており、第一種低層住居専用地域から商業地域まで 6 つの用途地域が指定
され、用途地域指定面積の約 9 割が住居系、約 1 割が商業系となっています。

用途地域指定面積の約 7 割には特別用途地区が指定されており、中でも、第 2 種観光地区、第 3 種
観光地区および特別工業地区は、既存用途の規制を緩和して、観光産業や地場産業の振興を図ってい
ます。

また、本町のほぼ全域が富士箱根伊豆国立公園の区域に指定されており、自然公園法に基づく規制
が行われています。

都市計画用途地域指定状況

用途地域	特別用途地区	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	面積 (ha)	割合
第一種低層住居専用地域	第 1 種観光地区	30	50	288	20.4%
第二種低層住居専用地域	—	40	80	39	2.8%
	第 2 種観光地区	40	80	432	30.6%
第一種中高層住居専用地域	—	60	150	4	0.3%
	第 2 種観光地区	60	150	21	1.5%
第一種住居地域	—	60	200	207	14.7%
	第 3 種観光地区	60	200	267	18.9%
	特別工業地区	60	200	16	1.1%
近隣商業地域	—	80	200・300	28	2.0%
商業地域	—	80	300・400	110	7.8%
合計	—	—	—	1,412	100.0%

資料:令和7年版統計はこね

用途地域

第一種低層住居専用地域

低層住宅のための地域です。小規模な店舗や事務所をかねた住宅や、小・中学校などが建てられます。

第二種低層住居専用地域

主に低層住宅のための地域です。小・中学校などのほか、150 m²までの一定の店舗などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域

中高層住宅のための地域です。病院、大学、500 m²までの一定の店舗などが建てられます。

第一種住居地域

住居の環境を守るための地域です。3,000 m²までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。

近隣商業地域

まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。

商業地域

銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。

特別用途地区

特別用途地区は、用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定します。特別用途地区内では、条例を定めることで、用途地域による全国一律的な用途の制限を修正するものです。

市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。

第1種観光地区

第一種低層住居専用地域における規制を強化し、専用住宅または別荘管理事務所を兼ねる併用住宅以外は建てられません。

第2種観光地区

第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域における規制を緩和し、旅館やホテルが建てられます。

第3種観光地区

第一種住居地域における規制を緩和し、床面積が3,000 m²を超える大きな旅館やホテルが建てられます。

特別工業地区

第一種住居地域において、箱根細工を営む工場の作業場面積や原動機出力の規制を緩和します。

自然公園法の地種区分

地種区分		内容
特別地域	特別保護地区	特別地域内でも特に優れた自然景観を有する地域で、自然環境を厳正に保護する必要があると認められる地区です。
	第1種特別地域	特別保護地区に準ずる最も優れた景観を有し、風致を維持する必要がある最も高い地域です。
	第2種特別地域	優れた自然景観を有する区域であって、特に農林漁業活動については、努めて調整を図る地域です。
	第3種特別地域	優れた景観を有する地域で、特に通常の農林漁業活動については、原則として風致の維持に影響をおよぼすおそれが少ない地域です。
普通地域		特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域と公園区域外の緩衝地域(バッファゾーン)といえます。

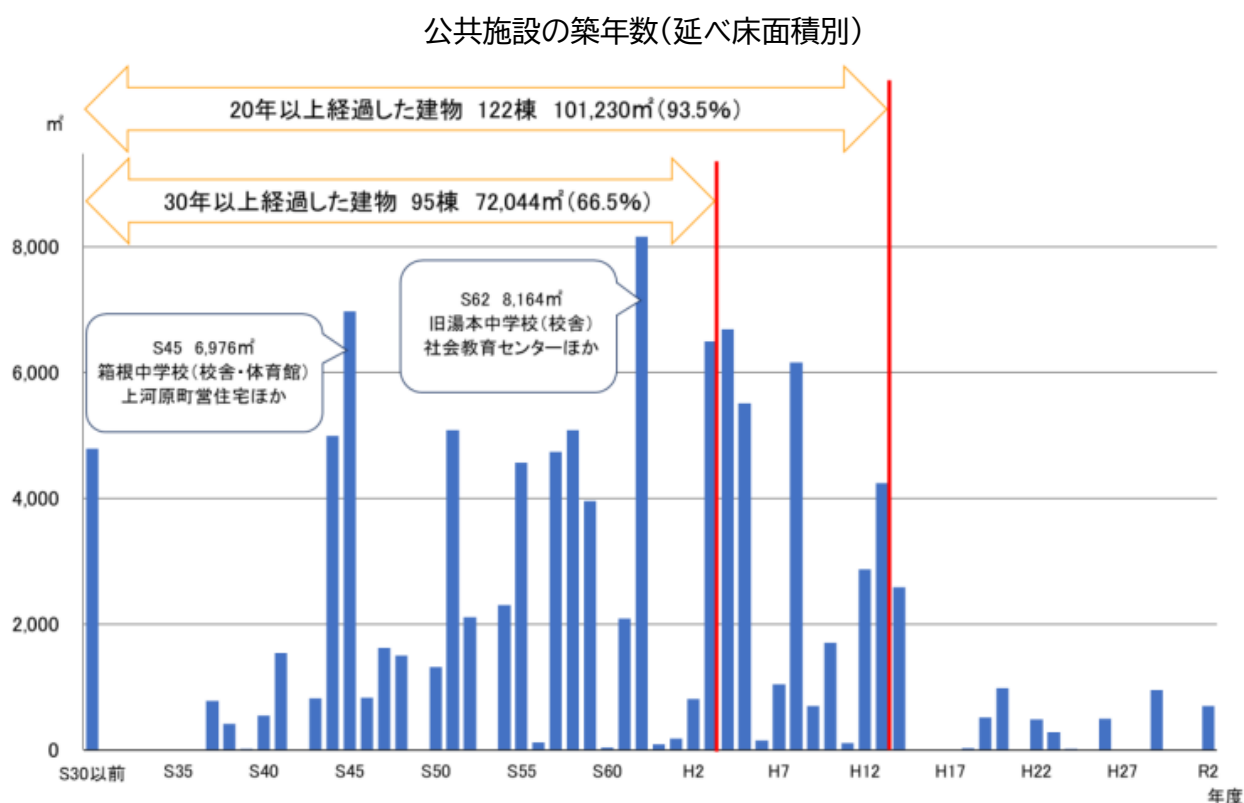
※第2種特別地域および第3種特別地域が、その特性に応じて、A区域、B区域、B'区域、C区域、D区域、旧湖尻特別宿舎区域に区分されています。

9 公共施設等の状況

本町の公共施設は老朽化が著しく進行しています。令和2(2020)年度末時点で、築30年以上経過した建物は95棟、築20年以上経過した建物は122棟に達しています。

特に、昭和42年度から平成4(1992)年度までに建築された施設が82棟(70,623㎡)と、全延べ床面積の65.2%を占めており、改修や建て替えの必要性が高まっている建物の割合が大きくなっています。

今後、公共施設の老朽化に伴い、施設機能の維持や安全性の確保に伴う維持管理費用や更新費用が増加し、町財政を圧迫することが予想されるため、人口の推移や住民サービスの変化を踏まえ、施設の統廃合や適正配置を的確に実施していく必要があります。



資料: 箱根町公共施設白書

第6章 都市づくりの町民のおもい

1 町民アンケート

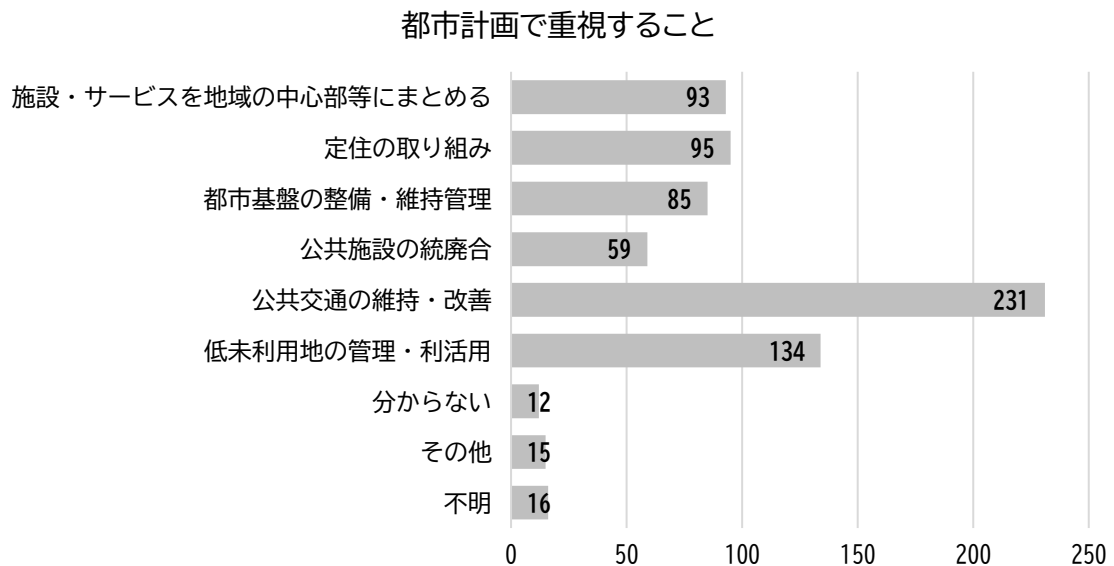
アンケート

本町では、「箱根町第7次総合計画」策定の基礎資料とするために、令和7年10月に18歳以上の町民から無作為抽出した1,500人を対象にしたアンケート調査を実施しました。

以下は、そのうち都市計画分野に係る内容について抜粋したものです。

(1) 都市計画で特に重視すること

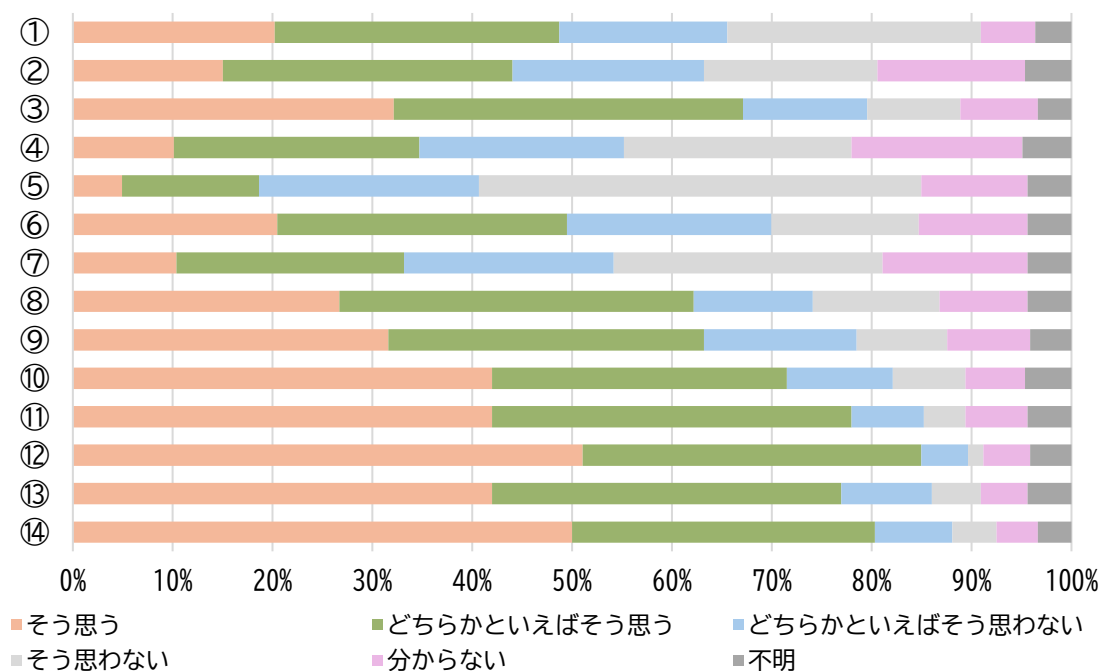
都市計画で最も重視されているのは「公共交通の維持・改善」であり、次いで「低未利用地の管理・活用」が挙げられます。



No	選択項目	回答数
①	生活に必要な施設やサービスを地域の中心部等の特定の場所にまとめる	93
②	生活に便利な場所で定住の取組を集中的に行う	95
③	都市基盤(道路や下水道、公園等)の整備や維持管理に優先順位をつける	85
④	各地域に点在する公共施設を統廃合し、機能充実と合理化を図る	59
⑤	公共交通の維持・改善	231
⑥	空き家・空き地の管理や利活用	134
⑦	分からない	12
⑧	その他	15
⑨	不明	16
	合計	740

(2)土地利用や交通などについて

まちづくりに関しては、道路や歩道の整備、交通施設の充実、住宅地内への店舗の立地の必要性に賛同する意見が多くありました。一方で、中高層住宅の建設の促進や、住宅密集地の整備には慎重な意見が目立ちます。

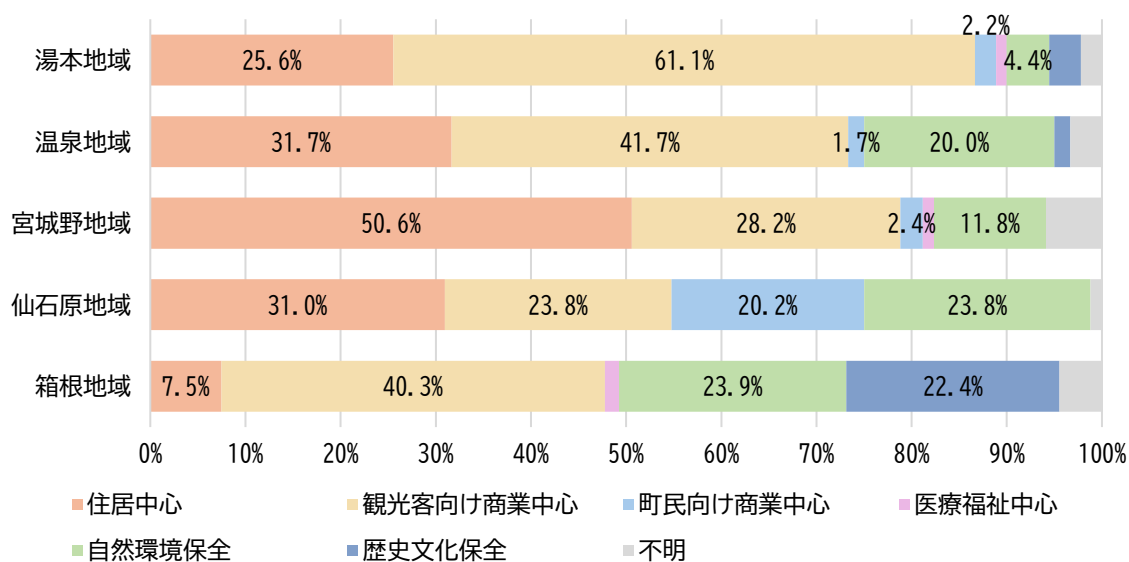


No	選択項目	回答数
①	観光客の車移動の制限・公共交通機関の利用を促進するべき	78
②	住宅地内の住商工混在を解消するべき	58
③	住宅地内の店舗を促進するべき	124
④	住宅の密集を解消するための整備をするべき	39
⑤	中高層住宅の建設を促進するべき	19
⑥	自然環境保全のための規制を強化するべき	79
⑦	自然環境を活かす開発のための規制緩和をするべき	40
⑧	各地域の個性を活かしたまちづくりをする必要がある	103
⑨	町全体で総合的なまちづくりをする必要がある	122
⑩	国道・県道の道路幅員の拡張をするべき	162
⑪	国道・県道につながる地域内の道路を整備する必要がある	162
⑫	狭い道路の整備をする必要がある	197
⑬	ガードレールなどの交通施設を整備する必要がある	162
⑭	歩道の拡大・段差解消などの整備が必要である	193
	合計	1,538

(3)居住地域の役割

宮城野地域と仙石原地域においては、「住居中心」の地域であると考えている人が最も多くなっています。一方で、湯本地域、温泉地域、箱根地域では、「観光客向けの商業が中心」の地域であると考えている人が、それぞれ約40%から約60%を占めています。

お住いの地域の役割(地域別)

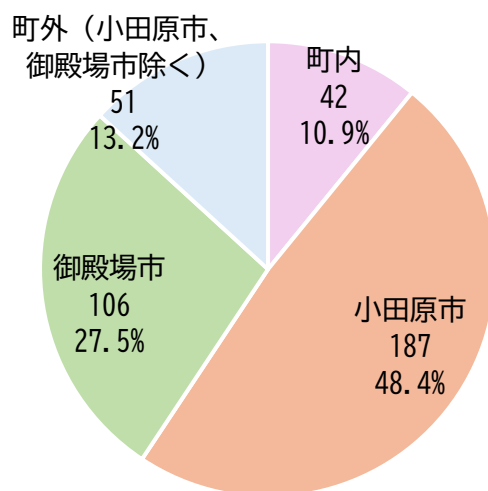


	住居中心	観光客向け商業中心	町民向け商業中心	工業中心	医療福祉中心	自然環境保全	歴史文化保全	不明	合計(件・%)
湯本地域	23	55	2	0	1	4	3	2	90
	25.6%	61.1%	2.2%	0.0%	1.1%	4.4%	3.3%	2.2%	100%
温泉地域	19	25	1	0	0	12	1	2	60
	31.7%	41.7%	1.7%	0.0%	0.0%	20.0%	1.7%	3.3%	100%
宮城野地域	43	24	2	0	1	10	0	5	85
	50.6%	28.2%	2.4%	0.0%	1.2%	11.8%	0.0%	5.9%	100%
仙石原地域	26	20	17	0	0	20	0	1	84
	31.0%	23.8%	20.2%	0.0%	0.0%	23.8%	0.0%	1.2%	100%
箱根地域	5	27	0	0	1	16	15	3	67
	7.5%	40.3%	0.0%	0.0%	1.5%	23.9%	22.4%	4.5%	100%

(4)生活行動圏

町民の約８割が町内で通勤・通学しているほか、小田原市や御殿場市への流出も多いです。また、医療や買い物には小田原市や御殿場市などを利用する傾向があります。

日用品の買い物行動圏



2 地域別まちづくりワークショップ

本計画の策定にあたり、各地域で延べ10回にわたるワークショップを開催しました。各地域の「これまでの10年間の変化」や「これから10年先の地域」について意見交換を行い、各地域の状況や課題を明らかにするとともに、町全体に関する貴重な意見をいただきました。

ワークショップでの意見は、第3章の地域別構想に反映しています。



ワークショップの様子

町全体に関わる主な意見

- 少子化高齢化や若年層の流出が進行している。
- 増加する空き家を活用した民泊や、外国人の居住が広がっている。
- 小売店舗の減少により、買い物などを町外に依存する住民が増加している。
- スーパーマーケットによる移動販売が実施されており、一定の利用者が存在する。
- バスの運転手不足に伴うバスの減便により、移動手段が限定されている。
- 国道1号の交通渋滞が常態化している。

10 年間の地域の変化

地域 コミュニ ティ	湯本小学校の児童数が 10 年前の約 100 名から約 50 名へと半減。子ども会活動が減少し、以前は自治会単位で行っていた地区懇談会も、現在は体育館等での合同実施となっている。	交通	湯本・小田原地区の公共交通機関は常に満員であり、日常的な利用は困難。
	児童数の減少が極めて深刻であり、旭町自治会の子ども会において、該当児童数は現在 2 名、3 年後には 0 名となる見通しである。子ども会の存続のために、対象年齢を 18 歳まで引き上げ、自治会からの補助金を確保することも検討される。		病院の往復でも、診察待ちに加えて帰路の渋滞に巻き込まれることが常態化。
	約半年前、湯本小学校の通学路に野生猿が出没した際、児童の安全確保のため保護者同伴による集団登校を実施したが、旭町地区からの登校児童数はわずかであり、地域の児童数の減少に驚いた。		以前の三枚橋付近で発生していた交通渋滞は、小田原箱根道路の開通によって山崎IC付近まで移動しただけで、根本的な解決に至っていない。バイパス側が優先される合流形態が原因ではないか。また、日曜日は歩行者優先のため信号が頻繁に切り替わり、自動車の滞留を助長している。
	神明町自治会においては現在約 450 世帯が居住しているが、その約半数が 1～2 人暮らしの高齢者世帯である。10 年後には空き家となる可能性が高く、地域の衰退に強い危機感を抱いている。		運転手不足により、午後から夕方にかけてのバス便が大幅に減少しており、高齢者割引制度があっても、利用したい時間帯に便がない。また、観光客で満杯のため地元住民が日常的にバスを利用することは困難。
	神明町では以前は 500 世帯・950 名程度であったが、現在は 450 世帯・850 名程度に減少。独居高齢者世帯が増加し、地域の活気がない。		車で来る人にとっては車を停める場所が不足している。土地がないため改善も難しい。
	湯本中学校の統合により通学が不便。子どもを私立に進学させる世帯が増え、若い夫婦が町外へ転出する傾向が 10 年前から継続している。		湯本商店街のアーケードは老朽化が進んでおり、落下の危険や地震時に崩落する懸念がある。
	空き家が増加しており、それらを利用した民泊や外国人の居住がみられる。自治会に加入しない、自治会費を支払わない等の課題が生じている。		畑宿地区に関する記述が不十分であると感じるが、畑宿地区の住民からは、当該地区はそもそも地理的に不便な環境であるため自家用車の利用を前提とした生活をしており、中心部と比較して移動手段に関する不満は少ないとも聞いた。
	須雲川や畑宿地区は住んでいる人は少ないが、人々のつながりが強い。		個人で設置されているアーケードは、県で計画されている電線の地中化工事に伴い撤去が必要となると考えられる。観光の面ではアーケードがあった方が良いが、再整備するには関係者の合意形成や設置後の管理等、課題は多い。
景観	直近の 10 年間では街なみの大きな変化は感じられない。	災害	土砂災害特別警戒区域や河川氾濫の危険性がある場所は認識しているが、避難勧告が出ても実際に避難する人は少ない。ペットがいるために避難できない人もいる。
生活 利便性	買い物や通院は小田原市に依存しており、町内で生活を完結させることが困難。かつては各自治会にあった小売店も多くが閉店した。		橋が寸断されれば逃げ道がなくなる地域があり、避難所となる中学校自体も裏山の崩壊リスクがある。
	店舗減少に伴い、週 2 回の移動販売に頼らざるを得ないが、不在時に購入できない。将来的に運転ができなくなった際の買い物等が不安。		県土木や地元の業者との緊急連絡体制は整備されており、倒木等の情報は共有されている。
	土日は、観光客や民泊利用者の影響でコンビニエンスストアの生鮮品等が品切れとなり、地元の人間が購入できない事態が発生している。		東京電力の貯水池が決壊する事態になれば、湯本中心部が甚大な被害を受ける懸念がある。
宿泊 施設	自然公園法等に基づく建蔽率制限が厳しいため、土地が狭い場所では有効な建物が建てられず、人口流出や地域の停滞を招いている。	宿泊施設	かつて健康保険組合等が主体となり運営していた保養所は組合の財政難等を背景に急激に減少。全町における保養施設数は、平成 28 年の 179 施設から令和 7 年の 84 施設まで減少し、湯本地域では全廃。
			宿泊施設の価格帯が高級施設と安価な一般民家型宿泊施設へと二極化し、中間的な価格帯の宿泊施設が失われつつある。宿泊客数は増加傾向にあるが、地域内の一般事業者や地域住民への経済的波及効果は乏しく、住民の生活環境は厳しくなっている。

これから 10 年先の地域づくり

地域・コミュニティ	観光客数は増加傾向にある一方、定住人口は減少。観光振興だけでなく、定住者の生活環境の向上を最優先課題として位置付けた計画になるように転換してほしい。	防災	避難勧告発令時の実効性のある避難誘導など、避難所の運営体制を強化すべきである。
	外国人社員や民泊利用者が増加する中、自治会に入らない層からも独自の管理費を徴収する等、実効性のある地域の管理ルールを構築すべき。		災害時の観光客の誘導について、混乱を最小限にする対策を講じる必要がある。特に湯本地域は山内から避難してきた観光客が集中することが見込まれる。
生活利便性	神明町地区の公園周辺やコンビニ周辺において、外国人などが夜間に高頻度で集まっており、治安上の懸念があった。人感検知式の照明を設置したところ抑止力があり、町内全域の不法投棄の抑止対策にも有効。ただし、設置には住民への慎重な配慮が必要。	防災	防災に関する記述が、他自治体の計画にも見られるような抽象的理念の羅列にとどまっており、具体性がない。今後 10 年間の都市構造を規定する計画であるならば、実効性を伴う具体策を明記すべき。
	免許を返納した高齢者のために、山崎地区等の平坦なエリアでシニアカーが安全走行できる道路環境を整えるべき。高齢者の外出機会をつくることにもつながるのではないかな。		実効性のある防災計画とは、市町村の行政界を超えた広域相互の支援体制を具体化することではないか。
景観・観光	山崎から神明町へ買い物に行けるよう、前田橋を拡幅・改修し、生活圏を繋いでほしい。	防災	沿岸部での津波襲来の際は山間部の事業者が大型重機を動員して救助活動にあたることや、本町での大規模土砂災害発生時には近隣市等の事業者が支援に入る、といった応援体制構築が必要。また、そのための資材置場や、車両待機場所の確保について、明確に位置付けるべき。
	現在、コンビニエンスストアが生鮮食品を扱うことで生活を支えている現状がある。これらの利便施設が存続できるような支援が不可欠。		地域住民の生命や財産を保護する上で、本町が単独で消防本部および消防分署を維持することは不可欠である。近隣市町においては消防の広域化が推進されているが、湯本分署等が統合・廃止された場合、本町特有の林野火災や山岳救助事案に対して、当該地域の地理的特性を熟知した組織でなければ的確な対応は困難。
交通	近隣市町から本町へ自家用車で通勤する場合、燃料費や車両維持費などの生活コストが課題。地理的障壁があり、冬季の積雪や台風等の荒天時には、強羅や仙石原地区などの高地帯に位置する福祉施設や保養所への通勤が困難。本町職員の居住実態を見ても、大半が小田原市等の近隣市町から通勤しているのが現状である。	その他	過去に、緊急用医療ヘリコプターが湯本小学校の運動場に離着陸したことがある。従来は隣接する湯本中学校の運動場を臨時離着陸場として使用していたが、送電鉄塔の嵩上げ工事により同校への離着陸が物理的に不可能となったため、代替措置として小学校への着陸を許可したことが背景にある。
	早川の護岸が整備された影響か、山崎地区では釣り客が増加。自然資源を活かした集客と地域振興をさらに推進すべき。		患者の救急車両への引き継ぎや搬送先確保のためにヘリコプターの機体が約 1 時間駐機し、その騒音により授業の進行が阻害されたようだ。学校関係者からの抗議も予想され、専用の緊急用離着陸場の整備が要望される可能性がある。
交通	行政の管轄を越えて河川敷や山の整備完了後の跡地、歴史的資源を有効活用できる仕組みを構築すべき。	その他	10 年後の将来像を見据えるにあたり、人口減少の割合に関する具体的な予測を踏まえた議論が必要不可欠。令和 18 年(2036 年)に人口が約 8,700 人へと半減するという厳しい予測を前提とした、抜本的な構想を策定すべき。
	土木学会選奨土木遺産である「函嶺洞門」について、壁面崩落の危険性を理由に全面封鎖されたが、これは不適切なのではないか。必要な補強工事を実施した上で、遊歩道や公園として地域資源の有効活用を図るべき。		
交通	現在閉鎖されている函嶺洞門を地域が有効活用できる仕組みを検討してほしい。	その他	
	山崎地区のような比較的平坦な場所では、高齢者が自家用車を卒業した後も移動できるよう、シニアカーが安全に走行できる環境を整備すべき。		
交通	将来的には、シニアカーの購入費用に対する公的補助等の検討も望む。	その他	
	高齢者の移動支援策について、減便が続く路線バスへの運賃補助や、鉄道の有効活用を考慮すべき。強羅から湯本、小田原間は鉄道が定時運行されており、利便性が高い。現に、鉄道を乗り継いで小田原市へ赴く住民が多いため、鉄道利用に対する公的補助制度の導入を検討してほしい。		
交通	観光客の動線だけでなく、地元住民が買い物や通院のために円滑に移動できる交通体系を優先して検討する必要がある。	その他	

10 年間の地域の変化

空き家	地域内で空き家が増加。現在は空き家のみならず、大規模施設の跡地が空地として増えており、虫食い状態で貧相な印象。 これまでは商売の廃業が主であったが、現在は居住実態そのものがなくなるケースが発生している。接道不良により建て替え等の更新が進まないことが背景にある。後継者不在により店舗を閉鎖するだけでなく、住居としても転出が相次ぎ、空き家が増加。定年を機に廃業しても、居抜きで賃貸に出すなどの活用策が検討されないことが空き家化の要因。現状のまま数十年後に所有者が亡くなった後の状況に懸念がある。 ガソリンスタンド等の施設も閉店しており、活気がない。地域の衰退に対し住民として悲しさを抱く。	景観	自治会を中心に「しだれ桜の里」を目指し、町道沿線に植樹したが、生育不良に加え、行政が沿線の桜を伐採した。伐採の理由は、小学校の統合に併せて運行開始されたスクールバス走行の妨げになるというものであった。現在は宮城野の温泉会館周辺にしだれ桜がある。 宮ノ下では、明治・大正期から富士屋ホテルや奈良屋旅館、商店街が立ち並び、歴史的に優れた景観が形成されてきた。現在もその一部は継承されている。周囲の景観を著しく損なうような高層建築物が建設されてきたという印象はない。 国道 138 号沿いにある廃業した入浴施設は建物の老朽化が進み、外観上課題がある。宮ノ下の美観を損なう物件に対して適切な対策を求めたい。 大平台地区中央の民地にある公園について、現在は管理が行き届いていない状況にある。その現状を受け、県により当該地が急傾斜地崩壊危険区域に指定されるに至ったのではないかと懸念している。
	大平台にあった宿泊施設は 50 軒から 20 軒ほどに減少。道が狭く、高額な固定資産税を納めても、接道条件により建替えが困難な物件が多い。生活道路が獣道のように、方針図に示されている観光商業地としての拠点の設定範囲も実態に即していない。 都市計画マスタープランにおいて狭あい道路の解消が計画されているが、セットバックによる道路拡幅は、道路や敷地が凸凹になり景観を阻害するおそれがある。さらに、街のスケール感の観点からも、セットバックのみの拡幅では実現は困難である。		浅間神社付近では家族連れのハイキング客が見受けられる。かつては相模湾を望むことができたが、現在は樹木が成長し、景観を阻害している。金時山のように眺望が維持されている場所もあるが、他の山々も同様の課題を抱えている。
インフラ	道路整備に関しては、急斜面地に位置するため開発難易度が高く、セットバックによる拡幅も長期間を要する。ハード面での一律な整備は困難であるため、既存建築物の利活用や改築など、現況に即した手法で人を誘致する工夫が必要。 国道 1 号沿いには歩道が未整備の区間がある。過去に、崖側を活用して歩道を設置する検討があった。特に岩風呂や八千代橋からその先は歩道が一切なく、徒歩での安全な移動は困難。当該区間を通行するには、民間の敷地内を複数経由せざるを得ない状況にあるが、歩道設置の計画は実現に至っていない。 昭和 40～50 年代以降、道路整備が一切行われていない。舗装までは町が対応しているものの、セットバックに伴う費用補助がない。 道路拡幅時、大平台は傾斜地であるため、1mの拡幅でも工事費が高額である。現行の建築基準法には傾斜地に関する考慮がなく、狭あい道路や獣道のような現状を解消できていない。 他地域よりも下水道整備は遅れている。	交通	箱根町の人口の約 10%が外国人であり、旅館や病院の従業員向け住居として、空き家を活用した低廉な宿舎を増やすべき。現在は町内にアパートが不足しており、小田原等から通勤せざるを得ない状況があるが、国道 1 号の渋滞で定時出勤ができない。 町長の方針に掲げられている渋滞緩和について、自治会としても警察や道路管理者と協議を重ねているが、解消には至っていない。外国人観光客のさらなる増加による渋滞悪化の懸念もあり、渋滞緩和を最優先の施策として取り組むよう求めたい。 富士屋ホテルのリニューアルに伴いバスの停車スペースが整備され、わずかながら渋滞の緩和に寄与している。
			大平台地区では商店がほとんど閉店した。かつては地域内で生活が完結していたが、現在は他地域に依存せざるを得ない状況にある。公共交通機関は充実しているものの、交通渋滞が課題である。また、日中の歩行者はほとんど見受けられない。かつての職住近接の環境が喪失している。 地域内からガソリンスタンドが閉店して非常に不便。 現在マックスバリュが週 2 回移動販売を実施しており、一定の利用者が存在する。また、生協の宅配サービスの利用者も多い。

これから 10 年先の地域づくり

居住環境・生活利便性	現在は建て替えではなく既存施設のリノベーションにとどまっているため、現在の道路幅員のままでも開発が可能となるような具体的な手立てを検討し、コンパクトなまちづくりを推進すべき。	町の支援を得て説明看板を新設するなど、コンテンツを強化することで新たなまちづくりが可能になる。 スマートフォンを頼りに来訪する外国人が増加。多言語表記（英語・中国語・韓国語等）の看板や標識を拡充し、受入環境を整備すべき。 第 3 次計画に掲載されているカフェは、富士屋ホテルがかつて手がけたものを、個人が購入して復活させた事例である。このように宮ノ下地区では個人の尽力によって街なみの再生や既存資産の活用が図られている。リノベーション等を対象とした行政の補助制度を、民間が主体となる街なみ整備や既存建築物の利活用に対して生かせるようにしてほしい。
	地域内の少子化が進んでいることに加え、若年層の流出が課題。地域内で生業が成立する環境を整えて町民を定着させ、人口減少に歯止めをかけたい。	
	民泊等の利活用についてはごみや騒音等の対策が前提となる。	
	生活利便施設の確保にあたっては、地元商店への影響を最小限に留める配慮とそのバランスが重要。地域に既存する食料品店や日用品店、酒屋などの地元商店の継続の上で、食料品や日用品を補完するコンビニエンスストアのような機能の導入が望まれる。	
	地域内に ATM が存在しない。都内で見受けられるような簡易型の設置など、金融サービスにアクセスできる環境整備を求めたい。	
	地域の安全および治安の維持を重視すべきである。防犯対策として、大平台や宮ノ下に防犯カメラを設置することも必要である。	
景観・観光資源	大平台地区にある公衆浴場を小規模な日帰り温泉として魅力をさらに PR していきたい。あじさいの時期には大曲付近に観光客が多く来訪している。既存の集客要素を観光資源として有効に活用し、今後も観光商業地としての位置付けを維持したい。	定住促進 空き家バンク等の制度を促進して人口増加を図るとよい。旅館・ホテル、土産物店、リハビリテーション病院等の就労者の急増もあり、住まいが不足し、早朝から軽自動車等で遠方から通勤している状況に対応するため、空き家のリノベーション推進や家賃の助成を講じ、町税の収益・財源確保へ還元できる定住促進施策があるとよい。
	大切な観光資源である箱根登山鉄道も活用すべき。駅の無人化が進んでいるがホーム自体が狭あいであり安全性の観点から懸念がある。特に箱根駅伝の開催時には、大平台や小涌谷が主要な観戦ポイントとなり混雑するため、臨時の人員配置を要請したい。	
	これまでは温泉と東海道という既存の資源に依存してきたが、これまで以上に創意工夫を凝らした魅力創出が必要。将来を見据え、施策の軸をどこに置くべきか、明確な指針を定めるべき。	
	浅間山や鷹巣山周辺の眺望保全に加え、本地域北側「早川沿い」の自然景観を生かしたハイキングコースや遊歩道の整備を検討してほしい。	
	地域内の通りや道路にはそれぞれ名称が付されているが、現在の状況はその名に見合うものとなっていない。各名称の由来にふさわしい景観や機能を復旧・整備すべき。	
	欧州圏の観光客を中心に登山の需要は高く、自然景観は重要な観光資源。今後は、法規制との整合を図りつつ、眺望確保のための適正な管理を行い、観光資源として活用する方針を計画に盛り込むべき。	交通 バスの運転手の不足に伴う減便により、混雑した車内で高齢の住民が座れない。公共交通の運行本数の維持・確保に向けた行政支援を行ってほしい。また、箱根の公共交通は他の観光地と比較して利用料金が高額で本数が少ないため、運賃面での配慮や利便性確保の施策を推進してほしい。 外国人観光客の急増に伴い、バス車内が混雑・遅延し、途中停留所の地元住民が乗車できない。駅からの手荷物配送サービス等の充実を図るとともに、外国人向けの案内や PR を強化して車内混雑の緩和を図ってほしい。 宮ノ下交差点における慢性的な渋滞と歩行者の安全確保は最優先課題。過去には、時間帯に応じた横断歩道の利用規制や警備員配置の試行などを行った結果を踏まえつつ、足柄幹線林道の整備や迂回路としての活用など、現実的かつ実効性のある渋滞対策を位置付けてほしい。既存のものを活用した対策ができるのではない。
	現在の景観は維持されていると評価できる一方で、自然景観や環境はさらに重点を置いて活用すべき。	
	既存の資源であるハイキングコースを強力な武器として活用したい。コースを活性化させ、宮ノ下地区の来訪者増加に繋げたい。	
	方針図に未反映の大平台地区のハイキングコースを計画に反映させる。また、大平台の坂道の特徴も活用しながら、対外的な PR を強化すべき。	
	小涌谷地区の三河屋旅館をはじめ、地域には近代日本に関する歴史的建造物や歴史的背景が豊富に存在している。こうした「近代日本」をテーマとしたコンテンツの活用にあたっては、学芸員等を交え、専門的な知見に基づいたアイデアを検討すべき。	
	現在、小涌谷地区では三井グループや楽天による新たなホテル開発が進んでおり、地域の様相が変化しつつあり、方針と現在の急速な開発状況との間には齟齬が生じつつある。	
	下水道 宮ノ下・大平台等の第 3 号公共下水道は、国道掘削や費用対効果等の面から湯本側からの幹線接続の実現性が低い。宮ノ下地区では、現在浄化槽で污水处理を行っているが、蛇骨川・城ヶ島溪谷へ至るハイキングコース沿いにある町管理の大型集中浄化槽（2 箇所）の老朽化が進み悪臭の発生や景観悪化がある。最新技術等を導入した施設の維持管理、設備改修、悪臭対策を実施してほしい。	その他 防犯対策は個人に依存するのではなく、治安向上や安心確保のため、町の管理による防犯カメラの修理や増設、多機能街路灯の配備を検討してほしい。カメラの設置は、時代的にも即している。 老朽化した宮ノ下支所（出張所）等の公的施設の建て替えにあたっては、単独の行政施設としての整備にとどまらず、定住促進住宅や生活利便施設等を併設した多機能複合施設化を検討してほしい。 町の建設財政負担を軽減するため、事業者の参入意欲を高める定期借地権の活用や民間資金・ノウハウを積極的に導入し、目的税ではない宿泊税等の特定財源の活用も視野に入れた持続可能な資産運用と地域還元を推進してほしい。

10 年間の地域の変化

観光	大涌谷の水蒸気爆発から 10 年が経過し、多くの宿泊施設が撤退。最盛期の 150 軒ほどから 20 軒程度まで減り、観光客を受け入れる器が減少。	歩行環境	二ノ平と強羅を連絡する県道では観光客がスーツケースを運びながら歩いているが、歩道が未整備で、道路側溝付近を歩いているため危険。
	観光客数は維持されているが、観光客が宿泊できる施設が少なくなり、宿泊せずに通過する観光客が多い。		強羅と宮城野を結ぶ通学路になっている歩行者道について、最近では外国人観光客も歩いている。自治会で清掃を行った際、スーツケースの車輪が落ちていることが確認された。街灯はあるが、高低差が非常に大きく階段もあり、高齢者に対しても配慮が欠ける。
	昨今の宿泊施設は 1 人あたりのスペースを広く確保し、高度なサービスを提供する傾向にあるが、安価な施設と高額な施設へと極端に分かれ、中間層が利用できる施設が減少。		二ノ平、強羅、宮城野の各地区間を結ぶ道路について、安全性が担保されるような歩道整備を行うべき。
	以前は観光の繁忙期と閑散期が明確であったが、現在は外国人観光客の増加により、時期に関係なく観光客がいる。		県道 723 号の宮城野・強羅間について、道路拡幅が行われた時には歩道が整備されず、道路が拡幅されたのみ。過去の道路拡幅時に歩道整備が伴わなかった点も、現在の歩行者リスクを増大させている。
	以前、宮城野において「あんず」を名物にする構想があり、浄水センター周辺に植樹した経緯があるが、想定通りに実を付けなかったため名物にはできていない。		
生活利便性	地域内にガソリンスタンドが無くなり、銀行も減り、住民にとって非常に不便。	交通	運転手不足によりバスが減便。定期便も小田原まで運任せず、湯本止まり。
	マックスバリュの移動販売があり、利用も多い。他の小売店はほとんど無くなった。移動手段も限定的で高齢者にとってはかなり住みにくい。		バスの混雑時に観光客が優先されているようであれば問題である。バスに乗車できず遅刻した高校生も存在し、直近 1～2 年で特に顕著。
居住環境	自家用車の運転が困難になるときに利便性の高い地域へ転居する人もいる。毎週の通院が必要な状況になると、その傾向はより顕著になると考えられる。		スーツケースを持った観光客の乗降に時間がかかり、バスが交通渋滞を発生させることもある。特に宮城野橋付近では、バスが停留所に 10 分ほど停車することがあり、交通のボトルネックとなっている。
	少子高齢化が進行し、子ども会が消滅。宮城野では住民のコミュニケーションの希薄化が進行。		湯本駅周辺は国道 1 号沿いに店舗が過度に集中しているが、店舗を分散させることで観光客等が周囲に散らばり、渋滞解消につながるのではないかと。
	旅館の増加に伴い外国人従業員が増加。箱根中学校でも約 10 人に 1 人が外国にルーツを持つ生徒。強羅駅周辺や仙石原ではアパートに従業員が多く居住している傾向が顕著。		小涌谷周辺ではユネッサンの開業による交通渋滞も発生している。
	老舗旅館の多くが閉業。現在は強羅駅周辺において新規事業や開発が多く行われている。		宮城野の桜橋付近は、桜の時期に限定して混雑する。当該箇所は住民の生活道路で道幅が狭い。国道 138 号沿いにしだれ桜があり、撮影スポットとなっているが、交通容量を上回っている。
	外国人と直接交流する機会は、コンビニのアルバイト店員程度だが、接客が丁寧であり、非常に優秀な印象。		強羅駅前にはケーブルカーを横断するための地下道があるが、スーツケースを持つ旅行者や高齢者にとって、階段での移動は難儀。土地所有者は箱根登山鉄道であり、管理は町が行っている。駅下通りを回る経路もあるが、歩道とは言えない道幅で踏切も存在し、歩行者が苦勞している。上部にケーブルカーが通っているため、改善は容易ではない。
	民泊の増加により、宮城野の一部の地域でゴミ出しのルールが守られていなかった。自治会でゴミ出しのルールを説明した後は守られているため、管理者がルールを説明することが最も効率的でよい。		強羅駅の北側にある公衆トイレや消防団の詰所の配置に問題。観光客が多い時は緊急車両が出動できず、移動できないかという話が自治会でも出ている。駅周辺には問題や課題が多く存在する。時期によって、一般車両が通行できないこともある。
	ルールの周知や確認が重要であり、建築確認の際に併せて周知を行うべき。民泊は管理者が不在であるため、設置段階で指導を行わなければ、ゴミの問題が深刻化する可能性がある。		ホテルのチェックイン及びチェックアウトが集中する時間帯は特に送迎バスで混雑する。現在は誘導員が配置されているが、誘導員がいなければ深刻な状況。
	民泊は強羅に 40 件程度、宮城野に数十件あるが、管理者が不在で自治会にも加入していない。暗証番号のみで入室できる形態もあり、トラブル時の責任の所在が不明確であり、まだ懸念がある。		宿泊施設では、外国人向けの寮を整備している状況にある。日本人従業員が箱根の居住を希望しない理由は移動手段が確保されていないためである。
	民泊内には緊急連絡先が記載されており、外国人向けに言語表記もなされている。		強羅駅周辺駅前の開発計画も検討されているようだが、現状では土地が十分に活用されていない。
	宮城野は観光の視点では他地域に劣っているが、他の地区よりも住環境が整っていることが一つの特徴。	方針図	二ノ平では、NTT の社屋および駐車場が大きな敷地面積を占有している状況であり、昔から変化しない状況である。現在は電話の使用環境も変化しているため、再度 NTT と協議してみてもどうか。あの社屋が無くなると風景が変わってくるのではないかと。
景観	リフレッシュのための施設や、ストレスを発散する場所、息抜きができる場所が強羅にない。住民同士のコミュニケーションを図る場所も不足。自治会においてもそのような場を設けるための話し合いを実施したが、若年層はほとんど参加しなかった。		拠点 3 地区の連携について、健民祭は一体的に実施しているが、道路状況が改善されなければ、都市計画マスタープランで掲げる将来像の実現は厳しい。移動
	かつて森林だった場所が開発され緑が減少。平坦な土地ではないため眺望すると変化が判別しやすい。閉鎖した施設の建て替えにより建物さが高くなってしまいうこともある。		
	宮城野の早川沿いにある桜の木について、老木が多くなってきているため保全が必要。		

	手段を持たない高齢者は、店舗が多い宮城野地区へのアクセスも困難。強羅等の観光地に対しても同様である。
	コミュニティバスの導入については、費用対効果が得られない可能性があり、具体的な計画を欠いたままでは実現性に乏しい。
	通院等の事情を考慮すると、コミュニティバスの運用形態は住民のニーズと合致しない。
	空き家が増加。仙石原では移住プランを取り入れている。宮城野地域では企画課と協議を行っている。
防災	避難所がすべて危険な場所に位置している。台風 19 号の際、60cm の浸水被害が発生し、多くの高齢者が避難した。非常に危険な状態であった。
	小涌園周辺をはじめとして、土砂災害の危険性が高い。早川沿いに立地する東京寿司の周辺も同様に、浸水被害のおそれがある。台風 19 号の時も降雨が続いていれば、さらに危険な状況であった。
	強羅は開発の影響により、自然の土地が本来有している雨水を地面に蓄える機能を失いつつある。その結果、従来を上回る規模の雨水等が市街地へ流入することを危惧がしている。また、硫黄の影響で樹木が枯死しており、禿山化している。現状のままでは土砂崩れの原因になりかねない。
	大雨の際には、必ず倒木が発生している。宮城野では土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定されている箇所はなくなり、砂防工事の実施により以前と比較して危険性は低下した。

これから 10 年先の地域づくり

交通	二ノ平や強羅において、観光客がスーツケースを運びながら道路側溝を歩く危険な現状を解消するため、歩道整備を推進すべき。
	強羅から宮城野へ抜ける高低差の大きい近道について、安全性を担保しつつ、年配者や観光客も利用しやすい道として整備し、宮城野の桜などの観光資源へのアクセス性を向上させる必要がある。
	宮城野地区と強羅地区を結ぶバスの運行頻度は 1 時間に 1 本である。開店予定のドラッグストア(クリエイト)をはじめとした、宮城野地区に集積する生活利便施設への移動動線を確保できていない。
	町民アンケート等において「箱根に住み続けたい」と回答している層の大半は 70 代以上の高齢者。交通弱者が急増する将来を見据え、早急に解決策を講じる必要がある。
居住環境	台風や積雪などの災害時において、主要道路の代替となる足柄幹線林道が冬期等に長期間通行止めになっているが、住民の生活交通や観光動線にも影響するため早期の規制解除に向けて対応してほしい。
	宮城野地区から帰宅する買い物袋を持った町民と、スーツケース等を持った観光客がバスに混在することにより、運行遅延や車内混雑が常態化する可能性がある。地域住民の生活圏を守るためにも、町民専用のモビリティや生活・観光動線を物理的・時間的に棲み分ける視点を検討してほしい。
	住民の生活の基盤の上に観光が成り立っている。昼間人口と夜間人口の乖離が生じている状況を是正し、一人でも多くの方に定住してもらうために、生活者に対する利便性の向上が不可欠である。
	建築確認の段階でごみ出し等のルール周知を徹底し、トラブル対応や責任所在を明確にする必要がある。 宿泊施設の従業員が箱根に居住を希望するよう、移動手段を含めた低廉な宿舎や住環境を確保すべき。

廃棄物	新設店舗(クリエイト等)への ATM 導入や、地元商店を補完する機能の確保を検討し、身近な場所で必需品が手に入る環境を整えるべき。
	導入が検討されている宿泊税は、地域インフラの整備や住民の生活向上に直結する施策に使用されるべき。
	強羅駅周辺の公衆トイレや消防団詰所、向山公園の配置について再検討が必要。
	生ごみ処理機購入費等の補助が拡充されたため、自治会や近隣の宿泊事業者が共同で大型生ごみ処理機やコンポストを計画的に導入し、地域内でのリサイクル・減量化を推進してはどうか。広域処理施設へごみを長距離運搬するコスト、運送時間、および環境エネルギー消費を抑制できるのではないかな。
学校跡地	家庭系ごみは全体のごく一部であり、大半は宿泊施設等から発生する事業系ごみ。今後も民泊や宿泊施設が増加していく状況を踏まえ、事業系ごみが地域内で完結するリサイクルモデルにしていくことが重要。
	函嶺白百合学園の小学校はすでに閉校し、中学校や高校も近い将来に閉校が予定されている。宮城野地域内における子どもの受け皿が喪失しつつある。
	函嶺白百合学園跡地の利活用については、単に宿泊施設等の商業開発目的での開発に委ねるのではなく、高等教育機関や学術研究施設、文化交流拠点などの誘致を検討してほしい。教育・文化的な拠点が無くなればコミュニティ全体の活力減退に直結するため、若者たちが集えるような環境として存続させることが重要。若者の創造力を失わないでほしい。
	函嶺白百合学園の立地場所は、市場価値の高い宮城野地域の一等地であるため、民間事業者が注視・介入してくることは容易に想像できる。町としてこの危機感を共通の課題として認識しておいてほしい。
強羅駅周辺	歩行者の安全確保や強羅駅周辺の再整備、駅前広場の渋滞改善などについては、バス停留所の混雑実態を踏まえたより踏み込んだ具体案や方針について言及してほしい。
	現在、強羅地区では宿泊施設(10 件程度)の建設・開発事業が計画・進行中。完成後は観光客の更なる流入が見込まれるものの、駅周辺の交通容量はすでに限界に達しており、抜本的な対策が必要。
	強羅地区の急峻な坂道や階段部分において、エスカレーターやエレベーターなど、高齢者や障がい者も容易に昇降できるバリアフリー構造の利便施設を整備してほしい。また、バスの最終便が 21 時であり夜間の移動手段がタクシーに限定されることも課題。
	現在進行中の大規模ホテルの開発に伴い、各事業者がシャトルバス等を高頻度で運行した場合、駅前広場に車両が滞留し、渋滞を誘発する懸念がある。強羅駅前の混雑緩和に向け、送迎車両の待機スペースの効率的な配置や、既存の詰所の移設など、具体的な整備・検討は可能か。

その他

地理的特徴	当地域は高低差が大きく、生活を阻害するほどである。高齢者の安全な移動やバリアフリー施策を展開するための根拠として、起伏の過酷さを重要課題の一つとして、坂道の多さや高低差の激しさという地理上の制約条件に関する記載を充実させてほしい。
その他	公共交通に関して、町民と観光客のいずれも同じ料金だが、町民向けに一定の優遇料金を設定するなど、経済的負担を軽減する措置を導入できれば、地域公共交通の利用頻度の向上や利便性の増進に繋がるのではないかな。 導入予定の宿泊税の使用用途は決定しているのか。

10 年間の地域の変化

空き家・民泊	民泊や空き家が増加。空き家がホテルなどの従業者のアパートや民泊になったが、ホテルの従業員は住民票を移さず居住するケースが多く、人口の実態が把握しきれていない。		7km、湯本まで 14km ある。結局、御殿場に行く方が早い、一番近い御殿場のスタンドでも 11km ある。給油のためにガソリンを使う状況で大変である。他方、灯油はタンクがあり、山越が配達してくれるため、灯油に関しては問題ない。
	外国人との大きなトラブルはまだないが不安要素。	生活利便施設	総合病院が無い。診療所や病院レベルはある。温泉病院は町の理解と援助があれば、救急車の受け入れも検討するとのことである。現在、救急車が病院に到着するまで全国平均より 20 分長い。総合病院まで行かなくても、温泉病院等のある程度規模のある施設で、一ときだけでも蘇生処置や応急処置ができるようにならないか。
	外国人との共生のまちづくりが求められる。		観光のみを重視し、生活環境を疎かにすれば不便が増す一方である。商業施設と病院が必須である。
	当初はインバウンドの期待もあり、それに伴ってホテルも増加した。現在、外国人も働き手として居住しているが、地域住民と上手く交流できている方ばかりではない。仙石原では特に顕著であると感じる。箱根町の居住者の 1 割は外国人である。		ドラッグストア(ココカラファイン)の開店は生活の利便性向上に寄与している。
	ごみ出しのルールが徹底されておらず、民泊やアパートの居住者はルールを理解していない。自治会に未加入のためルールが伝わらず、結局は自治会が片付けなければならない、苦労している。		
	ごみ出しについて、ネパールでは分別せず一括で出し、業者が分別する文化である。特に仙石原はネパール人が非常に多く生活習慣が異なる。この点については、地域の自治会等が、きちんと説明を行うべきことだと思う。そのため、自治会に加入して様々な活動に参加していただくことも重要ではないかと考える。		かつて旅館組合等が木を植え美しく紅葉していたが、手入れがされておらず、景観が阻害されている。以前はトンネルを抜けると視界が開け、美しい景観が広がっていた。長尾峠も同様に、雑木が眺望を阻害しており、非常にもったいない。仙石原としては総合整備協議会等が主体となり、地域が協力し合い、仙石原地域の美しい景観の印象を与える場所にしたい。
	ホテルの従業員向けの社宅はなく、自前で社宅を作るよりアパートを借り上げる方が管理しやすいことはアパートが増加した一因である。そのため、アパートの居住者はほとんどホテルの従業員である。	景観	地域の中心部などで、既存の保養所跡地を利用した宿泊施設の開発が急速に進み、地域の景色が大きく変化。開発を全面的に否定するわけではないが、町の開発指導要綱で町長の決裁が建築確認の条件になっているはずである。過去に反対運動をした経験があるからこそ、町の現在の開発姿勢に疑問を感じる。
	店舗のリノベーションによる地域活性化を視野に入れる必要がある。		乙女峠では以前宮城野の花火が見えた。しかし、現在は木が生い茂って何も見えなくなってしまう、単なる通過ルートになっている。ヒノキが景観をふさいでいる状況である。
	商店街についても店主が高齢となり廃業する店が増加。このため、空き家にある程度外部の方々を呼び込み、ホテルや民泊の宿泊客が集まれる場所、食事等の場所として活用し、宿泊客が地域に出てこないという現状を変えていきたい。観光客がホテル内だけで完結せず、地域へ出ていけるような地域づくりが必要。		県道(ロープウェイ近く)から芦ノ湖が見えずもったいない。
	公共交通	道路についても、国道 1 号が交通渋滞していることが明らかなのに、渋滞を解消する方策が書かれていない。渋滞が激しいため、御殿場側から迂回してくる観光客も多い。	地域コミュニティ
この 10 年間の成果が見えないが、何か成果を上げたものはあるのか。		地域スポーツイベントの協力体制の確立が必要	
御殿場から仙石原へ抜けるトンネルをもう一本掘ってバイパス化してはどうか。国道 138 号の下にバイパスを作り、仙石原から御殿場へ抜ける直通的な道ができれば、おそらく 5 分程度でアクセスできるようになり、相当な渋滞緩和になる。これ以上人を呼び込むことを目標とするかどうかという前提はあるが、現在は峠越えを強いられている状況である。仙石原の高さと御殿場の高さは、実際の標高差はさほど変わらないため、御殿場まで直通する道を一本通せば、相当な効果があるのではないかと考える。		自治会を中心に新たな子ども活動運営組織が立ち上がった。	
国道 1 号の渋滞について、なぜ湯本の横断歩道に同期させる歩行者信号を設置しないのか。奥湯本から来る出口の場所とその先の横断歩道の場所は、観光客が無秩序に横断するため、渋滞が発生する。そこに時間調整可能な押しボタン式信号を導入し、同期させて待ち時間を表示するような信号を付ければ、相当な緩和になるのではないかと考える。		防犯パトロールの見直しが行われている。	
免許を返納したので不便。御殿場方面へのバスや住民が利用するタクシーが減少した。			
一番の問題は地域内のガソリンスタンドが全て無くなってしまったことである。現在は宮ノ下のスタンドまで			
これから 10 年先の地域づくり			
居住・地域コミュニティ	総合整備協議会としては交差点改良、歩道整備、空き家対策を推進中。地域コミュニティ内で進めている事業として、空き家をリニューアルし、コミュニティの拠点を作っている。その周囲にアート等の要素を取り入れ、中心部をさらに賑やかにしていきたい。	居住・地域コミュニティ	総合整備協議会としては交差点改良、歩道整備、空き家対策を推進中。地域コミュニティ内で進めている事業として、空き家をリニューアルし、コミュニティの拠点を作っている。その周囲にアート等の要素を取り入れ、中心部をさらに賑やかにしていきたい。
	ごみ出しルールについて、周知できる体制を整えたい。加えて、自治会へ加入してもらい、様々な活動に参加してもらえ体制を築きたい。		ごみ出しルールについて、周知できる体制を整えたい。加えて、自治会へ加入してもらい、様々な活動に参加してもらえ体制を築きたい。
	民泊が増加した背景には、空き家を手取り早く民泊へ、という流れがある。これは総合整備協議会としても町と情報を共有しながら、管理規約の策定など、人数に応じた民泊管理人の設置を強く申し入れるべき。		民泊が増加した背景には、空き家を手取り早く民泊へ、という流れがある。これは総合整備協議会としても町と情報を共有しながら、管理規約の策定など、人数に応じた民泊管理人の設置を強く申し入れるべき。
	外国人の定住は結婚すればあるが自治会に入っていない。ネパールの方も定住している。		外国人の定住は結婚すればあるが自治会に入っていない。ネパールの方も定住している。

防災	廃校が進むと子どもも減るため子どもを育てやすい環境を作る必要がある。 子どもが魅力を感じる施設が不足しているため子どもが遊べる施設がほしい。 ホテルの従業員の住所を町に移してほしい。地域との関係づくりを進めたい。 旧仙石原保育園の跡地活用は、地域と連携して進めてほしい。 地域整備協議会を中心に、古民家をリノベーションして、その一角に地域活動拠点を整備する。 新たな地域運営組織において、地域コミュニティの再生を図る。 独居高齢者や、子どもたちが大学進学等で転出したまま戻らない世帯が多いため、中心部に居住し、バスや車で巡回できるようにし、周りは保養地や観光、自然のエリアとする将来像が望ましい。
	富士山の噴火の想定が発表されており、この地域は礫が飛んでくる想定。これらを考慮した対策が必要。 仙石原小学校の耐震・長寿命化計画があるが、堅牢な建物を建設して避難所としての機能を強化すべき。もっと安心して住める地域にしてほしい。防災対策のベースを作してほしい。 防災指針で、災害に対する対策を書く必要がある。避難を含めて、ソフト対策とハード対策を記述する。 ホテルかマンションに立体駐車場があれば避難場所に活用できるが、仙石原は大きい商業施設などに付随する立体駐車場はない。また、建物の電気系統や蓄電池は2階以下にあるため、最大想定で浸水する。 国道 138 号が寸断された際、何日間持ちこたえられるかという具体的な備蓄などの対応が必要。能登半島地震で復興が進まない理由の一つは若者がいないこと。箱根も同様に大災害がきたら対応できない。 避難の観点から御殿場へのアクセスを容易にするのはとても大事である。 地域の民間施設を避難所として開放してほしい。 小学校の長寿命化計画に合わせ、避難場所としての安全確保やヘリポート利用、防災倉庫の設置、丈夫な建物の建築などハード面の整備が必要である。
景観・観光	乙女峠の景観や湿生花園などの景観について、見せ方を工夫し、再び美しい眺望を取り戻す。周辺の自然や観光資源などを結び回遊性を高める。 乙女峠から温泉荘、特に高原地域における歩道整備を推進してほしい。 乙女峠、長尾峠、県道 75 号線沿線等、芦ノ湖が見えるエリアでの景観伐採をお願いしたい。 すすき草原周辺へ公衆トイレを設置してほしい。 今ある箱根町の自然や空気感が魅力であり、それを求めて来てくれていると思う。これらが破壊されてしまうような開発は認められない。 本町の特別用途地区では、観光産業に関わる用途に対して一定の緩和措置が取られている。実際の運用や地域を守るルールづくりにおいては、そのバランスや適用のあり方を慎重に吟味する必要がある。 仙石原の自然は、手つかずの原生林ではなく、スギやヒノキが植林され手入れされてきたものである。これが箱根の文化であり素晴らしい景観を形作っている。インパウンドの活力を取り入れる必要性もあるため、風紀を乱すような施設は規制しつつ、観光地としての節度ある開発とのバランスを模索すべきである。

交通	湿生花園通りの既存歩道について、非常に幅員が狭小である上に路面が凸凹しており、高齢者が安全に歩行できないため、早急な補修・道路整備を要請する。また、高原地区の県道 75 号やコンビニのある交差点から大箱根カントリーへ向かう道についても、安全な歩道を整備してほしい。 湖尻まで登山鉄道を敷いてほしい。 地域活性化のため交差点改良を継続してほしい。 バスやタクシーの運転者が不足しており、高齢化が進んでいる。86歳ドライバーもいる。 早川沿いの歩道を整備することもよい。サイクリングロードは舗装済み。しかし、サイクリング者は少ない。 金時山周辺に登山客は多いが、歩道がないから危ない。歩道整備をしてほしい。
	乙女峠から温泉荘にかけては多くの観光客が歩く主要経路であるが、歩道が未整備な箇所があり非常に危険。また、観光バスや路線バスが安全に停車でき、後続の一般車両を渋滞で長時間待機させないようにするバスのベイスの設置と歩道整備を一体的に推進してほしい。
	国道・県道の周辺において、手入れされずに伸長している樹木を伐採してほしい。乙女トンネルを抜けた瞬間に、かつてのように仙石原や芦ノ湖への眺望が見えれば観光地としての視覚的効果が非常に大きい。現在は樹木が遮蔽して全く視認できない。既存の乙女観光案内所の利用も阻害されているため、駐車場の再整備も含めて道路左側の樹木の伐採を検討してほしい。
	景観伐採や地域活動拠点の整備について、行政だけに依存するつもりは地域としてはない。地域住民も主体的に参画するほか、新しい地域運営組織を立ち上げるなど、地域住民の主体的な姿勢を計画に明記したい。

その他の意見

自然景観	既存の保養所跡地などが次々開発されている。すでに大規模な宿泊施設が立地しており、これ以上の新規開発は景観や自然保護の観点から望ましくないと考える。町は今後開発を抑制する意思があるのか、明確な方針を知りたい。 町全体の規模で観光誘致や経済活性化をどう考えるか、という広い視点も必要である。開発で自然を破壊するということには賛同しないが、現在のホテル開発は法令を遵守し、周辺住民との合意や許可を得た上でやっている印象であり、特段の自然破壊とまでは言えない。 新規ホテルが開業すれば、そこで働く従業員やその家族が地域に定住するため、人口減少が深刻な本町にとっては貴重な人口流入・定住促進というプラスの側面もある。
表現記述について	現行計画にある「現状・課題」に地域で行っている取組も追加したい。「将来像」を単純に一对一で対応させるだけの硬直した記述ではなく、すでに地域コミュニティや住民が独自に活動している事実を踏まえた書きぶりにしたい。 単なる現状維持が目標であるならば、「伝承」「保全」「継承」「保存」といった具体的なキーワードを明記すべき。一方で、地域をより良くするための計画・方針とするならば、それに応じた「発展性」「より豊かな」という視点や言葉も盛り込み明確にする方が住民としても納得感がある。 住民が多く定住意向も強いという仙石原の独自の特性を活かし、地域の特色を表現したまちづくり方針にしたい。

箱根地域

10 年間の地域の変化

宿泊施設	一般の民家がリフォームされ、知らないうちに民泊になっているケースが非常に多い。
	年間の営業日数(180 日制限)が守られているか不明な事例が多く、制限を超えて稼働している可能性が考えられる。町として、消防法関連のルールや県条例の遵守を徹底すべきである。
交通	東急ハーヴェスト等の宿泊施設は増加している一方、社員寮が町内で確保できていない。そのため、小田原等で社員寮を確保することもあると聞いている。
	別荘地内や会社の保養所など空き家が増加しつつある。
地域コミュニティ	箱根新道が無料化したことにより、小田原へのアクセスが向上した。国道 1 号箱根湯本駅周辺の交通渋滞を回避できる利点は大きい。
	湘南ナンバー以外のタクシーの営業車が増加。運転者が日本人ではない営業車もみられる。
生活基盤	成田空港からのチャーター便等のタクシー営業車が多く、コンビニや無料駐車場を長時間占拠している。これにより一般の観光客が駐車できない事態を招いている。
	バスの運転手不足により最終バスの時間が早まり、高校生の通学に支障が出ている。
景観・観光	また、観光客増加の影響で学生が乗車できない状況も発生している。観光客は降り降りに時間を要することから定時運行が厳しくなっており、通学に片道 1 時間かかる。
	カーナビや Google マップによるルート誘導で、観光客の車両が渋滞回避のために生活道路へ進入してくる。ナビの案内ルートは距離的には最短でも蛇行した道路や速度制限のある狭隘な道路の場合もあり、更なる渋滞を引き起こしている。
生活基盤	主要幹線道路の慢性的な渋滞は、町全域の構造的な最重要課題。過去の紅葉シーズン盛期には芦之湯付近まで渋滞の列が連続していた時期と比較すると緩和傾向にあるものの、信号機が存在しない箇所での自然渋滞が多発しており、地域住民も渋滞回避のために旧道経由で湯本方面へ向かうルートを選択せざるを得ない実態がある。
	レンタルサイクルはあるものの、一般道は車両の通行や歩行者も多く危険であり、自転車道もないため、回遊性向上につながっていない。
生活基盤	夜間出歩く外国人が増加した。歩行者が路肩を歩いており危険である。
	地域における PTA 活動の負担軽減や見直しの動きとして、今年度から会費の徴収を取りやめる方針が決定されるなど、組織のあり方に変化が生じている。
生活基盤	通学の負担が大きいことから、子どもが小学校、中学校、高校への進学という節目に小田原へ転居するケースが多い。通学補助金が 3 か月につき上限 1 万円に縮小されたため、半年で 10 万円かかる定期代に対し補助が不十分であり、往復で 2 時間かかる通学時間も考えると小田原でアパートを借りた方が安価で済むことが一つの要因だと考えられる。
	週 2 回の移動販売は非常に便利であり、山を下りずに済むため高齢者等に重宝されている。
生活基盤	地域内に買い物ができる場所が少なく、自家用車を持っていると箱根地区は三島へ、元箱根地区は旧道(国道 732 号)で小田原へ、湖尻地区は御殿場へ、と地区によって生活圏が異なっている。なお、町内では主にコンビニが利用されている。

景観・観光	成長した樹木により、県道 75 号から湖畔が見えない箇所が増加している。
	国立公園内という特性上、看板一つ出すにしても非常に厳しい制限が存在する。
生活基盤	国道 1 号沿いのアジサイの管理状況については、植栽当時の意図が継承されているか不明確。
	湖尻周辺について、既に多くの施設があるにもかかわらず用途地域が指定されていないことや、現行計画の方針図では拠点の位置付けが無いことは現状と齟齬がある。
生活基盤	元箱根地域にコンビニエンスストアが存在しないため、誘致してほしい。元箱根周辺は観光向けばかりで、18 時には食事ができる食堂も営業を終了してしまうため、夜間に食事を摂る場所が確保できない。
	採算が取れないためチェーン店も進出してこない。

これから 10 年先の地域づくり

宿泊施設	若者による夜間の騒音やパーベキュー等の迷惑行為、湖での遊泳等、地域ルールに反する行為への対策が求められる。
	宿泊施設は増加する一方で、子ども連れが楽しめる遊戯施設が不足している。歴史や景観以外の遊戯施設を整備することで滞在時間を延ばす必要がある。
	閉鎖された会社の保養所が放置され、自治会への挨拶もなく勝手に民泊営業を行っているケースがある。連絡が取れない民泊運営者への対策が必要不可欠。
交通	観光バス等大型車両の増加により道路の傷みが早まっており、国道と比較して対応が遅れがちな県道や町道の迅速な修復体制を構築すべき。
	道路脇の樹木が樹齢 60～70 年を迎え倒木が多くなり、道路寸断の危険があるため対応が必要。
	旧箱根小学校跡地を生活と医療の拠点とし、町内で買い物と医療が完結する仕組みを作るべきである。病床が少なくとも、町内で入院できる機能が望まれる。
	レンタサイクルは普及し始めたが、杉並木や車道を守るには危険が伴うため、西岸沿い等の遊歩道が途切れている箇所の整備によるネットワーク化が求められる。
	県外ナンバーを中心に無料駐車場等を長時間占有しているため、駐車場の有料化も検討する必要がある。
景観・観光	箱根地域、元箱根地域に加え、観光資源が集約している湖尻を拠点として位置付けるべきである。
	成長しすぎた樹木の適切な伐採等により、道路から湖畔が見えるような景観を改善すべき。あわせて、改善された景観を楽しめるよう、現状では路肩の駐車スペースがないという課題に対しても対応が必要。
	森のふれあい館は規制されている活動が多く活用できていない。駐車場が広大なため、イベント時にキッチンカーを入れるだけでなく、フリーマーケットの開催など柔軟な利活用ができれば、さらに有効活用できる。
	森のふれあい館において、広場や駐車場でのキャンプ・火気使用・イベント開催の制限を緩和し、地域の賑わいを創出する拠点への転換を図る必要。
災害	旧箱根小学校は過去に 2 回土砂崩れに見舞われており災害リスクが高い。スポーツ関連のイベント等で使用しているが、設備の老朽化やメンテナンス不足も深刻であり有効活用できていない。また、幼稚園も避難所になっているがレッドゾーン内であるため危険。
	地震により道路が寸断し、5 地域全てが孤立する可能性が高く、各地域で災害対応ができるようにする必要がある。首都直下地震等で東京壊滅時の人口集中も想定し、高低差のある地域特性を考慮した受け皿の準備が必要。
	降雪時に往生する車両の多くがノーマルタイヤのレンタカー。除雪作業の支障となる放置車両を防ぐため、レンタカー業者への啓発や冬期の貸出制限、または積雪時の流入規制等の具体的な対策を講じるべき。

その他

地域コミュニティ	近隣の小田原市では小中学校の一貫校化を進めて学校数を 5 分の 1 ほどに減らすようだが、児童減少が顕著でスクールバスの運行実績もある箱根町こそ、最初に実施すべきだったのではないかな。
	本町の分離型一貫教育は進展していない印象であり、将来的に学校がなくなる可能性があるにも関わらず改革が進まないのは、「地域に学校を残すべき」という現状維持への固執が要因の一つ。
交通	湯本周辺等、他地域の渋滞について全体としていかに対応していくのか。
湖尻エリア	湖尻エリアは、ロープウェイや遊覧船等の交通結節点として高い集積を有しており、人があまり密集しているイメージはないが、朝夕を中心に多くの来訪者が停留所等に滞留している。今回の計画改定でこれ以上の進展が望めるかはわからないが、箱根地区や元箱根湾地区並みに賑わう第一歩になる。
	湖尻エリアはエリア内を回遊するような視点はあまりなく、駐車場がすぐに満車となるのもロープウェイや船の利用客によるものである。
	無料と有料の駐車場が点在しているため一律に有料化してはどうか。また、コンビニや無料駐車場で営業車等が長時間占有している実態もあり、一般観光客の駐車スペースが確保できていない。
	芦ノ湖西岸(湖尻から白浜周辺)における「県西地域活性化プロジェクト」については、過去に検討協議会が組織され会合が重ねられたものの、知事の交代等の経緯により途中で計画が頓挫した。現在は県道扱いとして白浜までは一部整備されているが、管理や土地の権利が複雑に混在しており、草木が生い茂り現在は通行や自転車での移動も困難な状態となっている。過去の令和元年東日本台風(台風 19 号)による大規模崩落からの復旧の際も、当時の環境省副所長からは白浜までの限定的な整備に留まる旨が示されており、約 25km にも及ぶルート全体の整備経緯を考えると、実現性のあることを書くという事務局案の通り、着実な町道整備の方針に落ち着けるべきであると理解できる。
	箱根地区の湖畔にある県営駐車場では、大雨時に芦ノ湖水位が上がってプールようになったこともあり、水防対策も必要。
その他	計画推進にあたり、役場内関係各課間の情報共有をしっかりとすべき。
	計画を「絵に描いた餅」にせず、若者の定住を促す補助制度や町営住宅の刷新等、具体的な施策に落とし込む必要がある。

資料

1 箱根町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会・

地域別まちづくりワークショップ名簿

箱根町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会・

地域別まちづくりワークショップの設置

「箱根町第4次都市計画マスタープラン」及び「箱根町立地適正化計画」の策定にあたり、町内全域に関係するまちづくりの検討および計画の素案づくりを行う策定検討委員会と、地域毎のまちづくりの検討および計画の素案づくりを行う地域別まちづくりワークショップを設置しました。

策定検討委員会委員名簿

氏名	摘要
◎市川 毅	箱根町自治会連絡協議会
勝俣 伸	一般財団法人箱根町観光協会
○高畠 康敬	小田原箱根商工会議所青年部
勝俣 昭彦	箱根町建設業協会
橋上 朗	湯本地域まちづくりワークショップ
廣枝 三千ル	
若林 宏光	温泉地域まちづくりワークショップ
安藤 義和	
山口 行男	宮城野地域まちづくりワークショップ
古屋 光章	
江尻 聡	仙石原地域まちづくりワークショップ
鈴木 邦子	
大澤 亮	箱根地域まちづくりワークショップ
平井 規之	

◎:委員長 ○副委員長

策定検討委員会オブザーバー

氏名	摘要
吉岡 敦	神奈川県県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター

湯本地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
橋上 朗	湯本地域自治会連合会
高橋 誠	湯本地域自治会連合会
岩瀬 清史	湯本山崎地区整備協議会
田中 久士	箱根湯本観光協会
廣枝 三千ル	湯本女性会
小川 智通	箱根町建設業協会

温泉地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
若林 宏光	温泉地域自治会連合会
嶋 幸嗣	温泉地域自治会連合会・宮ノ下商店会
石島 鉄也	温泉地域自治会連合会
安藤 竜一	箱根大平台観光協会
安藤 義和	箱根宮ノ下観光協会
小泉 京子	大平台女性会
石井 秀尚	箱根町建設業協会

宮城野地区まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
山口 行男	宮城野地域自治会連合会
宮澤 由久	宮城野地域自治会連合会
中村 和弘	宮城野地域自治会連合会
勝俣 隆弘	宮城野地区総合整備協議会
古屋 光章	箱根町宮城野木賀観光協会
田村 洋一	箱根強羅観光協会
川端 美江子	宮城野女性会
勝俣 浩一	箱根町建設業協会

仙石原地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
市川 毅	仙石原地域自治会連合会
江尻 聡	仙石原地域自治会連合会
齋藤 誠	仙石原地域総合整備協議会
石村 光稔	箱根町仙石原観光協会
鈴木 邦子	仙石原女性会
鈴木 華樹	仙石原地域子ども会
窪澤 翔	仙石原青年団
勝俣 敏彦	箱根町建設業協会

箱根地域まちづくりワークショップメンバー

氏名	摘要
大澤 亮	箱根地域自治会連合会
川井 美津久	箱根地域自治会連合会
平井 規之	芦ノ湖・芦之湯地区観光連絡協議会
越坂部 敏成	元箱根観光協会湖尻支部
児島 桂子	箱根女性会
三浦 秀一	箱根町建設業協会

2 箱根町都市計画マスタープラン策定検討委員会等設置要綱

箱根町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 箱根町都市計画マスタープラン及び立地適正化計画(以下「両計画」という。)の策定にあたり、町民から町の特性や課題について広く意見を求めるとともに、まちづくりの方向性について検討するため、町民を主体として組織する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 両計画の策定に関すること。
- (2) その他両計画に関し、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員等 15 名以内をもって組織し、町長が委嘱する。

2 委員会には、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長には委員長があたる。

2 委員会の会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、町長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から両計画策定の完了の日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、箱根町環境整備部都市整備課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月8日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第3条に掲げる所掌事務が終了した日をもって、その効力を失う。